

平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする 地震に係る被害状況等について

※これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。

平成 31 年 4 月 12 日
18 時 00 分 現在
内 閣 府

1 地震の概要

(1) 平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分に発生した地震

ア 発生日時

- ・平成 28 年 4 月 14 日 21:26

イ 震源地（震源の深さ）及び地震の規模

- ・場所：熊本県熊本地方（北緯 32 度 44.5 分、東経 130 度 48.5 分）、深さ 11km
- ・規模：マグニチュード 6.5

ウ 各地の震度（震度 5 弱以上）

震度 7 熊本県： 益城町宮園

震度 6 弱 熊本県： 熊本東区佐土原、熊本西区春日、熊本南区城南町、熊本南区富合町、玉名市天水町、宇城市松橋町、宇城市不知火町、宇城市小川町、宇城市豊野町、西原村小森、嘉島町上島

震度 5 強 熊本県： 玉名市横島町、熊本中央区大江、熊本北区植木町、菊池市旭志、宇土市浦田町、合志市竹迫、熊本美里町永富、熊本美里町馬場、大津町大津、菊陽町久保田、御船町御船、山都町下馬尾、氷川町島地

震度 5 弱 熊本県： 熊本高森町高森、阿蘇市内牧、南阿蘇村吉田、南阿蘇村河陽、八代市平山新町、八代市松江城町、八代市千丁町、八代市鏡町、菊池市泗水町、長洲町長洲、大津町引水、甲佐町豊内、氷川町宮原、合志市御代志、和水町江田、上天草市大矢野町、上天草市松島町、天草市五和町

宮崎県： 椎葉村下福良

エ 津波

- ・この地震による津波のおそれはなし。

(2) 平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分に発生した地震

ア 発生日時

- ・平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分

イ 震源地（震源の深さ）及び地震の規模

- ・場所：熊本県熊本地方（北緯 32 度 45.2 分、東経 130 度 45.7 分）、深さ 12km
- ・規模：マグニチュード 7.3

ウ 各地の震度（震度 5 弱以上）

震度 7 熊本県： 益城町宮園、西原村小森

震度 6 強 熊本県： 南阿蘇村河陽、菊池市旭志、宇土市浦田町、大津町大津、嘉島町上島、宇城市松橋町、宇城市小川町、宇城市豊野町、合志市竹迫、熊本中央区大江、熊本東区佐土原、熊本西区春日

震度 6 弱 熊本県： 阿蘇市一の宮町、阿蘇市内牧、南阿蘇村中松、南阿蘇村河陰、八代市鏡町、玉名市横島町、玉名市天水町、菊池市隈府、菊池市泗水町、大津町引水、菊陽町久保田、御船町御船、熊本美里町永富、熊本美里町馬場、宇城市不知火町、山都町下馬尾、氷川町島地、合志市御代志、和水町江田、熊本南区城南町、熊本南区富合町、熊本北区植木町、上天草市大矢野町、天草市五和町

大分県： 別府市鶴見、由布市湯布院町川上

震度 5 強 福岡県： 久留米市津福本町、柳川市三橋町、大川市酒見、みやま市高田町

震度 5 弱

佐賀県： 佐賀市川副、佐賀市久保田、上峰町坊所、神埼市千代田
 長崎県： 南島原市北有馬町
 熊本県： 南小国町赤馬場、熊本小国町宮原、産山村山鹿、熊本高森町高森、南阿蘇村吉田、八代市平山新町、八代市松江城町、八代市千丁町、玉名市中尾、山鹿市菊鹿町、山鹿市鹿本町、山鹿市鹿央町、菊池市七城町、玉東町木葉、長洲町長洲、甲佐町豊内、氷川町宮原、芦北町芦北、芦北町田浦町、上天草市松島町
 大分県： 別府市天間、豊後大野市清川町、日田市前津江町、竹田市直入町、竹田市荻町、九重町後野上
 宮崎県： 椎葉村下福良、高千穂町三田井、宮崎美郷町田代
 愛媛県： 八幡浜市保内町
 福岡県： 福岡南区塩原、遠賀町今古賀、久留米市小森野町、久留米市城島町、久留米市三潑町、久留米市北野町、柳川市大和町、柳川市本町、八女市吉田、八女市黒木町今、八女市矢部村、八女市本町、筑後市山ノ井、小郡市小郡、大木町八町牟田、福岡広川町新代、筑前町篠隈、みやま市瀬高町
 佐賀県： 佐賀市駅前中央、佐賀市栄町、佐賀市諸富、佐賀市東与賀、白石町福田、白石町福富、白石町有明、みやき町北茂安、みやき町三根、小城市芦刈、神埼市神埼
 長崎県： 諫早市多良見町、島原市有明町、雲仙市国見町、雲仙市小浜町雲仙、南島原市口之津町、南島原市西有家町、南島原市深江町、南島原市加津佐町
 熊本県： 阿蘇市波野、八代市東陽町、八代市泉支所、八代市坂本町、荒尾市宮内出目、玉名市岱明町、山鹿市老人福祉センター、山鹿市山鹿、南関町関町、宇城市三角町、山都町大平、山都町今、和水町板橋、人吉市西間下町、あさぎり町須恵、山江村山田、水俣市牧ノ内、津奈木町小津奈木、上天草市姫戸町
 大分県： 大分市長浜、別府市上野口町、臼杵市臼杵、津久見市宮本町、佐伯市蒲江蒲江浦、佐伯市春日町、佐伯市鶴見、佐伯市上浦、日田市上津江町、日田市田島、日田市中津江村栃野、竹田市久住町、竹田市会々、玖珠町帆足
 宮崎県： 延岡市北川町川内名白石、延岡市北方町卯、椎葉村総合運動公園、高千穂町寺迫
 鹿児島県： 長島町獅子島、長島町伊唐島

エ 津波

- ・ 津波注意報発表 平成 28 年 4 月 16 日 1 時 27 分
- ・ 津波注意報解除 平成 28 年 4 月 16 日 2 時 14 分

(3) 地震活動の状況

【平成 28 年 4 月 14 日 21:26 以降に発生した震度 6 弱以上の地震】

4 月 14 日	21:26	震度 7	熊本県熊本
	22:07	震度 6 弱	熊本県熊本
15 日	0:03	震度 6 強	熊本県熊本
16 日	1:25	震度 7	熊本県熊本
	1:45	震度 6 弱	熊本県熊本
	3:55	震度 6 強	熊本県阿蘇
	9:48	震度 6 弱	熊本県熊本

【震度 4 以上の地震の発生推移】（気象庁：平成 31 年 4 月 10 日 24 時現在）

平成 28 年 4 月 14 日～4 月 30 日	120 回
5 月 1 日～5 月 31 日	8 回
6 月 1 日～6 月 30 日	5 回
7 月 1 日～7 月 31 日	1 回
8 月 1 日～8 月 31 日	3 回
9 月 1 日～9 月 30 日	2 回

10月1日～10月13日	0回
11月1日～11月30日	1回
12月1日～12月31日	0回
平成29年1月1日～1月31日	1回
2月1日～2月28日	0回
3月1日～3月31日	0回
4月1日～4月30日	0回
5月1日～5月31日	2回
6月1日～6月30日	0回
7月1日～7月31日	1回
8月1日～8月31日	0回
9月1日～9月30日	1回
10月1日～10月31日	0回
11月1日～11月30日	0回
12月1日～12月31日	0回
平成30年1月1日～1月31日	0回
2月1日～2月28日	0回
3月1日～3月31日	0回
4月1日～4月30日	0回
5月1日～5月31日	1回
6月1日～6月30日	0回
7月1日～7月31日	1回
8月1日～8月31日	1回
9月1日～9月30日	0回
10月1日～10月31日	0回
11月1日～11月30日	0回
12月1日～12月31日	0回
平成31年1月1日～1月31日	0回
2月1日～2月28日	0回
3月1日～3月31日	0回
4月1日～4月10日	0回

※平成31年4月10日24時現在、震度1以上を観測する地震が4,596回発生。(震度7：2回、震度6強：2回、震度6弱：3回、震度5強：5回、震度5弱：13回、震度4：123回、震度3：421回、震度2：1,248回、震度1：2,779回)

2 人的・物的被害の状況

(1) 人的被害（消防庁情報：平成31年4月12日18:00現在）

(人)

都道府県名	死者	重傷	軽傷
福岡県		1	16
佐賀県		4	9
熊本県	270	1,184	1,553
大分県	3	11	23

宮崎県		3	5
合計	273	1,203	1,606

《参考》死者数の内訳

【熊本県からの報告】（平成 31 年 4 月 12 日 16:30 現在）

- ・警察が検視により確認している死者数 50 名
- ・市町村において災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの 215 名
- ・6 月 19 日から 6 月 25 日に発生した豪雨による被害のうち熊本地震との関連が認められた死者数 5 名

【大分県からの報告】（平成 29 年 3 月 27 日 16:30 現在）

- ・災害弔慰金法に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの 3 名

(2) 建物被害（消防庁情報：平成 31 年 4 月 12 日 18:00 現在）

都道府県名	住宅被害			非住家被害		火災件
	全壊	半壊	一部破損	公共建物	その他	
	棟	棟	棟	棟	棟	
山口県			3			
福岡県		4	251			
佐賀県			1		2	
長崎県			1			
熊本県	8,657	34,491	155,095	467	12,857	15
大分県	10	222	8,110		59	
宮崎県		2	39			
合 計	8,667	34,719	163,500	467	12,918	15

(3) その他の被害（消防庁情報：平成 29 年 10 月 16 日 11:00 現在）

○原子力発電所・コンビナート等の被害情報

- ・川内（鹿児島県）、玄海（佐賀県）、伊方（愛媛県）の各原子力発電所は被害なし
- ・八代地区コンビナート（熊本県） 道路に若干の液状化あるも被害なし
- ・大分地区コンビナート（大分県）内の JX エネルギー(株)大分製油所の原油タンク（5 基）の浮き屋根に油のにじみあり→措置完了（平成 28 年 4 月 16 日 18 時 15 分）
- ・その他のコンビナートは被害なし

3 避難の状況

(1) 避難指示（緊急）・避難勧告発令状況（消防庁情報：平成 31 年 4 月 12 日 18:00 現在）

発令されていた避難指示（緊急）・避難勧告はすべて解除

(2) 避難所の状況

【熊本県】

- ・平成 28 年 11 月 18 日をもって、県内全避難所を閉鎖
- ・避難所への避難者最大数：183,882 名（平成 28 年 4 月 17 日、855 箇所開設）

【大分県】

- ・平成 28 年 5 月 16 日をもって、県内全避難所を閉鎖
- ・避難所への避難者最大数：12,443 名（平成 28 年 4 月 17 日、311 箇所開設）

4 その他の被害状況

(1) 土砂災害（国土交通省情報：平成 31 年 4 月 11 日 12:00 現在）

○土砂災害発生状況 190 件

- ・土石流等 57 件（熊本県 54 件、大分県 3 件）
- ・地すべり 10 件（熊本県 10 件）
- ・がけ崩れ 123 件（佐賀県 1 件、長崎県 1 件、熊本県 94 件、大分県 15 件、宮崎県 11 件、鹿児島県 1 件）

(2) 河川（国土交通省情報：平成 31 年 4 月 11 日 12:00 現在）

ア 国管理河川

- ・これまでに確認した堤防等の被災に対して、本格的な復旧工事を全て完了（平成 28 年 5 月 31 日）

イ 都道府県・政令市管理河川

- ・一般被害：なし
- ・河川管理施設等被害全 48 河川 322 箇所

大分県	1 河川 1 箇所	応急対策済み
熊本県	44 河川 318 箇所	応急対策済み
熊本市	3 河川 3 箇所	1 箇所は復旧工事完了、2 箇所は応急対策済み
合計	48 河川 322 箇所	

(3) ライフラインの状況

ア 電力（経済産業省情報）

○九州電力管内

- ・停電：平成 28 年 4 月 20 日（水）19 時 10 分、がけ崩れや道路の損壊等により復旧が困難な箇所を除いて、高圧配電線への送電完了。大規模な土砂崩れにより送電が困難となっていた阿蘇市、高森町、南阿蘇村においては、全国から手配した電源車の活用により通電していたところ、平成 28 年 4 月 27 日（水）送電線の仮復旧工事が完了し、4 月 28 日（木）21 時 36 分、系統からの電力供給に切り替えを完了。
- ・停電戸数：0 戸 ※風雨の影響等により、今後も一時的な停電が発生する可能性がある。
【最大 47 万 7,000 戸停電（平成 28 年 4 月 16 日 2:00 現在）】

イ ガス（経済産業省情報）

○西部ガス管内

- ・供給停止戸数：0 戸（平成 28 年 4 月 30 日（土）13:40 時点）
【最大 10 万 5,000 戸（うち空き家等を除いた需要家との契約に基づく件数は最大約 10 万 1,000 戸）】
※供給停止：4月30日（土）13時40分、熊本市周辺の供給区域における復旧作業を完了し、家屋倒壊その他の事情により供給再開ができない需要家を除くすべての需要家に対するガスの供給を再開。
※熊本県内で供給している、西部ガスを除く 4 事業者（九州ガス、山鹿都市ガス、天草ガス、大牟田ガス）については、供給支障は発生していない。

○簡易ガス（九州全域）

- ・平成 28 年 4 月 28 日中に、熊本県内の全ての簡易ガス供給団地（計 101 団地）で供給停止が解消。【27 日時点では 3 団地で停止】
- ・他県は被害情報無し。

○L P ガス（九州全域）

- ・L P ガス販売事業者：熊本県内（434 社）のうち 4 販売所（事務所等）が損壊したが、現在営業中。（九州全域：2,500 事業者（うち熊本県 434、大分県 245））

ウ 石 油（経済産業省情報）

- ・熊本県内 S S（計 7 9 7）：現時点で約 9 割超（7 3 6 ヶ所）の稼働を確認
- ・燃料の応援要請への対応については、平成 28 年 4 月 16 日 に発動した石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」を 5 月 15 日に終了。

エ 水 道（厚生労働省：平成 31 年 4 月 12 日 12:00 現在）

（ア）断水状況

・断水解消済み（平成 28 年 7 月 28 日）

【最大 44 万 5,857 戸断水（各自治体の最大断水戸数の累計）】

※家屋等損壊地域（熊本県御船町 98 戸。地震により家屋等が大きく損壊した地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定として市町村から報告のあったものであるため、断水戸数の対象に含めない）についても、平成 30 年 11 月中に全て復旧済み。

※熊本市は、平成 28 年 4 月 30 日 18 時に、熊本市全域に水道水が供給できるようになり、水が出ない場合は市民に対して連絡を促すとともに、引き続き、他の地方公共団体や関係団体と連携して漏水の調査・修理を行う旨プレスリリースした。

※ 被害報告のあった地域を記載

県、市町村名	最大断水戸数	断水期間	被害状況
【熊本県】	11,215 戸	4/14～4/26	漏水のため断水（復旧済み）。
宇城市（うきし）			
益城町（ましきまち）	約 11,000 戸	4/14～5/12	漏水により断水継続中。15 日断水一部解消（戸数不明）するも 16 日地震で再度断水（復旧済み）。
御船町（みふねまち）	6,590 戸	4/14～5/23	配水管が漏水（家屋等損壊地域 98 戸を除き復旧済み）。 飲用不可（解消済み）。
熊本市（くまもとし）	326,873 戸	4/21～4/30	基幹送水管が破損（復旧済み）。
西原村（にしはらむら）	2,652 戸	4/16～5/25	配水池・管路の損傷等により断水中（復旧済み）。 飲用不可（解消済み）。
大津町、菊陽町（おおづまち、きくようまち） 【大津菊陽水道企業団（おおづきくようすいどうきぎょうだん）】	約 31,000 戸		配水管で多数の漏水（復旧済み）。
玉名市（たまなし）	122 戸	4/15～4/21	原水濁度上昇により断水（復旧済み）。
菊池市（きくちし）	3,000 戸	4/17～4/22	原水濁度上昇により断水（復旧済み）。 濁水による飲用不可（解消済み）。
山都町（やまとちょう）	2,760 戸	4/14～4/25	配水池水位低下等のため断水（復旧済み）。 濁水発生のため飲用不可（解消済み）。
甲佐町（こうさまち）	697 戸	4/15～4/26	配水管が数カ所漏水（復旧済み）。 配水所運用開始。
美里町（みさとまち）	600 戸	4/15～4/16	原水タンク破損（復旧済み）。 濁水発生のため飲用不可（解消済み）。
宇土市（うとし）	約 9,200 戸	4/16～4/18	管路等漏水（復旧済み）。 夜間断水解消。
小国町（おぐにまち）	177 戸	4/16～4/20	漏水修理（復旧済み）。 濁水のため飲用不可（解消済み）。 設備の能力により、PM11:00～AM5:00 で計画断水（解消済み）。
南阿蘇村（みなみあそむら）	3,503 戸	4/16～7/28	施設の損壊等により断水（復旧済み）。 大雨により別途 158 戸断水（解消済み）。
産山村（うぶやまむら）	200 戸	4/16～4/20	管路から漏水（復旧済み）。
玉東町（ぎょくとうまち）	0 戸		濁水発生（解消済み）。
合志市（こうしし）	約 3,000 戸	4/16	漏水等による断水（復旧済み）。 濁水発生のため飲用不可（解消済み）。

人吉市（ひとよしし）	約 7,000 戸	4/16～4/18	配水池の濁水で断水発生（復旧済み）。
阿蘇市（あそし）	約 10,000 戸	4/16～5/8	水道管破損のため断水（復旧済み）。一部地域で濁水により飲用不可（解消済み）。
南小国町（みなみおぐにまち）	2 戸	4/16～4/17	水道管破損（復旧済み）。濁水により飲用不可（解消済み）。
高森町（たかもりまち）	2,866 戸	4/17～4/21	停電による全戸断水（復旧済み）。
小計	432,457 戸		
【大分県】 日田市（ひたし）	267 戸	4/14～4/18	停電による断水（復旧済み）。水道水に濁りが発生しているため飲用を控えることを広報。飲用不可（解消済み）。
中津市（なかつし）	23 戸	4/16～ 4/16 21:00	水源・配水池に濁り（解消済み）。
由布市（ゆふし）	3,442 戸	4/16～4/23	漏水による断水（復旧済み）。一部地域で色度が高いため飲用不可（解消済み）。
別府市（べっふし）	5,740 戸	4/16	配水管の漏水による断水。系統切替で断水解消。（復旧済み）。
九重町（ここのえまち）	791 戸	4/16～4/26	水源からの取水が可能となったため通水を開始（復旧済み）。飲用不可（解消済み）。
竹田市（たけたし）	0 戸		濁水発生（解消済み）。
豊後大野市（ぶんごおおのし）	0 戸		濁水発生（解消済み）。
宇佐市（うさし）	0 戸		濁水発生による飲用不可（解消済み）。
小計	10,263 戸		
【宮崎県】 五ヶ瀬町（ごかせちょう）	0 戸		濁水発生のため飲用不可（解消済み）。
延岡市（のべおかし）	30 戸	4/16	（復旧済み）
高千穂町（たかちほちょう）	2,700 戸	4/16～5/4	原水濁度上昇により断水。濁水の発生（解消済み）。
美郷町（みさとちょう）	28 戸	4/16	配水管破損のため断水（復旧済み）。
小計	2,758 戸		
【福岡県】 久留米市（くるめし）	70 戸	4/16	配水管破損（1箇所）（復旧済み）。
小計	70 戸		
【長崎県】 南島原市（みなみしまばらし）	35 戸	4/16	配水管破損のため断水（復旧済み）。
雲仙市（うんぜんし）	15 戸	4/16	濁水発生に伴う配水池清掃のための系統切り替えによる断水（復旧済み）。
小計	50 戸		
【佐賀県】 神埼市（かんざきし）	10 戸	4/16	（復旧済み）。
小計	10 戸		
【鹿児島県】 出水市（いずみし）	249 戸	4/16	配水管亀裂により漏水（復旧済み）。
小計	249 戸		
合計	445,857 戸		

（イ）応急給水の実施状況

- ・被災自治体からの給水車の派遣要請に対し、全国の水道事業者が、応急給水を実施。

(最大 108 台体制)

(ウ) 調査職員の派遣について

- ・ 必要な技術支援を把握すべく、厚生労働省職員が被災市町村を個別訪問

派遣場所：熊本県熊本市ほか

派遣期間：平成 28 年 4 月 15 日・16 日、4 月 18 日～6 月 1 日

(エ) 技術職員等の派遣等

- ・ 上記の結果をもとに、日本水道協会、全国管工事業協同組合連合会と連携し、総勢最大で約 1,000 名体制で以下の課題に必要な対応策を実施。

①短期的課題（水源の濁りや小規模な漏水）に対しては、速やかな技術職員及び管工事業者の派遣等

②中長期的課題（周辺一帯の土砂崩れや施設の損壊等）に対しては、被害状況を正確に把握した上で、復旧計画策定の支援、専門的な知見を有する技術職員による調査の実施、技術職員及び管工事業者の派遣

(オ) その他

- ・ 被災者の不安を解消し、正確な情報に基づいて行動できるよう、被災地の水道事業者から、応急給水の予定や水道の復旧見込みに関してきめ細やかな情報発信を実施。
- ・ 住宅・マンションについて、水が出ないと熊本市水道局に連絡あり次第、市内 70 事業者が修理を実施。（上記約 1,000 名体制の外数）

オ 下水道（国土交通省情報：平成 31 年 4 月 11 日 12:00 現在）

○処理施設

都道府県名	市町村・流域等名	下水処理場名	対応状況
熊本県	水俣市	水俣市浄化センター	復旧工事完了
熊本県	菊池市	菊池浄水センター	復旧工事完了
熊本県	阿蘇市	阿蘇市浄化センター	復旧工事完了
熊本県	大津町	大津町浄化センター	復旧工事完了
熊本県	御船町	御船浄水センター	復旧工事完了
熊本県	嘉島町	嘉島浄化センター	復旧工事完了
熊本県	益城町	益城町浄化センター	復旧工事完了
熊本県	熊本市	東部浄化センター	復旧工事完了
		西部浄化センター	復旧工事完了
		南部浄化センター	復旧工事完了
		中部浄化センター	復旧工事完了
		城南町浄化センター	復旧工事完了
大分県	別府市	別府市中央浄化センター	復旧工事完了

※その他の処理場については、被害なし

カ 通信関係（総務省情報：平成 30 年 10 月 15 日 10:00 現在）

○固定電話：NTT 西日本 全て復旧。

○携帯電話・PHS

- ・ 携帯電話の停波基地局数：全て復旧

- ・ PHS の停波基地局数：全て復旧

※停波の主な原因は、伝送路断等と推測。

	事業者	被害状況等
固定電話	NTT 東日本	・被害なし
	NTT 西日本	・全て復旧
	NTT コミュニケーションズ	・被害なし
	KDDI	・被害なし
	ソフトバンク	・全て復旧
携帯電話	NTT ドコモ	・全て復旧
	KDDI (au)	・全て復旧
	ソフトバンク	【携帯】 ・全て復旧 【PHS】 ・全て復旧

○避難所及び行政機関の通信確保対応状況

- ・避難所における通信確保状況
※平成 28 年 11 月 18 日に全避難所が閉鎖
- ・通信事業者の保有する機器の貸与
衛星携帯電話、携帯電話充電器（マルチチャージャ）その他携帯電話等避難所及び行政機関に配備していたものを全て回収（詳細は後述）。
- ・その他携帯電話等を避難所及び行政機関に配備。

キ 放送関係（総務省情報：平成 30 年 10 月 15 日 10:00 現在）

＜地上放送（テレビ、AM、FM）関係＞

都道府県	事業者	被害状況等	最大被害数
熊本県	○NHK 南阿蘇局 （テレビ、FM）	○停電後、非常用発電機の故障により停波。 →4 月 17 日（日）発電機の修理により復旧（停波時間は、18:20～10:45（16 時間 25 分））	○6,372 世帯 （一部は他の中継局（阿蘇局）の放送で視聴の可能性あり。）
	○NHK 大矢野湯島局 （テレビ総合・教育）	○停電後、非常用電源の給電停止により停波。 →4 月 16 日（土）13:19 発電機を持ち込んだため復旧。16:09 商用電源が復旧（停波時間は、9:26～13:19（3 時間 53 分））	○169 世帯
	○NHK（AM）	○被害報告なし	○被害報告なし
	○熊本放送 蘇陽北局 （AM）	○アンテナ破損により停波 →4 月 18 日（月）15:45 アンテナの修理により復旧。（停波時間は、4 月 16 日（土）1:25～4 月 18 日（月）15:45（62 時間 20 分））	○約 1 万世帯

	○民放 4 社(テレビ) ○南阿蘇局 (NHK (TV・FM)、民放テレビ 4 社、民放 FM1 社)	○熊本局 4 月 16 日(土)地震発生直後、停電のため放送中断したが、手動で発電機を起動し復旧。その後商用電源復旧。(停波時間 1:57～2:30 (33 分)) ○砥用局 4 月 16 日(土)停電後、非常用発電機が停止して停波したが、発電機を再起動・復旧。その後商用電源復旧。(停波時間 9:55～11:20 (1 時間 25 分)) 地震発生後の停電以降、非常用電源で放送継続していたところ、従来の場所では燃料補給が困難となったため、 ・民放 FM (1 社) は 5 月 9 日(月)、民放テレビ 4 社は 16 日(月)、NHK (TV・FM) は、18 日(水)にそれぞれ仮設中継局(観音桜展望台)からの放送に切替え。 ・この切替えの後一部地域で難視聴が発生しており、NHK・民放で連携して対応中。	○県内 8 か所で非常用発電機を使用していた。
大分県	○NHK (テレビ、AM、FM) ○民放(テレビ 3 社(うち 1 社 AM 兼営)、FM 1 社)	○NHK、民放とも被害報告なし	○被害報告なし

○災害時における放送の確保

・臨時災害放送局の開設等による生活情報の提供

甲佐町(こうさまち)及び御船町(みふねまち)が、総務省配備の設備の提供を受けて、臨時災害放送局(FM)を開設(甲佐町:4月23日、御船町:4月25日、益城町:4月27日)し、被災者に向けたきめ細かい生活情報を提供。

・被災者へのラジオの配布

平成 28 年 4 月 20 日(水)、9 市町村からの要請を受け、被災者の生活情報の確保のため、経済産業省の協力を得て、ラジオ 2,500 台(うち 900 台はソニーより、1,000 台はパナソニックより無償供与)を確保。総務省九州総合通信局から各市町村に対し、ラジオを県内ラジオ局の周波数表を添えて配布(4月22日、23日・合計 2,080 台)。

5 月 7 日(土)、九州総合通信局から御船町にラジオ 20 台を追加配布。

5 月 9 日(月)、九州総合通信局から益城町にラジオ 200 台(うち 100 台は NHK より無償供与)を追加配布。

5 月 11 日(水)、新たにラジオ 1,030 台確保し(全てソニーより無償供与)、15 日(日)、益城町にラジオ 925 台、御船町にラジオ 5 台を追加配布。

8 月 22 日(月)、九州総合通信局から益城町にラジオ 100 台を追加配布。

<コミュニティ放送関係>

○熊本県：放送継続中（３社）

○大分県：放送継続中（３社）

都道府県	事業者	被害状況等	最大被害数
熊本県	○熊本シティエフエム →臨時災害放送局へ移行 (４月18日～４月30日) ○その他のコミュニティ放送 (２社)	○放送継続中（停電により短時間停波） ○被害報告なし	○停波１件 ○被害報告なし
大分県	３社	○被害報告なし	○被害報告なし

＜ケーブルテレビ＞

全世帯復旧（平成28年4月28日(木) 5:00時点（57世帯）から縮小）

○熊本県：復旧済（３社）、確認済（７社）

○大分県：復旧済（２社） ※１７社については被害なし

○佐賀県：確認済（１３社） ※１３社については被害なし

○宮崎県：確認済（７社） ※７社については被害なし

都道府県	事業者	被害状況等	最大被害数
熊本県	○ジェイコム九州 ○光ネットワーク(株) ○小国町 ○その他のケーブルテレビ (７社)	○全世帯復旧 ○平成28年4月28日(木)商用電源の完全復旧により放送継続 ○平成30年3月28日(水)本復旧 ○確認済（７社について設備被害なし）	○22,760世帯 (４月14日(木)発生の地震による視聴不可世帯1,244件を含む) ○2,619世帯 ○68世帯 ○被害報告なし
大分県	○大分ケーブルテレコム ○日田市 ○その他のケーブルテレビ (１７社)	○４月16日(土)13時45分復旧 ○４月17日(日)17時復旧 ○確認済 (17社について被害なし)	○9世帯 ○1,100世帯 ○被害報告なし
宮崎県	7社	○確認済（７社について被害なし）	○被害報告なし
佐賀県	13社	○確認済（13社について被害なし）	○被害報告なし

(4) 道路（国土交通省情報：平成31年4月11日12:00現在）

ア 高速道路

・被災による通行止め：0区間

※解除済み

道路名：宮崎自動車道

区間名：えびのJCT～都城IC 4/16 1:26（規制開始） ～ 4/16 09:30（規制解除）

道路名：南九州西回り自動車道

区間名：八代JCT～津奈木IC 4/16 1:26（規制開始） ～ 4/16 16:00（規制解除）

4/19 17:54（規制開始） ～ 4/19 22:10（規制解除）

道路名：東九州自動車道

区間名：大分米良IC～佐伯IC 4/16 1:26（規制開始） ～ 4/16 20:00（規制解除）

道路名：宇佐別府道路

区間名：安心院 IC～速見 IC・JCT 4/16 1:26（規制開始）～ 4/17 15:00（規制解除）
 道路名：日出バイパス
 区間名：速水 IC・JCT～日出 IC 4/16 1:26（規制開始）～ 4/17 15:00（規制解除）
 道路名：大分自動車道
 区間名：速水 IC・JCT～日出 JCT 4/16 1:26（規制開始）～ 4/21 00:00（規制解除）
 鳥栖 JCT～日田 IC 4/16 1:26（規制開始）～ 4/16 6:30（規制解除）
 日田 IC～玖珠 IC 4/16 1:26（規制開始）～ 4/17 21:00（規制解除）
 玖珠 IC～湯布院 IC 4/16 1:26（規制開始）～ 4/18 23:15（規制解除）
 湯布院 IC～日出 JCT 4/16 1:26（規制開始）～ 5/9 22:40（規制解除）
 日出 JCT～別府 IC 4/16 1:26（規制開始）～ 4/21 0:00（規制解除）
 別府 IC～大分 IC 4/16 1:26（規制開始）～ 4/17 21:00（規制解除）
 大分 IC～大分米良 IC 4/16 1:26（規制開始）～ 4/16 20:00（規制解除）
 道路名：九州中央自動車道
 区間名：嘉島 JCT～小池高山 IC 4/14 21:28（規制開始）～ 4/26 15:00（規制解除）
 道路名：九州自動車道
 区間名：古賀 IC～南関 IC 4/16 1:26（規制開始）～ 4/16 6:30（規制解除）
 南関 IC～植木 IC 4/14 21:37（規制開始）～ 4/15 12:00（規制解除）
 4/16 1:26（規制開始）～ 4/16 6:30（規制解除）
 植木 IC～益城熊本空港 IC 4/14 21:28（規制開始）～ 4/15 22:30（規制解除）
 4/16 1:26（規制開始）～ 4/29 9:00（規制解除）
 益城熊本空港 IC～嘉島 JCT 4/14 21:28（規制開始）～ 4/29 9:00（規制解除）
 嘉島 JCT～松橋 IC 4/14 21:28（規制開始）～ 4/26 15:00（規制解除）
 松橋 IC～八代 IC 4/14 21:28（規制開始）～ 4/15 14:00（規制解除）
 4/16 1:26（規制開始）～ 4/26 15:00（規制解除）
 八代 IC～えびの IC 4/14 21:28（規制開始）～ 4/15 14:00（規制解除）
 4/16 1:26（規制開始）～ 4/16 16:00（規制解除）
 えびの IC～栗野 IC 4/16 1:26（規制開始）～ 4/16 9:30（規制解除）
 道路名：長崎自動車道
 区間名：東脊振 IC～鳥栖 JCT 4/16 1:26（規制開始）～ 4/16 6:30（規制解除）

イ 直轄国道

・被災による通行止め：1 区間

路線名	地点名	被災状況	備考
国道 57 号	南阿蘇村 81k100 付近	斜面崩壊	通行止め開始：平成 28 年 4 月 16 日 1:25～ 迂回路あり 通行止め延長（L=3.6km）

※解除済み

道路名：国道 3 号
 地点名：坪井川橋 184k100 4/16 3:31（規制開始）～ 4/16 8:40（規制解除）
 道路名：国道 3 号
 地点名：松崎跨線橋 184k360 4/16 02:07（規制開始）～ 4/16 21:00（規制解除）
 道路名：国道 57 号
 地点名：立野跨線橋 83k700 4/16 02:27（規制開始）～ 4/16 16:00（規制解除）
 道路名：国道 57 号
 地点名：宇土跨線橋 125k300 4/16 06:40（規制開始）～ 4/16 20:00（規制解除）
 道路名：国道 57 号
 地点名：江津齋藤橋 111k360 4/16 02:51（規制開始）～ 4/16 22:10（規制解除）
 道路名：国道 210 号
 地点名：日田市天瀬町～玖珠郡玖珠町 51k280～64k640
 4/16 21:05（規制開始）～ 4/29 07:00（規制解除）

ウ 公社有料

・被災による通行止め：なし

※解除済み

道路名：福岡高速
 区間名：全線 4/16 1:26（規制開始）～ 4/16 6:30（規制解除）
 道路名：松島道路

区間名：合津 IC～知十 IC 4/16 1:26（規制開始） ～ 4/16 8:00（規制解除）

エ 補助国道

・被災による通行止め：1区間

路線名	地点名	被災状況	備考
国道 325 号	クマモトケンミナミアソ ムラカワヨウ 熊本県 南 阿蘇村河 陽	落橋	・通行止め開始：平成 28 年 4 月 16 日（不明） ・迂回路あり ・通行止め延長（L=1.2km）

※解除済み

道路名：国道 445 号
 所在地：熊本県八代市 4/14 23:30（規制開始） ～ 4/15 6:00（規制解除）
 道路名：国道 251 号
 所在地：長崎県雲仙市 4/14 22:30（規制開始） ～ 4/15 6:00（規制解除）
 道路名：国道 218 号
 所在地：熊本県宇城市 4/15 00:53（規制開始） ～ 4/15 17:00（規制解除）
 道路名：国道 498 号
 所在地：佐賀県武雄市 4/15 00:33（規制開始） ～ 4/15 17:00（規制解除）
 道路名：国道 212 号
 所在地：大分県日田市天瀬町 4/16 2:10（規制開始） ～ 4/16 14:30（規制解除）
 道路名：国道 442 号
 所在地：大分県日田市中津江村 4/16 3:32（規制開始） ～ 4/16 10:00（規制解除）
 道路名：国道 387 号
 所在地：大分県日田市中津江村 4/16 2:40（規制開始） ～ 4/16 18:30（規制解除）
 道路名：国道 387 号
 所在地：大分県日田市中津江村 4/16 4:05（規制開始） ～ 4/18 10:30（規制解除）
 道路名：国道 387 号
 所在地：大分県日田市上津江町 4/16 5:20（規制開始） ～ 4/17 10:30（規制解除）
 道路名：国道 218 号
 所在地：熊本県宇城市豊野町 4/16 4:20（規制開始） ～ 4/16 15:30（規制解除）
 道路名：国道 265 号
 所在地：熊本県山都町二瀬本 4/16 3:20（規制開始） ～ 4/16 5:10（規制解除）
 道路名：国道 387 号
 所在地：熊本県菊池市原 4/16 3:20（規制開始） ～ 4/17 17:00（規制解除）
 道路名：国道 325 号
 所在地：熊本県大津町室 4/16 6:10（規制開始） ～ 4/17 14:00（規制解除）
 道路名：国道 266 号
 所在地：熊本県熊本市東区画図町 4/16 5:40（規制開始） ～ 4/17 9:50（規制解除）
 道路名：国道 218 号
 所在地：熊本県宇城市豊野寺村 4/16 3:20（規制開始） ～ 4/18 8:00（規制解除）
 道路名：国道 212 号
 所在地：熊本県小国町杖立 4/16 2:12（規制開始）～4/18 11:30（規制解除）
 道路名：国道 443 号
 所在地：熊本県益城町寺迫 4/14 23:00（規制開始）～4/20 12:00（規制解除）
 道路名：国道 443 号
 所在地：熊本県益城町寺迫 4/14 17:00（規制開始）～4/20 12:00（規制解除）
 道路名：国道 443 号
 所在地：熊本県益城町寺迫 4/16 11:30（規制開始）～4/20 12:00（規制解除）
 道路名：国道 212 号
 所在地：大分県日田市大山町 4/16 2:25（規制開始）～4/21 7:00（規制解除）
 道路名：国道 325 号
 所在地：熊本県阿蘇郡高森町 4/16 12:00（規制開始）～4/21 9:30（規制解除）
 道路名：国道 387 号
 所在地：大分県日田市上津江町 4/21 15:20（規制開始） ～ 4/22 16:00（規制解除）
 道路名：国道 442 号
 所在地：福岡県八女市 4/16 4:50（規制開始） ～ 4/25 7:00（規制解除）
 道路名：国道 265 号
 所在地：宮崎県東臼杵郡椎葉村 4/16 8:30（規制開始） ～ 4/28 15:00（規制解除）
 道路名：国道 325 号

所在地 : 熊本県南阿蘇村河揚 4/16 10:30 (規制開始) ~ 4/29 11:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 442 号
 所在地 : 大分県大分市木上 4/16 2:55 (規制開始) ~ 6/29 15:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 212 号
 所在地 : 大分県日田市天瀬町~熊本県小国町杖立
 4/16 2:12 (規制開始) ~ 7/15 17:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 212 号
 所在地 : 大分県日田市大山町 4/16 2:44 (規制開始) ~ 8/26 17:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 445 号
 所在地 : 熊本県御船町滝尾 4/16 (規制開始) ~ 12/1 12:00 (規制解除)
 道路名 : 国道 445 号
 所在地 : 熊本県御船町下鶴 H28 4/15 (規制開始) ~ H30 3/30 10:00 (規制解除)

オ 都道府県・政令市道

平成 30 年 10 月 15 日 10:00 (迂回路あり・孤立なし)

被災による通行止め : 計 1 区間

・熊本市 (直轄代行) 1 区間 (橋梁のずれ等)

(5) 交通機関 (国土交通省情報 : 平成 31 年 4 月 11 日 11:00 現在)

ア 鉄道

・新幹線の状況

九州新幹線 H28 4/27 14:36 全線の運転再開

・在来線の状況

2 事業者 2 路線運転休止

事業者名	線名	運転休止区間	運転休止		運転再開		主な被害状況等
J R 九州	豊肥線	肥後大津 ~ 阿蘇	H28 4/16	始発			・赤水駅~立野駅間土砂流入 (4/16)
南阿蘇鉄道	高森線	立野~中松	H28 4/16	始発			・立野駅~中松駅間 犀角山トンネルの出口側(高森 駅方) 40m 区間が横ずれ等、 第一白川橋りょうの部材変形・ 破断等 他

※代行バス等の運行

・JR 九州 豊肥線 : 肥後大津駅~宮地駅間については、代行バス輸送を実施中

・南阿蘇鉄道 高森線 : 緊急通学バス輸送を実施中

イ 空港

○熊本空港

・管制官は平成 28 年 4 月 19 日管制塔での業務を再開

・ターミナルビルは、4 月 19 日 15 時から部分再開し、5 つの搭乗口のうち 3 つを運用。

ターミナルビル運用開始後は、出発客・到着客とも同ビルを利用中

4 月 23 日朝より、4 つ目の搭乗口が運用可能となり、被災前の運航便数にも対応可能な状態まで回復

5 月 19 日に応急復旧が完了し、当面使用可能な 4 つの搭乗ゲートの全ての待合室が使用可能となった

6 月 1 日午前より、5 つ目の搭乗口も運用再開。

平成 29 年 1 月 31 日、空港ビル会社による当面の復旧 (空港ビル閉鎖エリアの復旧) が完了

熊本県をはじめとする地元関係者とコンセッション方式の導入に向けた調整を進めるとともに、早期のターミナルビル再建を推進していく

・4 月 19 日、一部の旅客便が運航再開 (到着便は 19 便、出発便は 6 便)

4 月 20 日以降旅客便は、通常の約 7 割にあたる 50 便程度が運航中 (搭乗率 60%程度)

4月28日より約8割の旅客便が運航中
 5月14日より約9割の旅客便が運航中
 6月2日より国内線全便が運航再開
 6月3日より国際線の一部が運航再開

・支援物資輸送等の支援

自衛隊機（C-1、C-130等）、米軍（オスプレイ、C-130等）、JAL貨物臨時便が離着陸
 災害派遣医療チーム（DMAT）輸送も含め、救難業務や支援物資配送に従事する航空機を支援

○空港運用時間の弾力化について

- ・熊本空港の航空保安業務24時間提供は、平成28年4月28日をもって終了し、以後、通常運用。（7時30分～21時30分）時間外については、関係機関からの要請に応じて対応
- ・大分空港の航空保安業務24時間提供は、平成28年4月19日22時30分をもって終了
 提供開始時間の1時間前倒し（6時30分から）は、平成28年4月23日7時30分をもって終了

○九州の他の空港は、通常どおり運用中

ウ 港湾

都道府県名	管理者名	港格	港湾名	港湾地区名・海岸名及び被害状況等
熊本県	熊本県	重要港湾	熊本港	・橋梁両端ジョイント部にズレ。（復旧済、規制解除） ・フェリーへの車両乗降用可動橋に不具合あるため使用不可。（応急復旧済） ・岸壁背後の道路に亀裂。（復旧済） ・コンテナターミナルのガントリークレーンに不具合あり（復旧済）。ガントリークレーンの基礎沈下（復旧済） ・官公庁船・漁船船溜まり浮桟橋のジョイント部破損。（使用可能）（復旧済）
熊本県	熊本県	重要港湾	八代港	・エプロンの一部に沈下（復旧済）、クラック。（利用上の支障無し） ・臨港道路歩道・路肩の陥没。（復旧済）
熊本県	熊本県	重要港湾	三角港	・エプロンの一部に目地開き、クラック。（利用上の支障無し、経過観察中） ・緑地歩道部のインターロッキング破損。（復旧済）
大分県	大分県	重要港湾	別府港	【石垣地区】 ・岸壁の沈下、背後の液状化、水道管破裂による水吹き出し（応急復旧済） ・岸壁背後に小規模な陥没（復旧済） 【別府港海岸】 ・2地区（餅ヶ浜地区・関の江地区）に陥没（直径10cm 深さ30cm程度）【復旧済】。

(6) 被災自治体庁舎（総務省情報：平成30年10月15日10:00現在）

○熊本県内の次の市町村において、庁舎損壊等のため庁舎外に機能を移転。

- やつしろし
・八代市→仮設庁舎等へ
- ひとよしし
・人吉市→別庁舎等へ
- みなまし
・水俣市→仮設庁舎等へ
- うとし
・宇土市→仮設庁舎等へ
- あまくさし
・天草市→別庁舎等へ

おおづまち

- ・ 大津町→仮設庁舎等へ

ましきまち

- ・ 益城町→仮設庁舎等へ

※ 熊本県庁市町村課に H30/10/13 に確認

○行政の受付窓口等の支援

- ・ 熊本県市町村課（行政書士会窓口）に対して、日本行政書士会連合会が協力できる具体的な内容（被災自治体の受付窓口や相談窓口への行政書士の派遣等）について、被災自治体への周知を依頼（H28 4/28(木)）
- ・ 日本行政書士会連合会に対して、被災自治体から要望があった場合に迅速な対応を取るよう協力依頼（H28 4/28(木)）

(7) 医療施設（厚生労働省情報：平成 31 年 4 月 12 日時点）

- ・ 病棟の損壊等により、入院診療に制限がある病院：2 病院

(8) 社会福祉施設等（厚生労働省情報：平成 31 年 4 月 12 日時点）

○社会福祉施設に対する福祉人材の応援体制

- ・ 4 月 17 日付けで、社会福祉施設への要援護者の受け入れ等に伴う必要な福祉人材の応援体制について自治体・関係団体に対して必要な措置を要請する通知を発出。
- ・ 4 月 22 日付けで、社会福祉施設に派遣可能な福祉人材の登録について関係自治体への要請に係る通知を発出。
- ・ 4 月 29 日から、派遣可能な福祉人材と施設のニーズのマッチングを開始
※8 月 31 日までの間に、約 60 施設に対し、約 6,400 人日の福祉人材を派遣

○高齢者施設の状況

- ・ 熊本県全域の 1,234 施設について、県庁及び厚労省にて確認したところ、人的被害は 14 施設 24 名（人命にかかる被害はなく、外傷・転倒・骨折等）、また、建物の被害は 354 施設（半壊、屋根の倒壊、壁の損傷等）。

○障害児・者入所施設の状況

- ・ 熊本県全域の 78 施設について、県庁及び厚労省現地対策本部等にて確認したところ、全施設に人的被害はなし。また、2 施設の一部の建物が損壊したが、建物を移転して復旧工事中。

○児童福祉施設等の状況

- ・ 児童入所施設

熊本県全域の 30 施設について、厚労省が県と市に確認したところ、全施設に人的被害はなし、物的被害は 13 施設。

- ・ 保育所等

熊本県全域の保育所等の開園状況について、厚労省が市及び施設に確認。

保育所 563 施設のうち開園が 563 施設（開園率 100%）

認定こども園 88 施設のうち開園が 88 施設（開園率 100%）

地域型保育事業 71 施設のうち開園が 71 施設（開園率 100%）

○熊本労災特別介護施設

- ・ 熊本県内に 1 施設（宇土市）
- ・ 建物構造に問題なし。応急措置が必要な箇所から修繕実施。
- ・ 入居者（87 名）に怪我人等は無し。
- ・ 市水道局からの給水は全日通水（24 日以降）。
- ・ 食糧及び介護用品について、通常の調達が可能となった。（26 日以降）

○その他

- ・ 救護施設は、熊本県全域の 7 施設について、厚労省が県等に電話により確認したところ、全施設について人的被害はなく、また、軽微な損害（3 施設）以外の物的被害なし。

○事業者団体等の通知

- ・高齢者施設や障害者施設、児童施設等における緊急的な対応として、要援護者の受入れに係る定員超過等を容認するとともに、その場合にも給付の対象とすることを自治体等に通知。(4/14~17)

(9) 医薬品・医療機器等の被害状況（厚生労働省情報：平成 31 年 4 月 12 日 12:00 現在）

○平成 28 年 6 月 7 日付けで一般財団法人化学及血清療法研究所（以下「化血研」という。）から「平成 28 年熊本地震」による影響について（第三報）」として、震災による化血研への影響がプレスリリースされた。また、化血研からの公表情報を受けて、厚生労働省としてもワクチン・血液製剤等の全体の供給の見込みについて同日付でプレスリリースを行った。現在、化血研の震災復旧プログラムに基づき、復旧作業が進められる製造も再開している。(H28 10/11 17:00)

熊本県に医薬品製造所がある残り 23 社のうち、21 社については安定供給に問題なく、2 社については、製造再開にむけ復旧作業済み。(H28 10/11 17:00)

(※) 確認先：熊本県、日本医薬品卸売業連合会、日本製薬団体連合会、日本医療機器販売業協会、日本医療機器産業連合会、日本衛生材料工業連合会、日本赤十字社、日本産業・医療ガス協会

○九州ブロック血液センター管内全体（計 8 カ所）では、検査、製造、供給体制に支障は生じていない。

○有効期限の極端に短い診断用放射性医薬品について、道路亀裂等による交通渋滞により一部影響が生じているものの、配送が可能となった。(H28 4/20 18:30)

○日本医薬品卸売業連合会及び日本医療機器販売業協会に対し、改めて熊本県内の加盟企業の状況確認を依頼したところ、現時点では医薬品・医療機器等の安定供給等にかかる問題は生じていないとの報告あり。(H28 4/25 16:00)

○本震後、熊本県内において、在宅酸素療法を取り扱っている 15 事業者を通して確認し、15 社全てから問題発生なしと連絡あり。(H28 4/22 13:30)

○内閣府から連絡を受けて、熊本県から要請のあった紙おむつ（乳児）20,000 枚、紙おむつ（大人）20,000 枚、女性用衛生用品 20,000 枚（ユニチャーム製）を日本衛生材料工業連合会に対して要請。4 月 16 日 24 時に日通の鳥栖流通センター（佐賀県鳥栖市）に搬送され、熊本県内の市町村に搬送。(H28 4/18 6:00)

○内閣府から連絡を受けて、熊本県から追加要請のあった紙おむつ（乳児）400 枚、紙おむつ（大人）500 枚、女性用衛生用品 6,400 枚に加え、プッシュ型支援として紙おむつ（乳児）40,000 枚（花王製）を日本衛生材料工業連合会に対して要請。4 月 17 日午前 2 時（プッシュ型分）及び午前 5 時（追加要請分）に佐賀県鳥栖市に搬送され、熊本県内の市町村に搬送。(H28 4/18 6:00) さらに、4 月 28 日に追加で紙おむつ（大人）9,000 枚、紙おむつ（乳児）10,000 枚、液体石けん 30 箱、ウェットティッシュ 3,000 個を日本衛生材料工業連合会に対して要請。5 月 6 日までに指定搬入場所（福岡県久山町）に搬入され、熊本県内の市町村に搬送。(H28 5/11 17:00) さらに、尿とりパッド 3,200 枚を日本衛生材料工業連合会に対して要請し、御船町役場に搬送。(H28 5/11 17:00)

○内閣府から連絡を受けて、ウジ虫用殺虫剤 1,000 本を日本防疫殺虫剤協会に要請。5 月 21 日までに指定搬入場所（福岡県久山町）に搬入され、熊本県内の市町村に搬送。(H28 5/23 17:00)

○日本 OTC 医薬品協会に対して、一般用医薬品等の配送を依頼。4 月 21 日以降、順次熊本県薬剤師会対策本部に配送。(H28 4/25 17:00)

○内閣府から連絡を受けて、プッシュ型支援として手指消毒液（2 製品各 10,000 本）を関係企業に対して要請。4 月 21 日午前中及び 4 月 22 日午後指定搬入場所（福岡県久山町）に搬送され、熊本県内の市町村に発送済み。(4/22 20:00) さらに、4 月 28 日に追加で手指消毒液（1 製品 5,000 本）を関係企業に対して要請。4 月 29 日に同指定搬入場所に搬入。(H28

4/29 9:00)

- 日本歯科医師会から、日本歯科商工協会等の協力を得て、熊本県歯科医師会に歯ブラシ（大人）27,440個、歯ブラシ（子供）4,000個に追加し、義歯ケース3,000個、義歯ブラシ10,480個及びオーラルリンス7,900個を送付し、ニーズのある避難所へ配送。（H28 4/26 15:00）

(10) 公共職業能力開発施設等（厚生労働省情報：平成31年3月27日12:00現在）

熊本県内の公共職業能力開発施設等は以下の5施設があり、その状況は以下のとおり。

- 熊本職業能力開発促進センター（合志市）
 - ・倒壊の恐れがあった第一研修棟は、平成31年2月に建替えを完了。その他、被害を受けた建物（電気設備実習場の全ガラスの落下、階段崩落の恐れ、木工実習場の基礎部分の一部破損等）は修繕を完了。離職者訓練は、使用可能な実習場及び教室を活用して平成28年5月9日から全てのコースで再開。在職者訓練は、平成28年5月8日から再開。
- 熊本職業能力開発促進センター荒尾訓練センター（荒尾市）
 - ・建物は目立った被害なし。離職者訓練及び在職者訓練は通常通り実施。
- 熊本高等技術専門学校（熊本市）
 - ・体育館の天井の一部破損（梁10本程度）、ガラス破損、外壁にひびの修繕を完了（平成29年11月）。学卒者訓練は平成28年5月9日から再開。休講分は補講を実施。
- 熊本県立技術短期大学校（菊陽町）
 - ・体育館の照明落下、天井コンクリート剥離、本部棟の全ガラス破損、実習棟1階壁に亀裂、地面数か所が隆起の被害があったが、いずれも修繕を完了（平成30年8月）。学卒者訓練は平成28年5月9日から再開。休講分は補講を実施。
- 熊本障害者職業センター
 - ・建物は被害なし。
 - ・職業準備支援及びリワーク支援事業を通常プログラムにより再開
 - ・大分県内の公共職業能力開発施設等は以下の7施設があるが、いずれも大きな被害はなく、通常どおり訓練等を実施。
 - 大分職業能力開発促進センター（大分市）
 - 大分高等技術専門学校（大分市）
 - 佐伯高等技術専門学校（佐伯市）
 - 日田高等技術専門学校（日田市）
 - 竹工芸・訓練支援センター（別府市）
 - 大分県立工科短期大学校（中津市）
 - 大分障害者職業センター（別府市）

(11) 保健衛生施設等

ア 地方衛生研究所（厚生労働省情報：平成31年4月12日12:00現在）

- 熊本県保健環境科学研究所（地方衛生研究所）：通常業務
- 熊本市環境総合センター（地方衛生研究所）：通常業務
- 大分県衛生環境研究センター（地衛研）：通常業務

イ 保健所（厚生労働省情報：平成31年4月12日12:00現在）

- 熊本県内保健所（10カ所）：5施設（阿蘇、宇城、御船、山鹿、菊池）で建物の亀裂等の被害有り。残り5施設は被害なし。
- 熊本市保健所：建物被害あり。階段の1つが使用不能。外壁、内壁に亀裂が入り、タイルが剥がれ落ちている箇所多数。
- 大分県内保健所：建物被害なし。通常業務。

ウ 人工透析関係（厚生労働省情報：平成30年4月9日14:00現在）

(熊本県)

- ・建物の損壊等によって透析再開を断念した施設を除き、6月より全施設が通常の透析医療を再開。

(12) 文教施設（文部科学省情報：平成30年10月15日12:00現在）

ア 被害状況

都道府県名	国立学校施設(校)	公立学校施設(校)	私立学校施設(校)	社会教育・体育、文化施設等(施設)	文化財等(件)	独立行政法人等(施設)	計
福岡県	3	88	49	38	16		194
佐賀県	1	21	5	14	8		49
長崎県	2	29	2	3	5		41
熊本県	4	443	158	373	119	1	1,098
大分県	4	79	27	54	18		182
宮崎県	1	26		3	3		33
計	15	686	241	485	169	1	1,597
6県	大学 11 高専 4	幼 23 小 323 中 168 高 102 中等 1 特別 35 大学 1 専各 1 その他 32	幼 70 中 15 高 38 大学 18 短大 6 専各 67 こども園 27	社教 227 青少年 16 社体 202 文化 37 教研 2 その他 1	重文(建) 39 登録(建) 74 重文(美) 4 特史 1 史跡 30 名勝 12 天然 3 伝建 3 その他 3	独法 1	

・主な被害状況：プレースの破断、天井・ガラス・配管等の破損、外壁等のひび割れ、熊本城における石垣崩落 等

イ 休校・短縮授業となっている学校等

- ・5月16日より、熊本県内の全ての国公立学校 824 校・園が再開

ウ 避難所となっている学校等

- ・平成30年4月10日15:00現在、全てが避難所としての使用を終了している。

(13) 金融機関（金融庁情報：平成30年10月12日9:00現在）

- ・休業中の店舗なし。

(14) 郵政関係（総務省情報：平成30年10月15日10:00現在）

- ・1の郵便局において、窓口業務を見合わせ。
- ・2の郵便局等において、業務用システムに障害等。→復旧等により解消済。

(15) 小 売（経済産業省情報：平成28年9月14日10:00現在）

熊本県内の休業店舗の状況

- ・大手コンビニ（休業中3店舗／全596店舗）
（立入禁止区域内店舗：1、建物の安全性に問題がある店舗：2）
- ・大手スーパーマーケット（休業中6店舗／全57店舗）
（建物の安全性に問題がある店舗：6）

(16) 農林水産関係（農林水産省情報：平成30年10月3日23:00現在）

ア 被害の概要

区分	主な被害	被害数	被害額 (億円)	被害地域 (現在7県から報告有り)
農作物等	農作物の損傷	332ha他	3.8	熊本県、大分県
	家畜の斃死等	325,387頭羽他	5.4	熊本県、大分県
	共同利用施設の損壊等	168箇所	34.6	熊本県、大分県、宮崎県
	農業用ハウスの損傷	946件	37.7	熊本県、大分県、宮崎県

	畜舎等の損壊	12,305 件	504.7	熊本県、大分県、宮崎県
小計			586.2	
農地・農業用施設関係	農地の損壊	11,696箇所	278.3	福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	農業用施設等の損壊	5,260箇所	434.9	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	(農業用施設： ため池、水路、道路等)	5,187箇所	397.1	
	(農地海岸保全施設)	70箇所	35.0	
	(農村生活環境施設： 集落排水施設)	3箇所	2.8	
小計			713.2	
林野関係	林地の荒廃	474 箇所	392.9	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
	治山施設	45 箇所	25.3	熊本県、大分県
	林道施設等	1,687 箇所	13.4	佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県
	木材加工・流通施設及び特用林産物施設等	30 箇所	8.1	福岡県、熊本県、大分県、宮崎県
小計			439.7	
水産関係	水産物	14 件	1.6	熊本県、大分県
	漁場	1 件	1.1	熊本県
	養殖施設	186 件	3.2	熊本県
	漁港施設等	18 漁港	19.2	熊本県、大分県
	共同利用施設	24 件	8.3	熊本県
小計			33.4	
合計			1,772.5	

イ 農業

(ア) 園芸作物等

一部の施設で被害があり、作物についても一部落果等の被害が発生。

① 共同利用施設

- ・18の選果場で、外壁、選果ライン等の一部破損が発生（熊本県17件、長崎県1件）

② 農業用ハウス

- ・ハウス本体・高設栽培ベンチ・配管の損傷、燃油タンクの傾き等の被害が散見される状況

③ 作物

- ・メロン、トマトの一部落果被害が発生
- ・いちご、レタス、すいか等の一部枯死被害が発生
- ・カーネーション、コチョウラン等の鉢物の一部落下被害が発生
- ・一番茶で一部適期を逃して収穫できなかった地域あり

(イ) 畜産

当初は生乳の廃棄が発生したものの、4月21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている。施設等に被害が発生。

① 生乳

- ・発生直後は集乳できない地域が熊本県下で広がっていたものの、4月21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている
- ・乳業工場の多くが操業を停止していたが、順次、操業を再開

② 酪農・肉用牛農家

- ・畜舎等の施設、設備が全壊又は一部損壊したほか、死亡牛も発生

(ウ) 土地利用型作物

一部の施設で被害があり、水田においても地割れ等の被害が発生。

① 共同利用施設

- ・カントリーエレベーター等で地盤沈下、配管や搬送設備の破損等の被害が発生

② 加工施設

- ・製粉工場等で配管の破損等の被害が発生

③ 作物

- ・ほ場の地割れや液状化、法面の崩壊等の被害が発生
- ・水路やパイプラインの損壊等により、水が確保できないほ場が発生

(エ) 土地改良施設

熊本県内において水田 7,674 箇所の損壊について、査定前着工による応急復旧を実施。

また、県管理の農地海岸の復旧工事については、直轄代行で実施。

① 国営造成ダム（実施中）

- ・点検対象 4 ダムのうち、3 ダムについては異常なし
- ・大蘇ダムは、ダムの天端に微細なクラックを確認したが、ダム工学の専門家による調査等を行い、安全性を確認

② 国営造成ダム（完了地区）

- ・点検対象 24 箇所は異常なし

③ 熊本県内のため池

- ・点検対象 122 箇所のうち、109 箇所は異常なし、13 箇所はクラック等の変状あり
- ・変状（クラック）の発生したため池については、安全上の観点から一定の水位まで低下させるとともに、ブルーシートによる保護等を実施
- ・農研機構の専門家（農業土木）9 名が、大切畑ため池、下小森ため池第 2、鬼ため池ほか 4 箇所のため池調査を実施
- ・熊本県が学識経験者等で構成する「大切畑ダム（ため池）技術検討専門会議（第 1 回：5 月 31 日、第 2 回：8 月 4 日、第 3 回：10 月 5 日、第 4 回：12 月 21 日）」を開催

④ 農地・農業用施設

- ・約 2,000ha が断水していた菊池台地地区では、土地改良区等による迅速な応急工事を実施し、国営幹線水路からの取水はすでに可能
- ・国営造成施設の筑後川下流白石地区（佐賀県）でパイプラインからの漏水を確認
- ・県管理の農地海岸については、12 海岸で堤体の沈下、クラックを確認。熊本県から要請を受け、7 海岸の復旧を国による直轄代行で実施。
- ・熊本市及び益城町において農業集落排水施設に被害が発生。

ウ 林野関係

地震直後から県と協力して、ヘリ調査、技術職員による現地調査を実施。また、県管理の治山施設の復旧工事については、直轄施行で実施。

(ア) 林地の荒廃

① 林地被害

- ・山腹崩壊等の林地被害が、474 箇所で発生（熊本県 439 箇所、福岡県 1 箇所、佐賀県 1 箇所、長崎県 5 箇所、大分県 25 箇所、宮崎県 3 箇所）

② 治山施設

- ・45 箇所の治山施設で、施設の一部損壊等の被害が発生（熊本県 40 箇所、大分県 5 箇所）
- ・熊本県において被災した治山施設 40 箇所のうち、熊本県から要請を受けた 17 箇所に

ついて直轄施行で実施

(イ) 林道施設等

- ・ 153 路線の林道施設で、路面の亀裂・沈下等の被害が発生（熊本県 121 路線、佐賀県 1 路線、大分県 12 路線、宮崎県 19 路線）

(ウ) 木材加工施設・流通施設、特用林産物施設等

- ・ 30 箇所の木材加工施設等で、施設の一部損壊等の被害が発生（熊本県 24 箇所、福岡県 3 箇所、大分県 2 箇所、宮崎県 1 箇所）

エ 水産関係

一部の施設に被害が発生したが、現在、水揚げや流通は回復。

- ・ 熊本県の 17 漁港、大分県の 1 漁港において、防波堤等に被害
- ・ 共同利用施設（荷さばき所等）の一部破損
- ・ 飼育水槽の排水管破損によるアユ等の斃死
- ・ 民間事業者の錦鯉等養殖池が破損
- ・ アサリ漁場（白川河口部）への堆積土砂の流入

オ 卸売市場

一部の地方卸売市場において施設に被害が発生。平成 29 年 3 月 20 日に復旧工事完了。

- ・ 熊本市田崎市場青果棟及び水産物棟において卸売場等の一部破損

(17) 廃棄物関係（環境省情報：平成 31 年 4 月 12 日現在）

ア 災害廃棄物

- ・ 災害廃棄物の発生推計量が 289 万トンとなる（熊本県災害廃棄物処理実行計画第 2 版平成 29 年 6 月 9 日）
- ・ 県内各市町村に災害廃棄物の一次仮置場が設置され、災害廃棄物（損壊家屋の解体に伴い発生するものを含む）を搬入・処理を行っていたが、処理の進捗に伴い、平成 30 年 12 月末で全ての一次仮置場を閉鎖。
- ・ 木くずや混合廃棄物等の破碎・選別を行う二次仮置場を、熊本県が 1 箇所、熊本市が 5 箇所設置した。熊本県設置の二次仮置場は、平成 30 年 1 月末に閉鎖。熊本市設置の二次仮置場は、平成 30 年 6 月末で全て閉鎖。
- ・ 損壊家屋の解体について、平成 30 年 12 月末で全て完了（解体棟数 35,675 棟）。
- ・ 災害廃棄物について、平成 30 年 12 月末で全て完了（処理量 311 万トン）。

イ 廃棄物処理施設

- ・ ごみ処理施設 27 施設のうち、全ての施設が復旧済み。
- ・ し尿処理施設 21 施設のうち、1 施設は廃止予定。残りの施設は復旧済み。
- ・ 最終処分場 25 施設のうち、全ての施設が稼働中。

(18) 原子力発電所関係（原子力規制庁情報：平成 28 年 12 月 14 日 15:30 現在）

発電所名 (電力会社)	立地市町村	状況	立地市町村最大震度 (日時)
玄海（九州）	佐賀県玄海町	異常なし	3（4 月 16 日 1:26）
川内（九州）	鹿児島県薩摩川内市	異常なし	4（4 月 16 日 1:26）
伊方（四国）	愛媛県伊方町	異常なし	4（4 月 16 日 1:26）
島根（中国）	島根県松江市	異常なし	3（4 月 16 日 1:26）

5 政府の主な対応

(1) 官邸の対応等

(平成 28 年 4 月 14 日)

- ・ 21:31 官邸対策室設置、緊急参集于一ム招集
- ・ 21:36 総理指示発出
- ・ 21:55 緊急参集于一ム協議
- ・ 22:10 非常災害対策本部設置（平成 30 年 11 月 30 日廃止）
- ・ 22:13 官房長官会見
- ・ 23:21 第 1 回非常災害対策本部会議
- ・ 23:25 内閣府情報先遣于一ム熊本県へ出発
- ・ 23:55 官房長官会見

(15 日)

- ・ 5:59 緊急参集于一ム協議
- ・ 6:40 政府調査団熊本県へ出発（団長：松本防災担当副大臣）
- ・ 7:40 官房長官会見
- ・ 8:08 第 2 回非常災害対策本部会議
- ・ 10:06 官房長官会見
- ・ 10:40 非常災害現地対策本部設置（平成 28 年 9 月 16 日廃止）
- ・ 13:00 第 1 回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- ・ 16:07 第 3 回非常災害対策本部会議
- ・ 16:49 官房長官会見
- ・ 17:00 第 2 回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(16 日)

- ・ 2:38 総理指示発出
- ・ 2:38 緊急参集于一ム協議
- ・ 3:28 官房長官会見
- ・ 5:10 第 4 回非常災害対策本部会議
- ・ 5:52 官房長官会見
- ・ 10:00 第 3 回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- ・ 11:30 第 5 回非常災害対策本部会議
- ・ 12:13 官房長官会見
- ・ 16:00 第 4 回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- ・ 18:34 第 6 回非常災害対策本部会議

(17 日)

- ・ 10:58 緊急参集于一ム協議
- ・ 11:30 第 5 回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- ・ 11:37 第 7 回非常災害対策本部会議
- ・ 12:34 官房長官会見
- ・ 16:30 第 6 回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- ・ 17:00 被災者生活支援于一ム会合
- ・ 17:59 緊急参集于一ム協議
- ・ 18:33 第 8 回非常災害対策本部会議
- ・ 19:19 官房長官会見

(18 日)

- ・ 11:24 官房長官会見
- ・ 11:30 第 7 回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

- ・ 15:59 緊急参集于一ム協議
- ・ 16:30 第8回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- ・ 16:34 第9回非常災害対策本部会議
- ・ 17:43 官房長官会見
- (19日)
- ・ 10:12 官房長官会見
- ・ 11:30 第9回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- ・ 16:18 緊急参集于一ム協議
- ・ 16:30 第10回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- ・ 16:59 第10回非常災害対策本部会議
- ・ 17:54 官房長官会見
- (20日)
- ・ 11:23 官房長官会見
- ・ 14:59 緊急参集于一ム協議
- ・ 15:34 第11回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 第11回政府現地対策本部・熊本県災对本部合同会議
- ・ 16:38 官房長官会見
- (21日)
- ・ 11:25 官房長官会見
- ・ 14:27 緊急参集于一ム協議
- ・ 15:04 第12回非常災害対策本部会議
- ・ 16:19 官房長官会見
- ・ 16:30 第12回政府現地対策本部・熊本県災对本部合同会議
- (22日)
- ・ 10:11 萩生田官房副長官会見
- ・ 15:26 緊急参集于一ム協議
- ・ 16:05 第13回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 第13回政府現地対策本部・熊本県災对本部合同会議
- ・ 16:53 官房長官会見
- (23日) 総理による熊本地震に係る被災状況視察
- ・ 13:00 第14回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 第14回政府現地対策本部・熊本県災对本部合同会議
- (24日)
- ・ 9:35 第15回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 第15回政府現地対策本部・熊本県災对本部合同会議
- (25日)
- ・ 11:11 官房長官会見
- ・ 16:11 第16回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 第16回政府現地対策本部・熊本県災对本部合同会議
- ・ 17:08 官房長官会見
- (26日)
- ・ 10:10 官房長官会見

- ・ 14:08 第17回非常災害対策本部会議
- ・ 16:19 官房長官会見
- ・ 16:30 第17回政府現地対策本部・熊本県災对本部合同会議
(27日)
- ・ 11:25 萩生田官房副長官会見
- ・ 11:37 第18回非常災害対策本部会議
- ・ 16:28 官房長官会見
- ・ 16:30 第18回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(28日)
- ・ 10:10 官房長官会見
- ・ 16:00 官房長官会見
- ・ 16:30 第19回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部会議合同会議
- ・ 18:00 第19回非常災害対策本部会議
(29日) 総理による熊本地震に係る被災状況視察
- ・ 16:30 第20回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(30日)
- ・ 11:05 第20回非常災害対策本部会議
- ・ 16:20 第21回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(5月1日)
- ・ 16:30 第22回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(2日)
- ・ 15:00 第21回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 第23回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(4日)
- ・ 11:27 第22回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 第24回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(5日) 河野非常災害対策本部長による現地調査（熊本県）
(6日)
- ・ 11:30 第23回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 第25回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(9日)
- ・ 13:47 第24回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 第26回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(11日)
- ・ 16:27 第25回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 第27回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(13日)
- ・ 11:02 第26回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 第28回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(16日)
- ・ 16:30 第29回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(18日)

- ・ 16:30 第30回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- ・ 18:15 第27回非常災害対策本部会議
(20日)
- ・ 13:30 第28回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 第31回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(24日)
- ・ 11:00 第29回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 第32回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(27日)
- ・ 16:30 第33回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(31日)
- ・ 12:10 第30回非常災害対策本部会議
- ・ 16:30 第34回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(6月4日) 総理による熊本地震に係る被災状況視察
(7日)
- ・ 16:30 第35回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(14日)
- ・ 16:30 第36回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(15日) 河野非常災害対策本部長による現地調査（熊本県）
(16日)
- ・ 17:14 第31回非常災害対策本部会議
(21日)
- ・ 16:30 第37回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(28日)
- ・ 16:30 第38回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(7月5日)
- ・ 16:30 第39回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(12日)
- ・ 16:30 第40回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(19日)
- ・ 16:30 第41回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(8月2日)
- ・ 16:30 第42回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(16日)
- ・ 16:30 第43回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
(17日) 松本非常災害対策本部長による現地調査（熊本県）
(30日)
- ・ 16:30 第44回政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

(2) 総理指示

- ・ 以下のとおり総理指示が発せられた。（平成 28 年 4 月 14 日 21:36）

1. 早急に被害状況を把握すること。
2. 地方自治体とも緊密に連携し、政府一体となって、災害応急対策に全力で取り組むこと。

3. 国民に対し、避難や被害等に関する情報提供を適時的確に行うこと。

・以下のとおり総理指示が発せられた。(平成 28 年 4 月 16 日 2:38)

1. 被害が広範囲にわたり、拡大するおそれもあるため、早急に被害状況を把握すること。
2. 地方自治体とも緊密に連携し、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと。
3. 国民に対し、避難や被害等に関する情報提供を適時的確に行うこと。

(3) 災害救助法の適用 (平成 28 年 4 月 14 日適用)

平成 28 年熊本県熊本地方の地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、熊本県は県内全 45 市町村に災害救助法の適用を決定。

適用市町村：熊本県内全 45 市町村

(4) 被災者生活再建支援法の適用

該当区域：熊本県全域 (平成 28 年 4 月 14 日適用)、大分県由布市 (平成 28 年 4 月 16 日適用)

(5) 激甚災害の指定

○平成 28 年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 (平成 28 年 4 月 25 日閣議決定、平成 28 年 4 月 26 日公布・施行)

《激甚災害 (本激) の指定と適用措置》

対 象：全国を対象

適用措置：公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例、事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助、公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例、母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例、罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例の合計 12 の措置を適用

○平成 28 年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令 (一部改正平成 10 月 25 日閣議決定、10 月 28 日公布・施行)

政令の概要：平成 28 年熊本地震により被害を受けた熊本県内の中小企業に関する特別の助成として講じている中小企業信用保険法による災害関係保証の特例について、被災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を 1 年間延長し、平成 29 年 10 月 31 日までとする。

○東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令 (一部改正 3 月 14 日閣議決定、3 月 17 日公布・施行)

政令の概要：平成 28 年熊本地震により休業を余儀なくされた事業所に雇用されている労働者に対して、失業しているものとみなして雇用保険の基本手当を支給する特例措置の適用期間を半年間延長し、平成 29 年 10 月 13 日までとする。

(6) 特定非常災害の指定 (平成 28 年 4 月 28 日閣議決定、平成 28 年 5 月 2 日公布・施行 (一部改正平成 28 年 6 月 21 日閣議決定、平成 28 年 6 月 24 日公布・施行))

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 (平成 8 年法律第 85 号)」に基づき、「平成 28 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれ

に対し適用すべき措置の指定に関する政令」により、平成 28 年熊本地震による災害を特定非常災害として指定するとともに、この特定非常災害に対し、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置、債務超過を理由とする法人の破産手続き開始の決定の特例に関する措置、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置を適用。

(7) 大規模災害からの復興に関する法律に基づく非常災害の指定（平成 28 年 5 月 10 日閣議決定、平成 28 年 5 月 13 日公布・施行）

「平成 28 年熊本地震による災害」を「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」第 2 条第 9 号に規定する「非常災害」として指定する政令を閣議決定。

これにより、被災した地方公共団体等からの要請により、国又は都道府県は、その事務に支障のない範囲内で、被災地方公共団体が本来施行することとなる災害復旧事業等を代行可能。

(8) 財政支援

- ・ 4 月 20 日、被災地域において食料品、飲料水、日常生活品など当面の避難生活に必要な物資を緊急支援するための経費として、予備費の使用（約 23 億円）を閣議決定
- ・ 5 月 13 日、住宅の確保や生活再建支援金の支給など被災者支援に要する経費（約 780 億円）と今後、被災者の方々の事業再建、道路・施設等のインフラ復旧やがれき処理等を迅速に進めていくための備えとして「熊本地震復旧等予備費」（約 7,000 億円）を内容とする平成 28 年度補正予算案（約 7,780 億円）を閣議決定（5 月 17 日成立）
- ・ 5 月 31 日、中小企業・農業・観光業等の事業再開支援とインフラ施設等の復旧のための経費として、「熊本地震復旧等予備費」の使用（約 1,023 億円）を閣議決定
- ・ 6 月 14 日、自衛隊の災害派遣活動や被災した自衛隊施設等の復旧と公共土木施設や治山・森林整備関係の災害復旧等のための経費として「熊本地震復旧等予備費」の使用（約 590 億円）を閣議決定
- ・ 6 月 28 日、災害復旧等のための経費として「熊本地震復旧等予備費」の使用（約 210 億円）を閣議決定
- ・ 7 月 26 日、災害復旧等のための経費として「熊本地震復旧等予備費」の使用（約 654 億円）を閣議決定
- ・ 10 月 11 日 平成 28 年度第 2 次補正予算成立（うち、熊本地震からの復旧・復興に係る経費約 4,139 億円）

(9) 物資供給の状況（農林水産省情報：平成 29 年 3 月 14 日現在）

- ・ 飲料・水・毛布などの物資の調達及び被災地への供給について、内閣府に関係省庁が集まり、一元的な調整を実施。調達物資について、日本通運鳥栖流通センター（佐賀県鳥栖市）に搬入した後、各市町村への直接供給を実施。
- ・ 4 月 17 日（日）から 19 日（火）までの 3 日間はパン、カップ麺などカロリーを重視した支援を、4 月 20 日（水）から 22 日（金）までの 3 日間は缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やした支援を実施。
また、被災自治体からの要請に応じて、米、保存用パンなどを提供。
- ・ 4 月 23 日（土）から 25 日（月）の 3 日間は、被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に提供。
- ・ 4 月 26 日（火）以降は、保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて必要な食品を随時提供。大型連休中のニーズに機動的に対応できるよう、必要な食品を一定量まとめて提供。

○主な供給品目リスト

食料 約 278 万食	生活用品
(内訳) パン・おにぎり・パックご飯 約 125 万食 (パン 54 万食、保存パン 14 万食、おにぎり 27 万食、パックご飯 30 万食、アルファ化米 0.1 万食) カップ麺 約 60 万食 レトルト食品 約 33 万食 ベビーフード 約 1 万食 介護食品 約 1 万食 缶詰 約 36 万食 栄養補助食品 約 13 万食 ビスケット 約 9 万食 ほか、 米 約 125t 水 約 24 万本 清涼飲料水 約 18 万本 粉ミルク(アレルギー対応含む) 約 2 t 野菜ジュース 約 3 万本 LL 牛乳 約 5 万本 バナナ 約 16 万本 ミニトマト 約 24t	(内訳) 肌着・下着・ソックス 約 20 万枚 マスク 約 224 万枚 ハンドソープ 約 13 万個 手指消毒液 約 2 万個 ウェットティッシュ 約 18 万個 ボディーシート 約 6 万個 化粧水シート 約 2 万個 ガスコンロ 約 0.2 万台 ガスボンベ 約 0.4 万本 ビニールシート 約 3.5 万枚 土嚢袋 約 16.5 万枚 簡易トイレ(便袋含む) 約 20 万個 仮設トイレ 約 0.1 万個 トイレ用アタッチメント (和式→洋式) 約 5 百個 トイレトーパー 約 7 万ロール

※端数処理のため合計値と合わないことがある。

(10) 住まいの確保に向けた対応状況

ア 応急仮設住宅の進捗状況(国土交通省情報：平成 31 年 4 月 11 日時点)

(ア) 応急仮設住宅の建設

- ・ 16 市町村で 4,303 戸の建設に着手し、平成 28 年 11 月 14 日までに全て完成。
(熊本市 541 戸、宇土市 143 戸、宇城市 176 戸、大津町 91 戸、菊陽町 20 戸、阿蘇市 101 戸、産山村 9 戸、南阿蘇村 401 戸、西原村 312 戸、御船町 425 戸、嘉島町 208 戸、益城町 1,562 戸、甲佐町 228 戸、山都町 6 戸、氷川町 39 戸、美里町 41 戸)
- ・ UR、地方公共団体職員による応急仮設住宅の建設業務支援(13 名体制、H28 7/31 現在)

(イ) 民間賃貸住宅の空室提供

- ・ 県から協力要請を受けた不動産業界団体が無料電話相談窓口を開設(H28 4/25)
- ・ 民間賃貸住宅等を活用したみなし仮設住宅 決定通知済み件数：15,925 戸(H29 10/11 集計分)

イ 公営住宅等の空き住戸の受付開始等の状況(国土交通省情報：平成 31 年 4 月 11 日時点)

- ・ 公営住宅等について、全国で 11,888 戸を確保し、1,836 戸入居決定済み
九州全県(熊本県含む) 5,672 戸を確保 1,665 戸入居決定済み
(うち熊本県内 1,554 戸を確保 1,092 戸入居決定済み)
九州以外の都道府県 6,216 戸を確保 171 戸入居決定済み

ウ 受入可能ホテル・旅館施設数(国土交通省情報：平成 31 年 4 月 11 日現在)

- ・ 厚生労働省から「熊本県熊本地方を震源とする地震による被災者等の要援護者への緊急対応について」(平成 28 年 4 月 15 日生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知)が発出したことを受け、熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県において、受入を実施。
- ・ 受入れ先決定済み 2,372 名(平成 28 年 10 月 31 日現在)

エ その他(民間フェリー「はくおう」による受入)

○民間船舶「はくおう」の休養施設としての利用（H28 4/23～5/29：のべ2,605名）

- ・八代港での民間フェリー「はくおう」における1泊2日又は2泊3日の宿泊、食事及び入浴のサービスの提供。

第1回：4月23～24日（八代市：174名）、第2回：4月25～26日（八代市：200名）、
第3回：4月27～28日（益城町：218名）、第4回：4月29～30日（益城町・嘉島町：159名）
第5回：5月1～2日（西原村、益城町：195名）、第6回：5月3日～5日（南阿蘇村：250名）
第7回：5月6～7日（御船町177名）、第8回：5月8～9日（宇城市、宇土市142名）、
第9回：5月10～11日（嘉島町、西原村、益城町59名）、
第10回：5月12～13日（南阿蘇村27名）、第11回：5月14～15日（熊本市、益城町270名）
第12回：5月16～17日（熊本市：221名）、第13回：5月18～20日（熊本市27名）、
第14回：5月21～22日（熊本市：159名）、第15回：5月23～24日（菊陽町、大津町：93名）
第16回：5月25～26日（菊池市、合志市、山都町、甲佐町、美里町：102名）
第17回：5月27～29日（益城町、南阿蘇村、西原村：132名）

※ 平成28年4月27日以降、インターネットを活用した募集も実施。

(11) 災害ボランティア等の活動状況

ア 社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターに関する状況（厚生労働省情報：平成30年10月15日10:00現在）

（ア）全国社会福祉協議会の対応

- ・熊本県社協及び大分県社協に職員を派遣し、各県社協とともにボランティアのニーズを調査。（平成28年4月14日～16日）
- ・避難所への救援物資の仕分け及び配送等の支援については、全国社会福祉協議会及び県・市町村社協が、支援を要する市町等の情報を熊本県から受け取り、ボランティア活動を専門とするNPO団体等に対してスタッフの派遣を要請（4月18日）。これを受けて、日本生活協同組合連合会等より支援の申し出があり、42名を派遣。

（イ）災害ボランティアセンターの設置に向けた対応

- ・熊本市社協において、一般市民や学生等による災害ボランティアセンターを4月16日から開設予定としていたが、16日未明に発生した地震の影響で、開設を延期。
- ・一般市民や学生等によるボランティア活動については、県・市町村社協において、災害ボランティアセンターを開設し、被災家屋の片付けや応急仮設住宅への転居の手伝い等を実施。

4月19日開設：【熊本県】宇土市（3,226名）、宇城市（3,986名）、菊池市（776名）

4月20日開設：【熊本県】南阿蘇村（6,676名）【大分県】由布市（204名）

4月21日開設：【熊本県】益城町（36,378名）、山都町（275名）

4月22日開設：【熊本県】熊本市（37,900名）、美里町（193名）、大津町（3,947名）、合志市（1,072名）、菊陽町（1,830名）

4月24日開設：【熊本県】西原村（14,853名）

4月25日開設：【熊本県】甲佐町（754名）

4月26日開設：【熊本県】嘉島町（2,249名）、阿蘇市（814名）

4月29日開設：【熊本県】御船町（4,941名）

※（ ）内は延べ人数（累計120,074名）。

イ NPO/NGO等のボランティア団体の活動（JVOAD準備会※提供情報）

※JVOAD準備会：全国災害ボランティア支援団体ネットワーク準備会

【活動団体数】8月31日時点

- ・熊本県域（一部大分県含む）で活動している NP0/NGO 等の連携会議「熊本地震・支援団体 火の国会議（以下、「火の国会議」）」に参加する NP0/NGO 等（以下、NP0 等）支援団体、民間企業、大学等 300 団体（活動のための現地調査中の団体含む）

【主な動き】

○行政と NP0 等との連携・協働

- ・4月27日：「火の国会議」参加 NP0 と県が連携し、個人からの支援物資を避難所へ配送する業務を開始。
- ・4月28日：政府現地対策要員、熊本県関係課、県社協による「被災者支援に関する関係機関連絡会議」が開催。熊本県庁、NP0 等、社協の連携による円滑な被災者支援のため、週2回の定例会議（月曜日、木曜日 10 時 30 分～）の開催が決定。
- ・5月5日：熊本市内で活動する NP0 等など支援団体と熊本市で今後の市内の避難所運営に関する会議が開催された。現在、区毎に NP0 の担当を決め、避難所の現状を精査及び支援内容の検討を行うとともに、適宜実施。
- ・5月6日：熊本県関係部局、熊本市の協力を得て、「火の国会議」参加 NP0 等が5月2日～4日（予定）に熊本県内の全ての避難所を対象としたアセスメントを実施し、「火の国会議」参加 NP0 等が直接調査する避難所については熊本県及び政府現地対策本部に報告した。この結果を受け、火の国会議参加の NP0 等が避難所の生活環境の向上を図っている。
- ・5月10日：「火の国会議」参加 NP0 と熊本市とで課題や現状等情報を共有するため、週2回の定例会議の開催が決定（適宜、政府現地対策要員が本会議に参加）。
- ・5月12日：第1回益城がんばるもん会議（仮称）が開催され、「火の国会議」参加 NP0、熊本県、益城町、益城町社会福祉協議会、政府現地対策要員、益城町民等、総勢約 60 名が参加。今後、週2回の定例会議とすることを決定。
- ・5月15日：益城町長より JVOAD 準備会に対し公文にて、8月末頃まで益城町保健福祉センター等7か所及び今後の新設避難所の運営業務について協力依頼（打合せレベルでは4月中に依頼があったが、改めて公文にて依頼のあったもの）。
- ・5月17日：火の国会議において、政府作成の「熊本地震被災者応援ブック」、熊本県から熱中症などの健康面の留意事項、仮設住宅や今後の生活再建等に関して A3 両面で1枚にまとめた「被災した皆様へ～熊本県からのお知らせ～」が共有された。
- ・5月18日：益城町における炊き出しの支援に関して、JVOAD に調整の依頼が町役場からあり、NP0 くまもとがホームページ上で受付窓口を開設、支援団体間の調整を行うこととなった（これまでも火の国会議等において実質的に NP0 間の調整を行っているが、改めて依頼に基づく対応を行ったもの）。
- ・5月19日：県庁を経由して宇城市保健所からの要請を受け、宇城市保健所管轄の避難所の担当者等に対する講習会を実施。

○NP0 等間の連携・協働

- ・4月19日以降、毎日 19 時に県庁にて火の国会議を実施し、各 NP0 等が調査した被災者及び避難所の状況、各 NP0 等の活動地域や活動内容等について情報共有の他、NP0 等が相互に補完するための調整を行っている（適宜、政府現地対策要員が本会議に参加）。
- ・4月25日：火の国会議において、NP0 等による災害ボランティアセンター運営支援の地域割りが一部決定。
- ・「火の国会議」参加 NP0 等により、上記 5 月 2 日～4 日に協働で熊本県内の全避難所アセスメントを実施し、5 月 6 日に「火の国会議」参加 NP0 等が直接調査する避難所については熊本県及び政府現地対策本部に報告した。
- ・5月2日火の国会議にて、熊本県弁護士会が作成した災害 Q & A を共有した。必要に応じ

被災者へ情報提供する。

- ・ 5 月 25 日火の国会議にて、片づけを行うボランティア等に向けて厚生労働省が実施する「がれきの処理等を行う方のための安全講習会（5 月 29 日 於：熊本市国際交流会館）」を周知し、参加を呼びかけた。
- ・ 緊急支援フェーズから復旧・復興フェーズへの移行に伴い、火の国会議の日程を変更（情報共有会：火曜日・木曜日 19 時～、地域に特化した情報共有会：水曜日 17 時～※他、必要に応じ随時開催）
- ・ 6 月 14 日復旧・復興などの作業に携わる事業者や NPO 法人等に向けて厚生労働省が実施する「熱中症予防・防じんマスク装着方法等講習会」を 6 月 22 日の火の国会議にてする調整を行った。また 6 月 29 日 くまもと森都心プラザで開催される同講習会について案内した。

6 各省庁等の対応等

(1) 内 閣 府の対応

- ・ 内閣府災害対策室設置（平成 28 年 4 月 14 日 21:26）
- ・ 内閣府情報先遣チーム熊本県庁へ出発（平成 28 年 4 月 14 日 23:25）
- ・ 男女共同参画局より熊本県及び熊本市に対し、「男女共同参画の視点からの避難所運営等の災害対応について」を发出し、避難所運営等において男女共同参画の視点からの適切な措置を講じるよう要請（平成 28 年 4 月 15 日）
- ・ 男女共同参画局より男女共同参画の視点からの避難所運営等の状況調査等のため職員 1 名を避難所（南阿蘇村）に派遣（平成 28 年 4 月 29 日）

(2) 警 察 庁の対応

- ・ 警察庁災害警備本部設置（平成 28 年 4 月 14 日 21:31）
- ・ 熊本県警察では、本部長を長とする災害警備本部を設置（21:31）
- ・ 警察庁は、警察災害派遣隊の出動及び待機を指示（21:40）
- ・ 警察庁は、次長を長とする非常災害警備本部を設置（22:10）

【警察災害派遣隊体制】

平成 28 年 6 月 29 日をもって全ての部隊の派遣を終了

【警察災害派遣隊の派遣状況（累計）】

延べ 41 都府県 27,936 人（最大時 2,751 人（平成 28 年 4 月 19 日時点））

※交通部隊には帯同する情報通信部員の数を含む。

※機動警察通信隊には、警備部隊及び交通部隊に帯同する情報通信部員の数を含めない。

※警察災害派遣隊の派遣人数は、熊本県派遣（現地で活動又は待機中）の人数。

【被災県体制】

熊本県警察 平成 30 年 12 月 31 日付けで災害警備本部を閉鎖（最大時 2,200 人）

<警察措置>

ア 救出救助・搜索活動

- ・ 発災直後から益城町等の倒壊家屋内から閉じ込められた要救助者の救出活動を実施（H28 4/14～4/18）
※これまで救助した人数 160 人（平成 28 年 4 月 14 日から 8 月 11 日までの累計）
- ・ 益城町内において、警察災害派遣隊（長崎、鹿児島、宮崎、大阪等）、消防及び自衛隊との合同ローラー搜索を実施（H28 4/15～4/18）
- ・ 熊本県警察では、災害救助犬（直轄犬 1、嘱託犬 1）を運用して搜索・救助活動を実施（H28 4/15～4/30）
- ・ 兵庫県警察、岡山県警察の部隊により、190 人が入院している益城病院から患者を大型輸送車で搬送（H28 4/15）
- ・ 南阿蘇村立野地区、河陽地区、長野地区の損壊家屋等において、搜索・救助活動を実施（H28 4/16～4/25）
- ・ 阿蘇大橋崩落現場周辺において、ホイストによる崩落車両内の搜索活動を実施（H28 4/18）

- ・南阿蘇村の避難所である立野小学校の北側斜面が崩落するおそれがあるとして、村役場が避難指示を発令。同避難指示に基づき、警察及び自衛隊が避難支援を実施し、警察の大型バス、自衛隊車両等で立野小学校の避難者を大津町運動公園及び本田技研体育館まで搬送。付近住民には個別に避難の声かけを実施し、避難完了を確認（H28 4/21）
- ・南阿蘇村立野地区阿蘇大橋の土砂崩落現場において、国土交通省の無人ユンボによる土砂撤去作業が開始されたことに伴い、警備部隊が現場に前進待機（H28 4/23～5/1）
- ・南阿蘇村立野ダム工事現場から内牧橋周辺において、熊本県警察（県機動隊、管区機動隊、鑑識課）101人及び消防で捜索を実施（H28 6/1）
- ・南阿蘇村河陽地区の阿蘇大橋付近の川岸において、崩落に巻き込まれた被災車両の捜索・救助活動を実施（H28 8/9～8/11）

イ 航空警察活動

- ・発災直後から熊本県内を中心に被災状況をヘリテレ映像で配信（H28 4/14～4/30）
- ・警視庁及び広島県警察の特別救助班の輸送を実施（H28 4/14～4/15）
- ・南阿蘇地区を中心とした被災情報の収集を実施（H28 4/16～4/30）
- ・阿蘇大橋付近における上空からの捜索を実施（H28 4/17～4/30、6/1、8/9～11）
- ・大雨警報発表に伴い、上空から捜索現場の安全確認を実施（H28 4/17）
- ・上空から交通渋滞状況のヘリテレ撮影を実施（H28 4/19～4/30）
- ・生活安全部隊「きずな隊」の人員搬送を実施（H28 4/19、4/23）
- ・熊本県からの要請による物資空輸（H28 4/20）

ウ 交通警察活動

- ・日本道路交通情報センターのホームページ等により、一部通常と異なる交通規制が行われている九州自動車道の通行についての注意を促す広報を実施（H28 4/17～H29 4/28）
- ・九州自動車道の通行止め区間のう回路である国道3号での信号操作による渋滞緩和対策の実施（H28 4/17～4/30）
- ・白バイ部隊及びオフロード部隊で、崩落し通行できない道路のう回路検索を実施（H28 4/17～4/21）
- ・交通部隊を九州自動車道植木IC付近に配置するなどして、物資輸送車両等に対する益城熊本空港IC方面への誘導等を実施（H28 4/19～4/29）
- ・九州自動車道益城熊本空港IC及び嘉島JCTにおいて、車両総重量25t超の車両の一般道への誘導等を実施（H28 4/29～5/1）
- ・政府の支援物資の被災地への搬送について、一部、警察白バイ、パトカーによる先導を実施（18日2台、19日10台、20日18台、21日15台、22日12台、合計57台）
- ・主要交差点での交通整理、交通誘導、突発事件事案対応に従事（H28 4/16～5/20）

エ 生活安全・地域警察活動

- ・被災住宅街に対するパトロール活動の強化等をメール、ツイッター、防災無線等で情報発信（H28 4/17～現在活動中）
- ・熊本県警察では、移動交番車を活用した避難所での警戒・要望把握活動を実施（H28 4/15～5/25）
- ・特別自動車警ら部隊が被災（不在）家屋における盗難防止パトロール及び駐留警戒活動を24時間体制で実施（H28 4/16～6/29）
- ・福岡、佐賀、長崎及び鹿児島県警察から派遣された女性警察官からなる特別生活安全部隊が、避難所における防犯指導、相談対応等を実施（H28 4/18～4/26）
- ・特別生活安全部隊たる警視庁きずな隊が、避難所における防犯指導、相談対応等を実施（H28 4/19～5/28）
- ・派遣部隊車両により、派遣県名を告げて、空き巣被害の防止、デマ情報に対する注意喚起のマイク広報を実施（H28 4/21～6/29）
- ・茨城、長野、岡山及び広島県警察から派遣された女性警察官からなる特別生活安全部隊が、避難所における防犯指導、相談対応等を実施（H28 4/27～5/5）
- ・大阪府警察、和歌山、香川及び愛媛県警察から派遣された女性警察官からなる特別生活安

全部隊が、避難所における防犯指導、相談対応等を実施(H28 5/6～5/14)

- ・ 神奈川、福岡、佐賀、長崎、鹿児島県警察から派遣された女性警察官からなる特別生活安全部隊が、避難所における防犯指導、相談対応等を実施 (H28 5/15～5/23)
- ・ 埼玉、千葉、兵庫、奈良県警察から派遣された女性警察官からなる特別生活安全部隊 20 人が、避難所における防犯指導、相談対応等を実施 (H28 5/24～6/1)

オ 検視・捜査活動

- ・ 熊本県警察は遺族対策班を編成し、遺族対応に従事 (H28 4/15～現在活動中)
- ・ 刑事部隊(検視部隊)は、熊本県警察学校及び高森警察署等において、死体調査(検視)及び死体の身元確認、並びに遺族対応を実施 (H28 4/15～4/18)
- ・ 特別機動捜査部隊が、被災地において犯罪が多発する地域等におけるよう撃捜査等を実施 (H28 4/18～6/28)

※ 熊本地震に関連した犯罪検挙状況

窃盗	43 件	(侵入 39 件、非侵入 4 件)
詐欺	23 件	
公務執行妨害	2 件	
器物損壊	1 件	
県条例違反	1 件	
特商法違反	1 件	計 71 件

【窃盗】

- ① 熊本県警察は、益城町の避難者宅からタブレット等を盗んだ窃盗事件の被疑者を通常逮捕 (H28 4/23)。所要の捜査の結果、益城町の別の避難者宅からヘルメット等を盗んだ事実が判明したことから、同人を追送致 (H28 5/13) ⑤
- ② 熊本県警察は、熊本市中央区の避難者宅に侵入した建造物侵入・窃盗未遂事件の被疑者 2 人を通常逮捕 (H28 4/28)。所要の捜査の結果、熊本市中央区の事務所に侵入した事実が判明したことから、両名を建造物侵入・窃盗未遂で追送致 (H28 6/15) ⑫
- ③ 熊本県警察は、熊本市西区においてテレビ等を盗んだ空き巣事件の被疑者を通常逮捕 (H28 5/5)。所要の捜査の結果、熊本市南区の避難者宅から現金 5,000 円、商品券等を盗んだ余罪が判明したことから、同人を住居侵入・窃盗の罪で再逮捕 (H28 6/8) ⑩。さらに、熊本市西区において現金等を盗んだ余罪が判明したことから、同人を住居侵入・窃盗の罪で再逮捕 (H28 7/3) ⑮。熊本市南区において別の避難者宅からネックレス等を盗んだ余罪が判明したことから、同人を邸宅侵入、窃盗で再逮捕 (H28 7/20) ⑱
- ④ 熊本県警察は、南阿蘇村においてテレビ等を盗んだ空き巣事件の被疑者を通常逮捕 (H28 5/7)
- ⑤ 上記①の被疑者を追送致 (H28 5/13)
- ⑥ 熊本県警察は、宇城市内の店舗において乾電池 4 本を盗んだ出店荒らし事件の被疑者を現行犯逮捕 (H28 5/26)
- ⑦ 熊本県警察は、熊本市内の駐車場において電動工具等を盗んだ窃盗事件の被疑者を現行犯逮捕 (H28 5/26)
- ⑧ 熊本県警察は、益城町の会社事務所においてパソコン等を窃取した事務所荒らし事件の被疑者を通常逮捕 (H28 5/28)
- ⑨ 熊本県警察は、熊本市内のマンション一室においてエアコンを窃取しようとした窃盗未遂事件の被疑者を通常逮捕 (H28 6/2)
- ⑩ 上記④の被疑者を再逮捕 (H28 6/8)
- ⑪ 熊本県警察は、熊本市内の被災した会社営業所の駐車場に置かれた電気温水器を窃取した被疑者を任意送致 (H28 6/9)
- ⑫ 上記③の被疑者を追送致 (H28 6/15)
- ⑬ 熊本県警察は、熊本市内の建築現場から銅線を盗んだ窃盗事件の被疑者として、別の事件で逮捕されていた被疑者を再逮捕 (H28 6/20)
- ⑭ 熊本県警察は、阿蘇市内の避難者宅から掃除機を窃取した空き巣事件の被疑者を通常逮捕

捕（H28 6/21）。さらに、同市内において同じ避難者宅から現金 6 万円等を窃取した事実が判明したことから、同人を邸宅侵入・窃盗で追送致（H28 7/25）①⑨

- ⑮ 上記④の被疑者を再逮捕（H28 7/3）
- ⑯ 熊本県警察は、大津町において鍋を窃取した空き巣事件の被疑者を通常逮捕（H28 7/5）
所要の捜査の結果、同町において閉鎖中のホテルから現金約 15 万円等を窃取した余罪が判明したことから、建造物侵入・窃盗で再逮捕（H28 7/19）①⑦
- ⑰ 上記⑯の被疑者を再逮捕（H28 7/19）
- ⑱ 上記③の被疑者を再逮捕（H28 7/20）
- ⑲ 上記⑭の被疑者を追送致（H28 7/25）
- ⑳ 熊本県警察は、益城町内の避難者宅から給湯器を盗もうとした窃盗未遂事件の被疑者を現行犯逮捕（H28 8/11）
- ㉑ 熊本県警察は、阿蘇市内の避難者宅から金品を窃取しようとした窃盗未遂事件の被疑者として、別の事件で逮捕されていた被疑者を追送致（H28 8/16）
- ㉒ 熊本県警察は、大津町内の避難者宅から現金等を窃取した窃盗事件の被疑者として、別の事件で逮捕されていた被疑者 2 人を再逮捕（H28 8/17）
- ㉓ 熊本県警察は、益城町内の避難者宅からエアコンの室外機を窃取した窃盗事件の被疑者として、別の事件で逮捕されていた被疑者を追送致（H28 9/14）
- ㉔ 熊本県警察は、熊本市内の避難者宅から現金 6,000 円等を窃取した空き巣事件の被疑者 2 名を通常逮捕（H28 9/23）
- ㉕ 熊本県警察は、大津町内の被災したホテルから現金約 1 万円等を窃取した金庫破りの被疑者として、別の事件で逮捕されていた被疑者 2 名を追送致（H28 9/14）
- ㉖ 熊本県警察は、熊本市内の避難者宅から貴金属等を窃取した窃盗事件の被疑者を通常逮捕（H28 11/4）
- ㉗ 上記㉖の被疑者を追送致（H28 12/21）
- ㉘ 熊本県警察は、南阿蘇村内の避難者宅から食器を窃取した窃盗事件の被疑者を通常逮捕（H29 1/9）
- ㉙ 熊本県警察は、被災し取り壊し予定の住宅から玄関ドア等を窃取した窃盗事件の被疑者 2 名を通常逮捕（H29 1/23）
- ㉚ 上記③の被疑者を追送致（H29 1/24）
- ㉛ 上記③の被疑者を追送致（H29 1/24）
- ㉜ 熊本県警察は、益城町内の住宅から金品等を窃取しようとした窃盗未遂事件の被疑者を通常逮捕（2/17）
- ㉝ 上記㉖の被疑者を追送致（H29 2/24）
- ㉞ 上記㉖の被疑者を追送致（H29 2/24）
- ㉟ 上記㉖の被疑者を追送致（H29 2/24）
- ㊱ 熊本県警察は、熊本市中央区の避難者宅からエアコン等を窃取した邸宅進入・窃盗事件の被疑者を通常逮捕（H29 4/14）
- ㊲ 熊本県警察は、熊本市東区の空き店舗から携帯電話機を窃取した建造物侵入・窃盗事件の被疑者を通常逮捕（H29 4/21）。共犯被疑者についても通常逮捕（H29 7/11）
- ㊳～㊵ 熊本県警察は、南阿蘇村内の避難者宅から飲食物品等を窃取した建造物侵入・窃盗事件の被疑者として、別の事件で逮捕されていた被疑者を追送致（H29 7/13）
- ㊶、㊷ 上記㊳～㊵の被疑者の半島と特定し終結送致（H29 7/24）
- ㊸ 山口県警察は、南阿蘇村の復旧工事現場事務所において資機材を窃取した建造物侵入・窃盗事件被疑者を通常逮捕（H29 8/14）※山口・熊本県警察共同捜査事件

【詐欺】

- ① 鹿児島県警察は、熊本地震の被災者を装い 1 万円をだまし取った詐欺事件の被疑者を通常逮捕（H28 4/24）
- ② 福井県警察は、熊本地震の被災者を装い熊本行きの切符（代金 2 万 610 円相当）をだまし取った詐欺事件の被疑者を通常逮捕（H28 5/21）

- ③ 熊本県警察は、罹災証明書を偽造して熊本県内の医療機関に交付し、診療報酬の支払いを免れようとした有印公文書偽造・同行使、詐欺未遂事件の被疑者を通常逮捕（H28 6/1）
- ④ 熊本県警察は、自己が暴力団員であることを隠し、被災者対象の小口貸付を行っていた熊本県社会福祉協議会から、貸付金名目で 10 万円をだまし取ろうとした詐欺未遂事件の被疑者を通常逮捕（H28 7/6）
- ⑤ 兵庫県警察は、兵庫県内の女性から介護施設の入所優待券の名義を熊本地震の被災者に譲るための名義変更違約金として、現金 300 万円をだまし取ろうとした詐欺未遂事件の被疑者を現行犯逮捕（H28 8/1）
- ⑥ 熊本県警察は、熊本市が行う被災家屋の自費解体・撤去費用の償還制度を悪用し、被災の影響で家屋が解体したように装い、熊本市役所に対し償還請求を行い、償還金 210 万円をだまし取ろうとした詐欺未遂の被疑者を通常逮捕（H28 9/26）
- ⑦ 熊本県警察は、自己が暴力団員であることを隠し、被災者対象の小口貸付を行っていた熊本県社会福祉協議会から、貸付金名目で 10 万円をだまし取った詐欺事件の被疑者を通常逮捕（H28 10/11）
- ⑧ 静岡県警察は、静岡県内の女性から介護施設の入居権を熊本地震の被災者に譲るための名義貸しの示談金として、現金 200 万円をだまし取った詐欺事件の被疑者を通常逮捕（H28 10/18）
- ⑨ 熊本県警察は、自己が暴力団員であることを隠し、被災者対象の小口貸付を行っていた熊本県社会福祉協議会から、貸付金名目で 10 万円をだまし取った詐欺事件の被疑者を通常逮捕（H28 11/9）
- ⑩ 熊本県警察は、自己が暴力団員であることを隠し、被災者対象の小口貸付を行っていた熊本県社会福祉協議会から、貸付金名目で 10 万円をだまし取った詐欺事件の被疑者を通常逮捕（H28 11/16）
- ⑪ 熊本県警察は、自己が暴力団員であることを隠し、被災者対象の小口貸付を行っていた熊本県社会福祉協議会から、貸付金名目で 10 万円をだまし取った詐欺事件の被疑者を通常逮捕（H28 11/28）
- ⑫ 宮城県警察は、宮城県内の女性から介護施設の入居権を熊本地震の被災者に譲るための名義貸しの違約金として、現金 250 万円をだまし取ろうとした詐欺未遂事件の被疑者を現行犯逮捕（H29 7/18）
- ⑬ 大阪府警察は、奈良県内の女性など 5 名から熊本地震の被害地に仮設住宅を購入するための名義貸しの示談金として、現金 2,800 万円及びキャッシュカード 3 枚（引き出し額 570 万円）をだまし取った詐欺事件の被疑者 6 名を通常逮捕（H29 4/27、別件詐欺未遂事件で通常逮捕、本件は余罪事件として H29 5/18、6/13 再逮捕）
- ⑭ 富山県警察は、富山県内の女性から避難施設入居優待券の名義を熊本地震の被災者に譲るための名義貸しの示談金として現金 610 万円をだまし取ろうとした詐欺未遂の被疑者を現行犯逮捕（H29 10/26）
- ⑮ 石川県警察は、石川県内の女性から避難施設入居優待券の名義を熊本地震の被災者に譲るための名義貸しの示談金として現金 200 万円をだまし取ろうとした詐欺未遂の被疑者を現行犯逮捕（H29 11/13）
- ⑯ 熊本県警察は、自己が暴力団員であることを隠し、被災者対象の小口貸付を行っていた熊本県社会福祉協議会から、貸付金名目で 10 万円をだまし取ろうとした詐欺未遂事件の被疑者を通常逮捕（H29 11/17）
- ⑰ 石川県警察は、石川県内の女性から熊本支援協会に義援金を贈るための登録番号を漏示した示談金として 300 万円をだまし取ろうとした詐欺未遂の被疑者を通常逮捕（H29 12/8）
- ⑱ 三重県警察は、ふれあいネット情報センター職員や弁護士等になりすまし、熊本震災のボランティア権利に関する権利譲渡に伴うトラブル解決名目等で通帳をだまし取った詐欺事件の被疑者を通常逮捕（H30. 7. 9）
- ⑲ 三重県警察は、弁護士等になりすまし、熊本県の災害復興に関する個人番号を漏示した

ことに伴う訴訟回避名目等で現金約 1 億 3,870 万円、キャッシュカード 3 枚等をだまし取った詐欺事件の被疑者を通常逮捕 (H30. 8. 17)

- ⑳ 熊本県警察は、自己が暴力団員であることを隠し、熊本市と熊本地震における被災住宅の応急修理にかかる業務委託を締結し、業務委託料 57 万 6,000 円をだまし取った詐欺事件の被疑者を通常逮捕。また、本件の他に 2 件の同種余罪が判明したため、当該 2 件（被害額 115 万 2,000 円）について㉑追送致 (H30. 10/19) するとともに、被疑者が他人名義の口座に犯罪収益である業務委託料を入金させた事実を捉え、組織的犯罪処罰法に規定する犯罪収益等の隠匿事実で㉒追送致 (H30. 11/9)。

- ㉓ 広島県警察は、「熊本災害支援機構」なる架空の団体の職員等になりすまし、同機構に登録された個人情報の削除をめぐる違法行為の保釈保証金名目で現金 1000 万円をだまし取ろうとした詐欺未遂の被疑者を現行犯逮捕 (H31. 1/16)

【公務執行妨害】

- ① 熊本県警察は、熊本市内の避難所において警察官に暴行を加えた公務執行妨害事件の被疑者を現行犯逮捕 (H28 5/24)
- ② 熊本県警察は、八代市内の避難所において市職員に暴行を加えた公務執行妨害事件の被疑者を現行犯逮捕 (H28 5/25)

【器物損壊】

- ① 熊本県警察は、益城町の家屋外壁にスプレー式塗料で文字を記載した器物損壊事件の被疑者を現行犯逮捕 (H28 5/26)

【県条例違反】

- ① 熊本県警察は、熊本市内の避難所において避難中の少女に対し、わいせつ動画を見せた熊本県少年保護育成条例違反事件の被疑者を通常逮捕 (H28 5/16)

【特商法違反】

- ① 熊本県警察は、熊本市において、内壁等の修繕に関する契約をしたにも関わらず、契約内容を明らかにする書面を交付しなかった特定商取引に関する法律違反（書面不交付）事件の被疑者を通常逮捕 (H28 5/20)

カ 機動通信活動

- ・熊本県情報通信部の機動警察通信隊により、被災現場の映像伝送を実施 (H28 4/14～8/11)
- ・管区警察局情報通信部（近畿、中国、九州）で編成する機動警察通信隊により、被災現場の映像伝送、通信機器の臨時設置作業などを実施 (H28 4/15～4/25)
- ・熊本県情報通信部の機動警察通信隊は、警察・消防による南阿蘇村立野ダム工事現場から内牧橋周辺の捜索に帯同し、捜索現場の映像伝送及び官邸等への映像配信を実施 (H28 6/1)

(3) 消 防 庁の対応

- ・震度 6 弱以上を観測した関係消防本部・市町村に直接被害状況の問い合わせをしたところ、連絡不通団体なし
- ・熊本県、熊本市、阿蘇市、南阿蘇村に消防庁職員 9 名を派遣し、現地での情報収集等を実施
- ・消防研究センターによる「石油コンビナートの液状化など危険物施設等の損傷被害に関する調査」を実施
- ・4 月 16 日に熊本県から要望のあった毛布の支援 7. 6 万枚については、静岡県、大阪府、広島県、関西広域連合から調達することとし、7 万枚については 4 月 17 日に、残る 0. 6 万枚についても 4 月 18 日に佐賀県鳥栖市の仕分け所に搬入済み。
その他、指定都市市長会を通じたプッシュ型支援 1. 5 万枚のうち 1. 1 万枚については 4 月 17 日に、残り 0. 4 万枚についても 4 月 18 日に熊本県民総合運動公園（熊本市）に搬入済み
- ・4 月 16 日に熊本県から要望のあった簡易トイレの支援 2, 750 個については、東京都、千葉県から調達し、4 月 18 日に福岡県久山町の仕分け所に向けて搬送し、4 月 20 日までに搬入済み
- ・4 月 19 日に、消防本部や消防団が避難者に対し、エコノミークラス症候群防止に関する注意喚起とその予防方法の積極的な情報提供について協力を行うよう、各都道府県を通じて周

知

- ・ 4月25日に熊本県から要望のあったブルーシートの支援1.5万枚については、埼玉県、千葉県から調達し、4月26日に福岡県久山町の仕分け所に向けて搬送し、4月28日までに搬入済み
- ・ 4月28日に熊本県から要望のあったブルーシートの追加支援2万枚については、同日、千葉県、山梨県、広島県から調達し、0.5万枚については、5月3日に、残る1.5万枚についても5月8日までに福岡県久山町の仕分け所に搬入済み
- ・ 4月27日に、消防本部や消防団が被災住民、ボランティア等の方々に対し、熱中症に対する注意喚起とその予防方法の積極的な情報提供について協力を行うよう、熊本県、大分県を通じて周知
- ・ 5月2日に、総務大臣及び消防庁長官が被災地を視察するとともに、熊本県庁、南阿蘇村及び益城町に赴き、熊本県知事、熊本市長、南阿蘇村長、益城町長との意見交換及び消防職員・消防団員への激励を実施
- ・ 5月21日に、土屋総務副大臣が被災地を視察するとともに、熊本県庁、熊本市、西原村及び益城町に赴き、熊本県副知事、熊本市長、西原村長、益城町長との意見交換及び消防職員・消防団員等への激励を実施

ア 地元消防機関（消防団を含む）等の活動

被災地では、消防機関（消防団を含む）が火災、救助、救急及び警戒等の対応を行っている。

特に被害が大きい熊本県及び大分県における地元消防機関の活動状況は次のとおり

【熊本県】（消防団を除く）

・ 最大活動時の人員 968名（4月16日）

【大分県】（消防団を除く）

・ 最大活動時の人員 378名（4月16日）

【熊本県・大分県両県の消防団の活動】

①活動人員（※速報値）

熊本県：延べ活動人員 約105,000名（4月14日～5月31日）

最大活動時人員 13,858名（4月17日）

大分県：延べ活動人員 約7,400名（4月14日～5月31日）

最大活動時人員 2,960名（4月16日）

②活動事例

〔震災直後の活動〕

・ 消火活動（益城町消防団（4月14日）・八代市消防団（4月16日））

・ 倒壊家屋等からの救助活動（南阿蘇村消防団が5名、西原村消防団が15名、益城町消防団が51名の要救助者を救助（常備消防と連携したものを含む））

・ 土砂災害現場における活動（南阿蘇村消防団）

・ 発生直後から速やかな安否確認、避難誘導

〔その後の活動〕

・ 避難所運営の支援（給水活動、炊き出し、食料配布、搬入支援）

・ エコノミークラス症候群の注意喚起（避難所等での呼びかけ）

・ 被災地域での巡回、警戒活動等（被害確認、空き巣の防止等を兼ねた定期的な巡回。土砂崩れ現場の警戒。堤防一部崩落の応急処置。立ち入り禁止区域への車両進入の警戒など）

イ 県内応援消防本部の活動状況

【熊本県】

○前期

①出動期間 4月14日（木）～4月16日（土）

②延べ活動人員 198名

③最大活動時人員 101名（4月15日）

※ 益城町、西原村で検索・救助活動、救急活動等を実施

○後期

- ①出動期間 4月27日(水)～5月5日(木)計9日間
- ②延べ活動人員 186名
- ③最大活動時人員 32名(4月27日)

※ 南阿蘇村において消防活動支援を実施

ウ 県外の応援消防本部の活動状況(緊急消防援助隊を除く)

【熊本県】

- ①出動期間 4月27日(水)～5月2日(月)計6日間
- ②延べ活動人員 36名
- ③最大活動時人員 6名

※ 北九州市消防局及び福岡市消防局から各1隊3名(救急隊)が、南阿蘇村において消防活動支援を実施

エ 緊急消防援助隊の活動状況

【活動状況】

- ①出動期間 4月14日(木)～4月27日(水)計14日間
- ②出動部隊総数 20都府県 1,644隊(ヘリ18機含む)
出動人員総数 5,497名
※交替を含む派遣された部隊・人員の総数
- ③延べ活動部隊数 4,336隊(ヘリ18機含む)
延べ活動人員 15,613名
- ④最大派遣時部隊数 20都府県 569隊(ヘリ18機含む)
最大派遣時人員 2,100名

【4月27日の主な実績】

福岡県大隊が、南阿蘇村における救急・救助活動について、熊本県内の応援隊への引継ぎ等を完了

○緊急消防援助隊の出動を必要とする余震等が発生した場合に備え、今回出動した各府県においては、緊急消防援助隊の統合機動部隊が1時間以内に出動する体制を確保

【4月26日の主な実績】

福岡県、宮崎県、鹿児島県(計3県)の各大隊が救助活動等を実施

○阿蘇大橋付近(熊本側)において、8時00分から宮崎県大隊が国交省が実施する道路啓開の安全管理支援活動等を実施

→13時00分から熊本県内の応援隊へ安全管理支援活動等を引継ぎ

【4月25日の主な実績】

福岡県、宮崎県、鹿児島県(計3県)の各大隊が救助活動等を実施

○南阿蘇村高野台地区において、福岡県及び鹿児島県の各大隊が夜間から継続し搜索救助活動を実施

→16時01分 自衛隊により行方不明者1名を発見、福岡県大隊救急小隊により平田医院へ搬送

→18時35分 行方不明者本人と確認

○南阿蘇村高野台地区は行方不明者発見に伴い搜索救助活動を終了

○阿蘇大橋付近(熊本側)において、8時00分から17時15分まで、宮崎県大隊が、国交省が実施する道路啓開の安全管理支援活動等を実施

阿蘇大橋付近(大分側)の活動は、4月25日11時45分を以て終了

〈ヘリ関係〉

○県災害対策本部報告によるヘリの主な活動

・鹿児島県防災ヘリが、南阿蘇村上空からヘリテレによる情報収集

【4月24日の主な実績】

福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県(計5県)の各大隊が救助活動等を実施

○南阿蘇村高野台地区において、7時00分に国交省、警察、自衛隊とともに現地確認、8時30分から搜索救助活動を実施

○阿蘇大橋において、8時30分から佐賀県及び宮崎県の各大隊が、国交省が実施する道路啓開の安全管理支援活動等を実施

○南阿蘇村の避難所からノロウィルス（疑いを含む）患者（計2名）の救急搬送を実施（ヘリ関係）

○県災害対策本部報告によるヘリの主な活動

・長崎県防災ヘリが、南阿蘇村上空からヘリテレによる情報収集

【4月23日の主な実績】

福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県（計5県）の各大隊が搜索救助活動等を実施

○福岡県、佐賀県、宮崎県の各大隊は南阿蘇村高野台地区で夜間から継続し搜索救助活動を実施

なお、長崎県及び鹿児島県の各大隊は熊本市から移動後、同地区で搜索救助活動を実施

→13時30分 搜索救助現場において活動中の福岡県大隊が携帯電話を発見

→14時30分 高野台地区天候不良のため、活動中止

○鹿児島県大隊が阿蘇大橋付近での国交省が実施する道路啓開の安全管理支援活動等を実施

○南阿蘇村の避難所となっている南阿蘇中学校からノロウィルス（疑いを含む）患者（計17名）の救急搬送を実施

（ヘリ関係）

○県災害対策本部報告によるヘリの主な活動

・長崎県防災ヘリ及び鹿児島県防災ヘリが南阿蘇村上空からヘリテレによる情報収集

【4月22日の主な実績】

大阪府、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の各大隊が救助活動等を実施

○福岡市消防局ヘリにより、9時頃、南阿蘇村の状況を調査

○南阿蘇村の高野台地区において、大阪市消防局の指揮支援隊及び大阪府、沖縄県の各大隊が搜索救助活動を実施

○南阿蘇村の阿蘇大橋において、国交省の道路啓開活動再開に伴い、福岡県大隊が「早期地震警報装置」を設置し、安全管理の支援活動を実施

○福岡県、佐賀県及び宮崎県の各大隊が南阿蘇村で搜索救助活動を実施

なお、夜間においても交代ローテーションを組み活動を継続

○熊本市内において、長崎県及び鹿児島県の各大隊が警戒活動を実施

（ヘリ関係）

○県災害対策本部報告によるヘリの主な活動

・福岡市消防局ヘリ及び長崎県防災ヘリが南阿蘇村上空からヘリテレによる情報収集

【4月21日の主な実績】

京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の各大隊が救助活動等を実施

○南阿蘇村の河陽高野台地区において、大阪市消防局及び神戸市消防局の各指揮支援隊、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、山口県、高知県、沖縄県の各大隊が地滑りによる行方不明者の搜索救助活動を4月20日深夜から引き続き実施、4時10分に天候不良のため、活動中止

○南阿蘇村の阿蘇大橋においては、国交省をはじめ関係機関による道路啓開活動を実施後、活動隊を選定し搜索救助活動を実施予定だったが、天候不良のため活動中止

→南阿蘇村全体で、248隊834名が活動

○熊本市内において、北九州市消防局指揮支援隊及び、鳥取県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県の各大隊が警戒活動を実施

【4月20日の主な実績】

- 南阿蘇村の河陽高野台地区において、大阪市消防局及び広島市消防局の各指揮支援隊、大阪府、広島県、山口県、徳島県、高知県の各大隊が地滑りによる行方不明者の捜索救助活動を実施
- 南阿蘇村の阿蘇大橋において、岡山市消防局指揮支援隊及び岡山県大隊が、国交省をはじめ関係機関が行う道路啓開活動を支援するため地震警報装置を設置するとともに、地滑りによる行方不明者の捜索救助活動に備え待機
- 南阿蘇村全体で、217隊782名が活動
- 熊本市内において、神戸市消防局及び北九州市消防局の各指揮支援隊、京都府、兵庫県、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の各大隊が警戒活動を実施
- 益城町及び西原村において、鳥取県、香川県、愛媛県の各大隊が警戒活動を実施

〈ヘリ関係〉

- 県災害対策本部報告によるヘリの主な活動
 - ・高知県ヘリ、鹿児島県ヘリ 阿蘇地域等上空からヘリサット等による情報収集

【4月19日の主な実績】

- 南阿蘇村の河陽地区において、大阪市消防局指揮支援隊及び大阪府、広島県の各大隊が、土砂崩れにより車両が埋まっている可能性がある現場の捜索救助活動を実施
- 南阿蘇村の河陽高野台地区において、広島市消防局指揮支援隊及び山口県隊、徳島県、高知県の各大隊が地滑りによる行方不明者の捜索救助活動を実施
- 阿蘇市西湯浦地区において、広島市消防局指揮支援隊及び山口県大隊が地鳴り現場の警戒・確認を実施
- 南阿蘇村及び阿蘇市全体で、160隊599名が活動
- 熊本市内において、神戸市消防局及び北九州市消防局の各指揮支援隊、京都府、兵庫県、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の各大隊が活動
- 益城町及び西原村において、岡山市消防局指揮支援隊及び岡山県、鳥取県、香川県、愛媛県の各大隊が活動

〈ヘリ関係〉

- 県災害対策本部報告によるヘリの主な活動
 - ・高知県ヘリ 阿蘇地域等上空からヘリサットによる情報収集
 - ・長崎県ヘリ 阿蘇医療センターから傷病者1名を転院搬送
 - ・福岡市消防局ヘリ 福岡空港から本山河川敷へ救援物資等を輸送

【4月18日の主な実績】

- 南阿蘇村の立野地区及び河陽地区において、大阪市消防局指揮支援隊及び大阪府、広島県の各大隊が行方不明者の捜索救助活動を実施
- 南阿蘇村の赤瀬地区において、広島市消防局指揮支援隊及び山口県、徳島県、高知県の各大隊がペンション群の捜索救助活動を実施
- 南阿蘇村全体で、157隊599名が活動
- 益城町において、岡山市消防局指揮支援隊及び岡山県、鳥取県、香川県、愛媛県の各大隊がローラー作戦を実施

〈ヘリ関係〉

- 県災害対策本部報告によるヘリの主な活動
 - ・高知県ヘリ 益城町、阿蘇地域等上空からヘリサットによる情報収集
 - ・鹿児島県ヘリ、宮崎県ヘリ 熊本医療センターをはじめ、3病院から傷病者計3名を県外へ広域医療搬送
 - ・福岡市消防局ヘリ 福岡空港から熊本空港へ救援物資等を輸送

【4月17日の主な実績】

- 東京消防庁ヘリが、ヘリサット等を活用して情報収集を実施
- 鳥取県ヘリが、上益城にて孤立した住民1名の救出活動を実施し、ヘリにて搬送

○福岡市消防局へリ 旧大名小学校（福岡市内）から熊本県民総合運動公園へ救援物資等を輸送

【４月１６日の主な実績】

- 高知県へリ、長崎県へリ、京都府へリ、山口県へリ、広島市消防局へリ、岡山市消防局へリ、東京消防庁へリ、大阪市消防局へリ 阿蘇地域等上空から情報収集
- 高知県へリ 情報収集中、南阿蘇村立野地区で発見した孤立被災者２名を救助
- 鹿児島県へリ 南阿蘇村ペンションメルヘン村の孤立被災者２名を救助
- 広島県へリ 南阿蘇村河陽地区の２箇所て孤立被災者２名を救助
- 広島県へリ、山口県へリ 南阿蘇村河陽地区で発見した孤立被災者２名を救助
- 山口県へリ、香川県へリ、愛媛県へリ 西原村の孤立被災者２６名を救助

オ 消防機関の主な活動内容

【消防機関による救助者数等（合計）】

- ・救助者数 ３７６名
- ・救急搬送者数 ２，２８５名

（ア）地元消防本部の活動内容（各県からの情報：平成２８年７月１３日まで集計）

【熊本県】

消防本部	火災件数	救助件数	救助者数	救急件数	救急搬送者数
熊本市消防局	9	116	192	1,367	1,287
山鹿市消防本部	0	0	0	7	7
人吉下球磨消防組合消防本部	0	0	0	3	3
上益城消防組合消防本部	1	16	9	119	124
八代広域行政事務組合消防本部	2	3	6	87	83
阿蘇広域行政事務組合消防本部	1	29	63	78	58
有明広域行政事務組合消防本部	0	0	0	29	23
水俣芦北広域行政事務組合消防本部	0	0	0	1	1
宇城広域連合消防本部	0	9	5	157	148
菊池広域連合消防本部	2	7	2	130	118
天草広域連合消防本部	0	0	0	1	1
合計	15	180	277	1,979	1,853

【大分県】

消防本部	火災件数	救助件数	救助者数	救急件数	救急搬送者数
大分市消防局	0	0	0	3	2
別府市消防局	0	6	13	29	27
竹田市消防局	0	0	0	3	3
宇佐市消防局	0	0	0	2	2
由布市消防局	0	0	0	7	7
日田玖珠広域消防組合消防本部	0	0	0	1	3
合計	0	6	13	45	44

（イ）緊急消防援助隊の活動内容

- ・救助者数 ８６名（うち、へりによる救助者数 ３５名）
- ・救急搬送者数 ３８８名（うち、へりによる救急搬送者数 ４６名）

（４）海上保安庁の対応

ア 地震発生時の初動措置

4月14日(木)

- 21:26 頃 地震発生、第十管区地震災害対策本部設置
- 21:31 海上保安庁対策本部設置
- 21:36 巡視船艇・航空機に発動指示
- 21:37 日本航行警報、NAVTEX航行警報発出
- 22:20 AIS(船舶自動識別装置)、MICS(沿岸域情報提供システム)により地震情報を発出

4月16日(土)

- 01:26 頃 地震発生。津波注意報発令
- 01:30 第七管区地震対策本部設置
- 01:40 NAVTEX航行警報発出
- 01:41 日本航行警報発出
- 01:50 十管区地域航行警報、MICSにより地震情報を発出
- 02:14 津波注意報解除
- 02:20 AISにより地震情報を発出
- 02:45 長官指示発出
- 05:35 長官指示発出

5月2日(月)

- 17:15 第七管区地震災害対策本部を第七管区地震災害対策室に改組

イ 対応勢力

- ・巡視船艇等の即応体制を維持
- ・平成28年5月13日までののべ数
 - 船 艇：のべ373隻(三管区11隻、五管区9隻、七管区103隻、八管10隻、十管区240隻)
 - 航空機：のべ91機(固定翼18機、回転翼73機)
 - 特殊救難隊のべ18名、機動救難士のべ90名、潜水土士のべ22名

ウ 対応状況

(ア) 被害状況調査

4月15日08:15まで船艇・航空機により沿岸部の状況調査を実施するも、被害認めず

4月16日(土)

- 02:45 航空機により、被害状況調査開始
- 03:10 熊本県のリエゾンからの情報によると沿岸部の被害情報なし

4月17日(日)

航空機により沿岸部の状況調査を実施するも、被害認めず

4月18日(月)

巡視艇により沿岸部の状況調査を実施するも、被害認めず

4月29日(金)

巡視艇・航空機により沿岸部の状況調査を実施するも、被害認めず

(イ) 緊急医療支援

- 熊本県の要請により、機動救難士及び潜水土を同乗させ、鹿児島基地ヘリコプターMH977・おすみ搭載ヘリコプターMH912は南阿蘇地区(東海大学農学部グラウンド)にて、救助された負傷者を大分県立病院へ搬送(4月16日10:01~10:50)
- MH977は復路にて搬送先病院から同グラウンドへDMAT2名を輸送(4月16日10:47~12:50)
- MH912は復路にて搬送先病院から同グラウンドへ看護師1名を輸送(4月16日11:10~11:37)
- MH976は同グラウンドにて負傷者にかかる情報収集(4月16日10:42~11:01)
- 熊本県の要請により、おすみ搭載ヘリコプターMH912は山鹿市から熊本大学病院へ患者

- 1名、家族1名及び医師1名を搬送（4月18日14:00～15:02）
- 熊本県の要請により、おおすみ搭載ヘリコプターMH912は熊本空港と南阿蘇村長陽運動公園との間において医師等8名を搬送（4月19日13:00～14:55）
- 熊本県の要請により、おおすみ搭載ヘリコプターMH912は熊本大学病院から飯塚市センターへ患者1名及び医師1名を搬送（4月22日09:30～10:05）
- 熊本県の要請により、おおすみ搭載ヘリコプターMH912は飯塚市センターから熊本大学病院へ医師1名を搬送（10:15～10:50）

輸送人員計 19名

(ウ) 港での住民支援

- 三角港
 - ・熊本市の要請により、巡視船により給水・食料支援、入浴提供、携帯電話充電等の住民支援実施（さつま4月16日14:15～22日19:15、あまぎ4月16日14:00～17:20、とから4月20日08:00～26日19:30）
- 八代港
 - ・巡視船により給水・食料支援、入浴提供、携帯電話充電等の住民支援等を実施（おおすみ4月17日14:00～4月28日20:30）
- 熊本港
 - ・熊本市の要請により、巡視船により給水・食料支援、入浴提供、携帯電話充電等の住民支援実施（あまぎ4月17日09:54～15:40・4月19日08:30～4月26日18:30・5月1日08:00～5月4日19:30、でじま4月17日08:00～4月18日21:00・4月20日08:50～4月22日18:00、とから4月18日08:00～21:00・5月12日14:30～13日20:40、こしき4月18日14:08～4月23日19:00・4月28日08:00～5月13日20:40、くにさき4月18日15:50～4月19日19:00、いわみ4月19日10:00～4月20日18:35、さつま4月23日12:30～4月27日19:00・5月2日08:00～5月5日24:00、とさ4月24日08:20～5月1日18:35、かとり5月5日11:00～5月11日21:00）
- その他
 - ・MH912、MH976及びMH977は、南阿蘇地区（東海大学農学部グラウンド）にて、水、食料等を搬送（4月17日実施）
 - ・MH976等により、宇土市、菊陽町、高森町等へ、水、食料等を搬送（4月19日実施）
 - ・MH976等により、産山村、小国町等へ、水、食料等を搬送（4月20日実施）
 - ・巡視船から、熊本市へ、食料を搬送（4月21日～25日実施）

エ 船舶に対する勧告

- 4月16日（土）
 - 01:27～02:14 福岡県及び熊本県の計11港に避難勧告を発出
- 4月21日（木）
 - 03:08～15:53 暴風警報発表に伴い、熊本県内の計4港に警戒勧告を発出

オ リエゾンの派遣

- ※熊本県災害対策本部リエゾン派遣解除（4月14日23:50～5月13日20:00）
- ※政府現地対策本部リエゾン派遣解除（4月15日10:40～5月13日20:00）
- ※鹿児島県庁リエゾン派遣解除（4月14日22:00～4月15日08:15）
- ※佐賀県庁リエゾン派遣解除（4月16日02:09～4月16日13:55）
- ※長崎県庁リエゾン派遣解除（4月16日02:53～12:32）
- ※福岡県庁リエゾン派遣解除（4月16日05:20～12:00）
- ※大分県庁リエゾン派遣解除（4月16日04:30～4月25日18:00、4月29日15:45～18:00）
- ※内閣府防災職員派遣解除（4月18日18:00～5月9日21:00）

(5) 防衛省の対応

ア 災害派遣の概要

- ・4月14日（木）22時40分、熊本県知事から陸上自衛隊第8師団長（北熊本）に対して、

人命救助等に係る災害派遣要請（撤収要請：平成 28 年 5 月 30 日（月）9 時 00 分）

- ・ 4 月 16 日（土）2 時 36 分、大分県知事から陸上自衛隊西部方面特科隊長（湯布院）に対して、人命救助等に係る災害派遣要請（撤収要請：平成 28 年 4 月 28 日（木）10 時 24 分）

イ 派遣規模実績

- ・ 人員：延べ約 814,200 名（最大時約 26,000 名）、航空機：延べ 2,618 機（最大時 132 機）、艦艇：延べ 300 隻（最大時 15 隻）

ウ 主な対応状況

- ・ 統合任務部隊（JTF）4 月 16 日編成（指揮官：西部方面総監）→編成解除（平成 28 年 5 月 9 日）
- ・ 即応予備自招集命令 4 月 17 日発令、生活支援等に従事してきた約 160 名は、平成 28 年 5 月 9 日に活動終了

エ 活動実績

○人命救助

- ・ 人命救助・行方不明者搜索【累計：16 名】
- ・ 病院等の患者の輸送【累計：512 名】
- ・ 被災者の安全確保のための人員輸送【累計：727 名】
- ・ DMAT 輸送：【累計 94 名】

○生活支援

- ・ 民間船舶「はくおう」の被災者の休養施設としての利用【累計：2,605 名（うち 221 名インターネット申込）】
第 1 回～第 17 回実施（熊本市、八代市、益城町、嘉島町、西原村、南阿蘇村、御船町等）
- ・ エコノミークラス症候群対策として、テクノ中央緑地公園（益城町）において、6 人用天幕×20 張を貸与
- ・ 天幕支援【累計：32 張】（実績：阿蘇市、益城町、南阿蘇村、由布市）
- ・ 米軍輸送機による輸送支援（平成 28 年 4 月 18 日～23 日）
UC-35×1 機、C-130×延べ 4 機、MV-22 オスプレイ×延べ 12 機により自衛隊員 22 名、車両 8 両、生活支援物資計約 36t を輸送
- ・ 道路の啓開（瓦礫除去）（平成 28 年 4 月 18 日～27 日）【累計：約 15.9km】
- ・ 即応予備自衛官（約 160 名）による生活支援活動等（平成 28 年 4 月 23 日～5 月 9 日）
給水支援【累計：約 40 t】、給食支援【累計：約 5,700 食】、入浴支援【累計：約 1,700 名】、衛生支援【累計：約 300 名】、物資輸送【累計：食料品約 116,000 食等】
このほか、避難所等における被災者のニーズの確認、車両の整備に係る支援業務等を実施
- ・ 感染症対策チームによる環境評価支援等（平成 28 年 4 月 24 日～29 日）
看護師及び臨床検査技師による避難所での環境評価支援及び感染管理物資（手指消毒剤、手袋等）の配給を実施
- ・ 瓦礫等（熊本市）の搬出（平成 28 年 4 月 27 日～5 月 3 日）【累計：トラック 164 台分】（最大時 30 個地域）
- ・ 医療支援（平成 28 年 4 月 16 日～5 月 8 日）【累計：2,323 名】（最大時 9 か所）
- ・ 物資輸送（平成 28 年 4 月 15 日～5 月 9 日）【累計：毛布 42,348 枚、日用品 53,058 箱、食料品 1,755,252 食、飲料水 1,003,008 本】（最大時 227 か所）
- ・ 給食支援（平成 28 年 4 月 15 日～5 月 11 日）【累計：911,678 食】（最大時 49 か所）
- ・ 給水支援（平成 28 年 4 月 15 日～5 月 13 日）【累計：10,923.7t】（最大時 147 か所）
- ・ 入浴支援（平成 28 年 4 月 15 日～5 月 26 日）【累計：140,937 名】（最大時 25 か所）

(6) 金融庁の対応

- ・ 災害救助法の決定を受け、4 月 15 日、熊本県内の関係金融機関等に対し、九州財務局長及び日本銀行熊本支店長の連名により、「平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害に対する金融上の措置について」を発出し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請。

- ・4月17日、金融庁ウェブページに特設サイトを設け、被災者の生活支援等に資する情報を随時更新。
- ・4月18日、金融庁長官をヘッドとする庁内横断の対応チームを設置。
- ・4月18日、自然災害対応私的整理ガイドラインについて、全銀協を通じ、被災地の金融機関に対して、広報チラシの配布や窓口設置等による周知広報を改めて依頼。
- ・4月19日、金融機関のニーズを把握するための情報収集体制を整備。
- ・4月20日、被災者からの相談を受け付ける「平成28年熊本地震金融庁相談ダイヤル」（フリーダイヤル）を設置。
- ・4月20日、義援金の募集を装った詐欺行為に対する注意喚起を実施。
- ・4月20日、被災企業が提出期限までに有価証券報告書等を提出することができない場合には、各財務（支）局において、個別企業ごとに提出期限の延長を承認することで対応。
- ・4月22日、自然災害対応私的整理ガイドラインについて、金融機関に対し改めて、住宅ローン借入者等からの相談を受けた場合、ガイドラインの内容や手続等について丁寧な説明を行うことを要請。
- ・4月22日、貸金業法施行規則を改正し、貸金業法上の提出書類など借入手続等を弾力化。
- ・4月22日、犯収法施行規則を改正し、義援金の現金振込について、200万円以下の場合は本人確認を不要に（本来は10万円超の場合に必要）。また、被災者が口座開設する際の本人確認は、本人確認書類が無くとも暫定的に被災者の申告で可能。
- ・4月22日、公認会計士試験について、①全国11の試験地（熊本を含む）で当初予定どおり5月29日（日）に実施、②受験地の変更や受験票紛失者への再交付について個別に対応することを公表。
- ・4月25日、九州地方紙の記者に対するブリーフィングを実施。
- ・4月28日、「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が閣議決定（5月2日公布・施行）。これにより、提出期限までに有価証券報告書等を提出できなかった場合でも、7月29日までに提出すれば行政上及び刑事上の責任を問われないこととなり（この場合、各財務（支）局長の延長承認は不要）、7月29日までに提出できない場合には、各財務（支）局長による個別企業ごとの延長承認で対応。
- ・5月10日、金融機関等に提出義務のある諸報告・届出の提出期限等に係る特例措置について、金融庁・九州財務局のウェブサイトにおいて公表するとともに、関係金融機関等に直接連絡し周知。
- ・7月8日、金融機関においては、東日本大震災の際の対応等も踏まえ、今般の災害の影響を受けた債務者の実態やニーズ等を適切に把握した上で、解決策の提案や経営再建計画の策定支援、個別の資産査定も含め、一層きめ細かく柔軟に対応していくことが重要であり、金融庁としても、そうした点に配慮した検査・監督に努める旨を公表。

(7) 消費者庁の対応

- ・4月15日：熊本県の消費生活センターは特段被害はなく、業務上支障がないことを確認。
- ・4月15日：（独）国民生活センターより「自然災害に便乗した悪質商法にご注意ください」を発出。
- ・4月15日～：消費者ホットラインに寄せられた、震災に便乗した悪質商法等について調査（相談受付件数：平成29年3月13日までに3,945件）
- ・4月15日～：消費者ホットライン（188番）の接続先を被災市町村から熊本県消費生活センターに変更（平成29年3月13日時点で1町（益城町））
- ・4月18日：消費者庁長官をチーム長とする「熊本県熊本地方を震源とする地震対応チーム」を設置。
- ・4月18日：消費者庁より「過去の震災時に寄せられた震災に関係する主な相談例とアドバイス」を公表。
- ・4月20日：消費者庁より「震災に関する義援金（ぎえんきん）詐欺に御注意ください」を公表。

- ・ 4 月 20 日：「平成 28 年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」通知
- ・ 食品の円滑な供給を図るため、被災地である熊本県内で譲渡及び販売される食品について、アレルギー表示及び消費期限を除き、義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしている。
- ・ 4 月 21 日：（独）国民生活センターより「平成 28 年熊本地震に便乗した不審な電話や訪問にご注意ください！」を発出。
- ・ 4 月 22 日：「「平成 28 年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」におけるアレルギー表示等の取扱いについて」を通知。
- ・ 4 月 22 日：チラシ「食品を支給・販売する場合の表示に気をつけてください！！」を作成し、避難所・小売店舗等に配布。
- ・ 4 月 28 日：（独）国民生活センターに「熊本地震消費者トラブル 110 番（0120-7934-48）」を設置し、九州地方（沖縄県を除く）からつながるフリーダイヤル（通話料無料）で相談受付開始。（相談受付件数：7 月 14 日までに 875 件）（7 月 14 日終了）
- ・ 5 月 9 日：（独）国民生活センターより「平成 28 年熊本地震に便乗した不審な電話や訪問にご注意ください！（第 2 報）」を発出。
- ・ 5 月 27 日：消費者庁より「震災に関連する主な相談例とアドバイス」を更新。
- ・ 6 月 3 日～：被災者の方々の消費者トラブルに関する相談及び生活再建を図る上で必要な総合的な相談体制の構築を支援するため、被災地の相談窓口消費者問題の専門家を派遣。（～12 月 27 日まで）
- ・ 6 月 3 日～：熊本県消費生活センターに弁護士 1 名を派遣（週 1 日（8 月より第 2・第 3 金曜日）（～12 月 16 日まで）
- ・ 6 月 13 日～：熊本市消費生活センターに消費生活相談員 1 名を派遣（週 3 日）（～7 月末まで）（～7 月 22 日まで）
- ・ 6 月 21 日～：熊本県消費生活センターに司法書士 3 名を派遣（週 1 日）（8 月 1 日からは 2 名を週 2 日派遣）（～12 月 27 日まで）
- ・ 7 月 2 日～：熊本市に弁護士 1 名を派遣（週 3 日）（～12 月 27 日まで）
※平成 29 年 1 月以降は熊本県において地方消費者行政推進交付金等を活用して事業を実施。
- ・ 7 月 5 日：「平成 28 年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用の終了について」通知

(8) 総 務 省の対応

○対策本部の設置等

- ・ 4 月 14 日（木）21 時 33 分 総務省非常災害対策本部設置
（4 月 14 日から 5 月 9 日まで、計 16 回の本部会議を開催。）
- ・ 4 月 14 日（木）22 時 50 分 九州総合通信局災害対策本部設置
（8 月 31 日、政府現地対策本部が縮小されることを受け解散）
- ・ 4 月 15 日（金）現地対策本部要員派遣（九州総合通信局 1 名）
（4 月 19 日（火）から 1 名増員し 2 名派遣）
（5 月 21 日（土）から 1 名体制）
（8 月 31 日（水）政府現地災害対策本部縮小のため派遣終了）
- ・ 4 月 16 日（土）から 5 月 18 日（水）まで、移動電源車貸与、通信機器貸し出し、ラジオ配布、臨時災害放送局開設準備支援等のため、九州総合通信局職員 17 人を 19 市町村等に延べ 44 人日派遣。
- ・ 4 月 18 日（月）～ 総務省被災者生活支援チームの現地連絡調整要員として、総務省本省から課室長級職員を 2 名派遣
- ・ 4 月 18 日（月）九州総合通信局内に「平成 28 年熊本地震に関する「特別相談窓口（情報通信関係）」を開設

- ・4月19日（火）から4月27日（水）まで（除：土・日曜）、熊本県に派遣された、総務省被災者支援生活支援チームの現地連絡調整要員（課室長級）に九州総合通信局職員1名が同行して、被災地への当局支援施策の説明及び要望等の聴取を実施。
- ・4月19日（火）から5月13日（金）まで、政府現地災害対策本部で編成された被災者生活支援リエゾンに2名派遣。（派遣先：熊本県御船町（みふねまち）、熊本県嘉島町（かしままち））
- ・4月22日（金）から4月25日（月）まで、九州総合通信局による臨時災害放送局の開局要望に関する現地調査等実施。
- ・4月22日（金）から4月25日（月）まで、政府現地対策本部との連携により、熊本市内の食料支援チームに九州総合通信局から延べ20人日派遣。
- ・5月1日（日）から5月31日（火）まで、熊本県からの要請による西原村（にしはらむら）でのり災証明書発行受付、家屋認定調査業務の支援に九州総合通信局から延べ126人日派遣。
- ・5月2日（月）、高市総務大臣が熊本県内を訪問。
- ・5月9日（月）、古賀総務大臣政務官が熊本県内を訪問。
- ・5月21日（土）、土屋総務副大臣が熊本県内を訪問。
- ・9月13日（火）、富樫総務大臣政務官が熊本県内を訪問。

○総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

- ・簡易無線機、MCA無線機及び衛星携帯電話を、これまで10自治体に計82台を貸出。

貸出先	機種	台数	貸出日 （返却日）	備考
熊本県御船町	MCA無線機	2台	4月15日 （6月9日）	
熊本県甲佐町	簡易無線機	10台	4月15日 （6月9日）	
熊本県宇土市	MCA無線機	21台	4月16日 （8月25日）	
熊本県高森町	簡易無線機 衛星携帯電話	10台 2台	4月18日 （5月11日）	
愛知県	衛星携帯電話	2台	4月18日 （4月21日）	熊本県災害対策本部の支援のため、 愛知県より職員を派遣するため
熊本県南阿蘇村	簡易無線機 衛星携帯電話	10台 3台	4月19日 （4月20日）	
熊本県菊陽町	簡易無線機	15台	4月19日 （4月24日※） （5月30日※2）	※5台返却 ※2:10台返却
岩手県	衛星携帯電話	3台	4月20日 （4月28日）	熊本地震被災地支援のため、岩手県 医療チームを派遣するため
京都府亀岡市	衛星携帯電話	2台	4月23日 （6月9日）	熊本地震被災地支援のため、京都府 亀岡市より職員を派遣するため
富山県	衛星携帯電話	2台	4月26日 （5月26日）	熊本県南阿蘇村支援のため、富山県 より職員を派遣するため

○移動電源車の貸与状況

- ・4月15日（金）熊本県^{ましきまち}益城町に九州総合通信局より中型車を貸与
（5月7日（土）益城町の申出により返却、5月20日（金）～九州局待機）
- ・4月16日（土）熊本県^{うとし}宇土市に中国総合通信局より中型車を貸与
（5月16日（月）宇土市の申出により返却、5月16日（月）～中国局帰還）
- ・4月19日（火）熊本県^{たかもりまち}高森町に近畿総合通信局より小型車を貸与
（4月28日（木）高森町の申出により返却、4月28日（木）～九州局待機、その後5月25日（水）～近畿局帰還）
- ・4月19日（火）熊本県^{みなみあそむら}南阿蘇村に東海総合通信局より中型車を貸与

(4月20日(水)南阿蘇村の申出により返却、4月20日(水)～九州局待機、その後4月28日(木)～東海局帰還)

○被災地支援のための制度手当

- ・災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の納入告知書、催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- ・携帯電話不正利用防止法が義務づける契約の相手方の本人確認について、被災で本人確認書類を消失したために、本人であることを確認できる書類がない場合にも被災者が携帯電話の契約等を行えるよう、省令改正。

○通信事業者等に対する要請

- ・主要な事業者に対して、全力で復旧にあたるよう要請済。(4/17付け NTT西日本、NTTドコモ、KDDI及びソフトバンク)
- ・主要な事業者に対して、特設公衆電話や無料公衆無線LANアクセスポイントの開設、携帯電話充電器(マルチチャージャ)の配備など、優先的に避難所での通信利用環境の確保に取り組むよう要請。

(4/17付け 対NTT西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、UQコミュニケーションズ、ワイアレスシティプランニング)

- ・通信事業・無線関係団体に対して、避難所の通信利用環境の確保について協力を要請。

(4/18付け 対電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、移動無線センター、全国陸上無線協会)

○燃料の安定的な確保

- ・資源エネルギー庁と連携して、NTT西日本及び携帯電話事業者が通信電源用に使用する燃料を確保。

※：熊本県内の中核サービスステーション(自家発電設備や大型タンク等を備えた災害時に地域の石油製品の供給の拠点)からの調達。

○被災者支援システムの整備

- ・主に避難所に、被災者が必要とする生活用品等を速やかに把握し届けるためのシステム及び1,000台のタブレット(IBM及びソフトバンク)を配備。

※)経済産業省と連携して対応

※)平成28年4月28日(木)からシステムの本格運用が開始。

- ・アップルがiPad 500台を被災自治体に寄付を申出。

※)熊本市に356台を提供。

※)その他23自治体に144台を提供。

(九州総合通信局が、平成28年6月29日(水)に熊本県内市町村を対象とした「情報配信システム等説明会」を開催し配布したものを含む。)

○4月18日(月)、報道発表により被災地域における地域の避難情報や生活情報等を放送するコミュニティFM局を周知。

○4月18日(月)、熊本市からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。

(4月30日(土)で熊本市の臨時災害放送局が閉局。)

○4月19日(火)、日本放送協会、(一社)日本民間放送連盟、(一社)日本ケーブルテレビ連盟及び(一社)日本コミュニティ放送協会に対して、災害情報、生活情報等の放送の確実な実施、被災地住民への十分な配慮等について要請を実施。

○4月19日(火)、NHKから、南阿蘇局(テレビ・FM)について、倒壊のおそれがある等の理由から、中継局の設置場所の変更等(可搬型送信機による代替送信所の設置)の申請があり、即時に許可。

○熊本行政評価事務所などにおいて、被災者からの各種相談、問合せを受け付け。

4月20日(水)正午から、熊本行政評価事務所において、災害専用フリーダイヤルを開設するとともに、支援措置を講じている関係機関の窓口リストである「平成28年熊本地震被災者の皆様への生活支援」を公表し、避難所で配布するよう、被災市町村へ依頼(災害専用フリーダイヤルは、平成29年3月31日(金)をもって終了)。

○4月20日(水)、9市町村からの要請を受け、被災者の生活情報の確保のため、経済産業省

- の協力を得て、ラジオ 2,500 台（うち 900 台はソニーより、1,000 台はパナソニックより無償供与）を確保。22 日（金）及び 23 日（土）、九州総合通信局から県内ラジオ局の周波数表を添えて各市町村に合計 2,080 台配布。
- 4 月 21 日（木）、熊本県及び県内 16 市町村に対し、応急対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、6 月に定例交付すべき普通交付税の一部（421 億円）を繰り上げて交付することを決定。
- 4 月 21 日（木）付で、被災納税者に対する地方税の減免措置について、自治税務局長通知を发出。
- 4 月 23 日（土）、熊本県甲佐町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。（7 月 31 日（日）で甲佐町の臨時災害放送局が閉局。）
- 4 月 25 日（月）、熊本県御船町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。（平成 29 年 3 月 31 日（金）で御船町の臨時災害放送局が閉局。）
- 4 月 27 日（水）、熊本県益城町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。（平成 31 年 3 月 26 日（火）で益城町の臨時災害放送局が閉局。）
- 宝くじによる熊本地震の被災地支援について
- ・熊本地震の被災地への支援策の一つとして、発売団体である全都道府県及び全政令指定都市のご協力を得て、5 月から発売（発売期間：H28.5.11～6.3）の「ドリームジャンボ宝くじ」を活用し、熊本地震の被災地の緊急支援を実施。
 - ・計画額 750 億円のうち 100 億円を被災地支援分と位置づけ、収益金（約 40 億円）を被災団体に配分。
- 4 月 28 日（木）、地方公共団体や NPO 等向けに、「被災者の生活再建と被災地の復興に向けた通信・放送利用の施策 Web ガイド」を、総務省ホームページにおいて公表。
- 5 月 2 日（月）、熊本県の民放テレビ 4 社及び民放 FM ラジオ 1 社から、南阿蘇局について、倒壊のおそれがある等の理由から設置場所の変更等（仮設中継局の設置）の申請があり、即時に許可。
- また、NHK（テレビ・FM）からも 4 月 19 日（火）付けで変更許可した代替送信所の場所の再変更の申請があり、即時に許可。
- 5 月 7 日（土）、九州総合通信局から御船町にラジオ 20 台を追加配布。
- 5 月 9 日（月）、九州総合通信局から益城町にラジオ 200 台（うち 100 台は NHK より無償供与）を追加配布。
- 5 月 11 日（水）、新たにラジオ 1,030 台確保し（全てソニーより無償供与）、15 日（日）、益城町にラジオ 925 台、御船町にラジオ 5 台を追加配布。
- 5 月 13 日（金）、熊本県内 6 市町に対し、応急対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、6 月に定例交付すべき普通交付税の一部（78 億円）を繰り上げて交付することを決定。
- 5 月 18 日（水）、北陸総合通信局保有の ICT ユニット 1 台を熊本県宇土市に貸与。市役所機能を移転した臨時庁舎において、臨時の内線ネットワークとして利用。
- 5 月 31 日（火）、被災自治体等向けに、「熊本地震の被災自治体等からの情報伝達手段」を、総務省ホームページにおいて公表。
- 5 月 31 日（火）、熊本県及び県内 21 市町村に対し、応急対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、9 月に定例交付すべき普通交付税の一部（455 億円）を繰り上げて交付することを決定。
- 5 月 31 日（火）、南阿蘇中継局について、仮設中継局からの放送に切り替えたことにより発生した難視聴地域のうち、共聴施設の設置が必要となる世帯について、国として熊本地震復旧等予備費を使用して支援することを閣議決定（「テレビジョン放送難視聴対策事業」（60 百万円））。平成 29 年 3 月 29 日に事業完了。
- 9 月 2 日（金）、熊本県及び県内 17 市町村に対し、応急対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、11 月に定例交付すべき普通交付税の一部（459 億円）を繰り上げて交付。

○12月27日（火）、既設の場所から放送が困難となった南阿蘇中継局を移設するため、「放送ネットワーク整備支援事業」交付決定(29百万円)。平成29年12月25日に事業完了。

総務省関係団体・事業者等の対応状況

○避難所及び行政機関の通信確保対応状況（詳細）

事業者	特設公衆電話	衛星携帯電話	ポータブル衛星装置(固定電話)	無料公衆無線LAN(Wi-Fi)	携帯電話用充電器(マルチチャージャ)	移動電源車	可搬型発電機	携帯電話	タブレット	データ通信端末
NTT西日本	0台 (0箇所)	—	0台 (0箇所)	0台 (0箇所)	—	—	—	—	—	—
NTTドコモ	—	0台 (0組織)	—	0台 (0箇所)	0台 (0箇所)	—	—	0台 (0組織)	0台 (0組織)	0台 (0組織)
KDDI	—	0台 (0組織)	—	0台 (0箇所)	0台 (0箇所)	—	—	0台 (0組織)	0台 (0組織)	0台 (0組織)
ソフトバンク	—	0台 (0組織)	—	0台 (0箇所)	0台 (0箇所)	—	—	0台 (0組織)	0台 (0組織)	0台 (0組織)
NTT BP	—	—	—	0台 (0箇所)	—	—	—	—	—	—
合計	0台	0台	0台	0台	0台	0台	0台	0台	0台	0台

○公衆無線LANサービスの利用環境整備（インターネットへのアクセス確保）

- ・主に避難所に電気通信事業者が無料公衆無線LANを設置。
- (※) 平成28年4月28日（木）、ほぼ全ての避難所において設置を完了。
- (※) 平成29年1月31日（火）までに全てのアクセスポイント（AP）の撤廃を確認。
- ・主に携帯電話事業者が九州全域で、通常、有料で提供している公衆無線LANサービスを無料開放。「00000JAPAN」（ファイブゼロ・ジャパン）の名称で合計約55,000のAPを確保。
 - ・ソフトバンク：約36,000
 - ・KDDI：約10,000
 - ・NTTドコモ：約9,000 等
- (※) 避難所以外における無料開放については平成28年5月31日（火）に終了。避難所においては引き続き無料で開放。（避難所の閉鎖に伴い全て終了。）
- ・他にも、NTTグループが、提携企業とも連携し、九州全域で15,000超のAP（コンビニエンスストア等を含む）を利用開放。

○ICTユニットの配備

- ・熊本県阿蘇郡高森町にICTユニット（5台）(※)を搬送し、役場・避難所にICTユニットを用いた無線LANサービス及び音声通話サービスを提供。電源及び通信の復旧に伴い平成28年4月20日で提供終了。
- ※Wi-Fi、小型サーバー、バッテリーなどを搭載した小型で移動可能な通信設備であり、災害時に迅速に通信ネットワークを応急復旧させることが可能。

○災害用伝言サービスの状況

- ・NTT東西、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板、災害用伝言板(web171)、災害用音声お届けサービスを展開済み。
- ※H28 5/31（火）15:00に全社が災害用伝言サービスの展開を終了。

○公衆電話の無料化を実施済（熊本県全域）。

※大分県はH28 4/23（土）00:00に無料化を終了。

※熊本県は H28 4/29（金）00:00 に無料化を終了。

○通信速度制限の解除

- ・ N T T ドコモ、K D D I、ソフトバンクは、災害救助法適用地域内に居住する携帯電話利用者を対象に、追加データの購入なしに、自動的に通信速度制限を解除（5/31 で終了）。

○通信料金の減免

- ・ N T T 西日本は、災害救助法適用地域内に居住する固定電話等利用者を対象に、避難により利用できなかった場合には、4 ヶ月を限度に料金の減免を実施。
- ・ K D D I（※）、ソフトバンクは、災害救助法適用地域内に居住する固定電話等利用者を対象に、避難により利用できない期間の料金の減免を実施。
※ K D D I は、2016 年 6 月 30 日までの申告が対象。
- ・ 九州通信ネットワークは、災害救助法適用地域内に居住する光インターネット接続等利用者を対象に、避難により利用できない期間の料金の減免を実施。

○ N T T 西日本、ソフトバンク、九州通信ネットワークは、仮住居への移転工事等が生じた場合の工事費を無料化。

○ N T T 西日本、N T T ドコモ、K D D I、ソフトバンクは、熊本県庁にリエゾン要員を派遣済。

○日本郵政グループ

- ・ 4 月 15 日（金）から当面の間、災害救助法が適用された地域を対象に、通帳・証書等や印章をなくした被災者の貯金等の非常取扱い、また、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱いを実施。
- ・ 4 月 19 日（火）から 5 月 18 日（水）まで、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施。また、4 月 19 日（火）から同月 25 日（月）まで、郵便はがきの無償交付を実施。
- ・ 益城町内の 3 の郵便局において、貯金の払戻し等を行うため、4 月 16 日（土）・17 日（日）及び 4 月 23 日（土）・24 日（日）の営業を実施。
- ・ 4 月 29 日（金）から当面の間、熊本県内の 1 の郵便局において、A T M の取扱時間を延長。
- ・ 4 月 25 日（月）から、益城町総合運動公園内において車両型郵便局（1 台）が営業を実施。6 月 1 日（水）から A T M サービスのみ取扱。
- ・ 5 月 9 日（月）から 5 月 31 日（火）まで、4 の臨時郵便局を設置して貯金の払戻し業務を実施。
- ・ ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において 4 月 18 日（月）以降、救援等を行う団体に宛てた義援金の無料送金サービスを実施。
- ・ 4 月 19 日（火）以降、救援等を行う団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施。
- ・ ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において、4 月 21 日（木）から 6 月 17 日（金）まで、年金・恩給、国税還付金等を受け取る被災者が必要書類を持参できない場合でも支払いに応じる等の取り扱いを実施。
- ・ 被災者である契約者に対する普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免措置、及び入院保険金の特別取扱いを実施。
- ・ 「かんぽの宿 阿蘇」において、中広間等を近隣住民へ開放し、数百名の避難者を受入れ。食料・飲料を提供。（5/14（土）に終了）
- ・ 日本郵政、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の 4 社が、義援金 総額 2,000 万円を寄付。
- ・ 5 月 16 日（月）から 7 月 29 日（金）まで、郵便局等を活用した募金活動「ポスト募金」を実施。（募金総額：4,589 万 6,432 円）

○NHK

- ・ 災害救助法による救助が行われた区域内において、半壊、半焼等の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約及び災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示又は退去命令を継続して 1 か月以上受けているものの放送受信契約につき、6

ヶ月間の受信料免除。

- ・NHKラジオのネット同時配信「らじる★らじる」において、熊本県域放送（ラジオ第一放送及びFM放送）の同時配信を実施。
- ・避難所等にテレビを設置（熊本県益城町に3台、熊本市、御船町、大分県別府市に各1台それぞれ配布）。
- ・ラジオ300台を準備し、既に益城町や南阿蘇村に約100台を配布。

○地上放送（民間放送事業者）

- ・ニッポン放送（関東広域圏のAM事業者）、熊本放送
ラジオ500台を準備し、避難所等に順次配布。

○衛星放送

- ・(株)WOWOW

災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、申し出があった場合に、適宜対応を行う。

- ・スカパーJ S A T(株)

災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置（申し出があった場合に、4月分の視聴料を免除）

○ケーブルテレビ

- ・株式会社 ジュピターテレコム

災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置（視聴料の減免・支払期限の延長等）

○情報通信研究機構(NICT)による災害対応

- ディサーナ
- (1) DISAANA - 対災害 SNS 情報分析システム

- ・平常どおり情報提供中。熊本県益城町等の被害情報を提供中。

- (2) 多言語音声翻訳アプリ“VoiceTra”(ボイストラ)

- ・平常どおりサービス提供中
- ・被災地に外国人観光客等がいる場合、翻訳機能が利用可能

- (3) 航空機搭載合成開口レーダ(Pi-SAR 2)による観測

- ・4月17日(日)午前8時過ぎから10時頃まで熊本県から大分県にかけての状況把握のための航空機 SAR(Pi-SAR2)観測を実施。
- ・機上で処理した画像を内閣府(防災担当)、熊本県、大分県に提供済み。
- ・4月17日(日)午後9時、NICT ウェブサイトにおいて詳細な画像データを一部公開。観測データの処理に合わせ、当該サイトを随時更新。

- (4) 耐災害 ICT 無線技術による被災地でのインターネット環境提供

- ・熊本県阿蘇郡高森町に車載衛星地球局(※)(2台)を搬送し、役場・避難所に無線ネットワークシステム“ナーブネット”と ICT ユニットを連携し衛星経由でインターネット環境を提供していたが、電源及び通信の復旧に伴い平成28年4月20日で提供終了。

※ 超高速インターネット衛星(WINDS)との通信機能を搭載した車両。移動電源車の役割も担える。

○地方公務員共済組合宿泊施設への被災者受入れの状況

平成28年10月31日をもって受入れを終了

○被災自治体の住基情報等(H30 10/15 現在)

<既存住基>

- ・熊本県内の全市町村の既存住基システムのデータは維持(H28 4/19 県庁情報)
- ・熊本県内の次の市町村では、本庁舎損壊等のため、住基窓口業務を「支所等で実施」

【支所等で実施】

やつしろし
八代市(仮設庁舎)

ひとよしし
人吉市(別庁舎)

うとし
宇土市(仮設庁舎)

おおづまち
大津町（仮設庁舎）

ましきまち
益城町（H28 5/16 から町中央公民館で住基窓口業務を再開（5/16 証明書発行業務、
5/17 住基窓口全業務）→H29/5/8 から仮設庁舎で実施）

- ・熊本地震の被災地域（災害救助法の適用地域である熊本県内の全市町村）の住民が、転出証明書を持たずに他市区町村で転入届をしても受理できる旨 4 月 19 日付けで全国に通知。
→H28 5/17 から県内全市町村で転出証明書の発行可

<住民基本台帳ネットワークシステム>

<L G W A N >

- ・熊本県内の全市町村で疎通（繋がっている）（H28 5/10・5/11^{ましきまち}益城町復旧）

(9) 法 務 省 の 対 応

- ・情報連絡室設置（4/14 21:26 設置）
- ・法務省災害対策本部設置（4/16 11:00 設置）
- ・法務省所属機関の建物等に若干の被害があるが、収容施設（矯正施設、入管施設）については、既報告に変更なく、いずれも収容状況は平穏であり、業務遂行に支障はなく、全体として通常どおりに遂行されている。
- ・法務省所属職員に関する人的被害については、全員についてその安否が確認できており、数名が負傷したほか被害はない。
- ・熊本、大分両県の法務省民間協力者に関する人的被害は、保護司 1、567 名全員、人権擁護委員 524 名全員、更生保護施設熊本自営会及び豊州保護会あけぼの寮についての安否が確認できており、数名が負傷したほか被害はない。
- ・熊本刑務所においては、4 月 15 日から 5 月 24 日まで、避難所として武道場等を開放し、最大約 250 名の近隣住民の避難を受け入れた。
- ・同刑務所においては、大阪・広島・福岡管内刑事施設等から職員を応援派遣するとともに、被災地域外の法務省所属機関において備蓄している非常用物資を移送し、避難住民に対して 4,000 食を超える非常食等を提供した。また、同所医師による避難住民の診察、熊本少年鑑別所臨床心理士による避難住民の心理ケアを実施し、熊本少年鑑別所においても、飲料水の提供のほか、同所医師が近隣の避難所で医療支援を行うなどの被災者支援を行った。
- ・熊本市から要請を受け、福岡拘置所及び佐賀少年刑務所が、九州公安調査局、福岡高等検察庁・地方検察庁、佐賀地方検察庁から提供されたものを含む飲料水 2,676 リットルを熊本市の集積場所（KKウイング）に運搬した。
- ・J M A T から要請を受け、高松刑務所が、J M A T に対し、破傷風ワクチン 59 回分を提供した。
- ・熊本機能病院から要請を受け、熊本刑務所から同病院に対し、非常食 1,800 食（200 人×3 日分）を提供した。
- ・5 月中旬に実施した司法試験及び同予備試験について、福岡市試験地での受験希望者の希望試験地の変更を認めた。
- ・被災地域に対し、土地・建物の権利証を紛失しても、土地・建物の所有権等の権利を失うことはないこと、土地の境界を特定するため、境界標や石垣の基礎部分を可能な限り保存してもらいたいことについて周知を行った。
- ・4 月 28 日、特定非常災害特別措置法に基づき熊本地震が特定非常災害に指定されたことに伴い、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例及び民事調停の申立手数料の特例に関する措置を講ずることなどを内容とする政令が閣議決定された。
- ・平成 28 年度及び平成 29 年度は、上益城郡益城町を始めとする熊本県内の被害の大きい地域の倒壊した建物について、登記官の職権による建物の滅失の登記を実施したところ、平成 30 年度においても、熊本市の一部地域等について、引き続き、実施している。
- ・平成 28 年 6 月 28 日、総合法律支援法の一部を改正する法律のうち、日本司法支援センタ

一（法テラス）による大規模災害の被災者に対する無料法律相談援助に関する部分を平成28年熊本地震に適用することを内容とする政令が閣議決定され、法テラスにおいて、同年7月1日から平成29年4月13日までの間、同援助を実施した。

(10) 財 務 省の対応

【財務本省、国税庁】

- 熊本県、宮崎県、佐賀県、長崎県、福岡県、大分県、鹿児島県に未利用国有地及び公務員宿舎の利用可能リストを提供（H28 4/15～）
 - ・福岡県が一時避難先として国家公務員宿舎の入居受付を開始（約100戸）（H28 4/23）
- 災害救助法の適用決定を踏まえ、被災中小企業への対応として、親身な窓口対応、資金の円滑な融資等を、日本政策金融公庫等に要請（H28 4/15 厚労省、中小企業庁と連名）
- 本地震災害について、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の危機対応融資の対象に追加（H28 4/15 農水省、中小企業庁と連名）
- 救援物資に係る関税・消費税の免除及び申告手続の簡素化、被災地域における関税に関する申請等の期限延長、通関業法に基づく期限に係る措置等（H28 4/18、4/22、5/2）
- 被災した場合における国税の申告・納税の期限延長等の措置（H28 4/22 官報公告）
- 被災中小企業に対する既往債務の負担軽減、貸付金の返済据置期間中の利子の支払い方法に係る対応を日本政策金融公庫等に要請（H28 4/25 厚生労働省、中小企業庁と連名）
- 激甚災害指定の決定を踏まえ、地震により被害を受けた中小企業者等に対し日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等が実施する災害復旧貸付について、貸付金利を引下げる措置を実施するため、これらの機関に通知。（H28 4/25 厚生労働省、中小企業庁、農林水産省と連名）
- 被災酒類製造業者、酒類販売業者に係る免許等の手続についての弾力的な措置（H28 4/25）
- 個人向け国債の中途換金に係る臨時特例措置（H28 4/27 省令改正）
- たばこ小売販売業者に係る許可等の取扱いについての弾力的な措置（H28 5/13）
- 「熊本地震復旧等予備費」使用の閣議決定を踏まえ、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等が実施している災害復旧貸付等を拡充した平成28年熊本地震特別貸付を創設。直接・間接被災事業者等に対して、貸付金利の引下げ等を実施。（H28 6/1～）
- 被災した場合における国税の申告・納税の期限延長等の措置について、申告・納税の期限等を指定（H28 10/17 官報公告）
- 被災地域における関税に関する申請等の期限延長等の措置について、申請等の期限を指定（H28 10/19 官報公告）
- 熊本県内で創業する者の資金繰りを支援するため、被災地における日本政策金融公庫の支援措置を拡充（被災者創業、被災地創業）。（H29 4/1～）

【九州財務局】

- 九州財務局災害現地対策本部設置（H28 4/14 22:00）
- 熊本地方合同庁舎（熊本市西区）に近隣住民避難者の受入れ（H28 4/14～6/10）（避難者最大庁舎内780名、車内220名）
- 宇土合同庁舎を宇土市に提供（H28 4/17～4/18）
- 政府現地対策本部に連絡要員として職員5名を派遣（H28 4/20～6/3）
- 宇土市に市役所業務対応要員として、職員5名を派遣（H28 4/20～4/22）
- 熊本市（中央区役所）に物資の仕分け等要員として職員10名を派遣（H28 4/22～4/25）
- 美里町に罹災証明発行業務等要員として職員8名を派遣（H28 5/3～5/5）
- 益城町に連絡調整業務等要員として職員8名を派遣（H28 5/6～5/28）
- 大津町に罹災証明発行業務等要員として職員4名を派遣（H28 5/9～6/3）
- 合志市に罹災証明発行業務等要員として職員4名を派遣（H28 5/9～5/31）

【熊本国税局】

- 税務大学校熊本研修所（熊本市東区）に避難者の受入れ（H28 4/16～5/8）（最大約220名）

- 熊本市（物資集積所）に物資の仕分け等要員として職員 12 名を派遣（H28 4/22～4/25）
- 益城町等に避難者支援要員として職員 5 名を派遣（H28 4/23～4/29）
- 西原村・益城町・合志市に罹災証明発行支援要員として職員 12 名を派遣（H28 5/1～5/31）
- 熊本市に家屋被害調査（1 次調査）支援要員として（1 日平均）17 名を派遣（H28 5/24～5/31）、また 9 名を派遣（H28 6/6～6/10）
- 御船町に罹災証明書発行支援要員として職員 1 名を派遣（H28 5/24～5/31）
- 嘉島町に税務課における納付書等の封入作業支援要員として 2～3 名を派遣（H28 5/18～5/19、5/23～5/24、6/6～6/9）
- 甲佐町に罹災証明書発行支援等要員として職員 2 名を派遣（H28 5/18～5/31）、また 1 名を派遣（H28 6/1～6/10）
- 八代市に罹災証明発行支援要員として職員 1 名を派遣（H28 5/17～5/27）
- 美里町に家屋被害調査（1 次調査）支援要員として職員 1 名を派遣（H28 5/30～6/17）
- 阿蘇市に納付書発送事務支援要員として職員 2 名を派遣（H28 5/21）、また家屋被害調査（1 次調査）支援要員として職員 1 名を派遣（H28 5/24）
- 西原村に納付書等封入事務支援として職員 1～2 名を派遣（H28 7/25～7/26、8/1～8/2、8/4～8/5）
- 南阿蘇村に窓口・電話対応支援要員として職員 2 名を派遣（H28 6/1～6/30）

(11) 文部科学省の対応

<省内の体制整備、職員等の派遣>

- ・文部科学省災害情報連絡室（室長：施設企画課長）を設置（平成 28 年 4 月 14 日 21 時 45 分）
- ・熊本県、大分県及び宮崎県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請（平成 28 年 4 月 14 日 21 時 51 分）
- ・文部科学省非常災害対策本部（本部長：事務次官）を設置（平成 28 年 4 月 14 日 21 時 53 分）
- ・文部科学省非常災害対策本部を開催（平成 28 年 4 月 14 日、15 日、16 日）
- ・文教施設の被害情報を収集するため、東京大学生産技術研究所の中埜良昭（なかの よしあき）教授及び文部科学省職員 1 名を派遣（平成 28 年 4 月 15 日～17 日）
- ・九州 7 県の各教育委員会等に対して、今般の地震における文教施設の安全性確保を要請（平成 28 年 4 月 15 日）
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会を開催し、平成 28 年（2016 年）熊本地震の評価を実施・公表（平成 28 年 4 月 15 日）
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会臨時会を開催し、平成 28 年 4 月 16 日熊本県熊本地方の地震の評価を実施・公表（平成 28 年 4 月 17 日）
- ・熊本県教育委員会からの派遣要請を受け、応急危険度判定士を中心に、のべ 21 名の職員等を派遣し、応急危険度判定を実施（平成 28 年 4 月 19 日～5 月 2 日）
- ・文化財等の被災状況を把握し、被災状況や現地の要望を踏まえて支援方策を検討するため、文化庁熊本地震災害連絡調整室を設置（平成 28 年 4 月 21 日）
- ・文化財の被害情報を収集するため、文化庁文化財調査官等を熊本県（平成 28 年 4 月 22 日～順次）、大分県（同年 4 月 25 日～順次）、宮崎県（同年 5 月 19 日～順次）に派遣
- ・馳大臣が熊本県に入り、学校施設や熊本城などの被害状況を確認するとともに、避難先になっている学校を訪問し、教員をはじめとした関係者と意見交換を行った（平成 28 年 5 月 1 日）
- ・文化庁に「熊本地震文化財復旧・復興プロジェクトチーム」を設置（平成 28 年 5 月 9 日）
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会を開催し、平成 28 年（2016 年）熊本地震の評価を実施・公表（平成 28 年 5 月 13 日）
- ・被災自治体へ、被災度区分判定（被災建物の状況を踏まえ、建物を建て直すか、補修するかといった復旧の方針を決めるための調査）を実施するため、のべ 40 名の専門家を、学校設置者等からの依頼を受け派遣（平成 28 年 5 月 21 日～6 月 8 日）
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会を開催し、2016 年 5 月の地震活動の評価を行い、その

中で熊本地震の評価を実施・公表（平成 28 年 6 月 9 日）

- ・熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会を開催し（平成 28 年 6 月 13 日、30 日、7 月 12 日、27 日）、「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言を取りまとめ、公表（同年 7 月 29 日）
- ・緊急的な保護等を必要とする被災文化財の救援と修復への寄付を呼びかける文化庁長官メッセージを発出（平成 28 年 6 月 20 日）
- ・文化財建造物の被災状況調査や復旧に向けた技術的支援等を行う専門家を派遣する熊本地震被災文化財建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）及び緊急に保全措置を必要とする動産文化財の調査・救出等を行う熊本県被災文化財救援事業（熊本文化財レスキュー事業）を本格実施（平成 28 年 6 月 20 日）
- ・熊本県教育委員会からの派遣要請を受け、熊本県内の公立学校施設の早期復旧・復興を支援するため、職員を派遣（平成 28 年 7 月 4 日～29 日）
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会を開催し、2016 年 6 月の地震活動の評価を行い、その中で熊本地震の評価を実施・公表（7 月 11 日）
- ・地震調査研究推進本部において、大地震後の防災上の呼びかけ等を含む「大地震後の地震活動の見通しに関する情報のあり方」を公表（平成 28 年 8 月 19 日）
- ・地震調査研究推進本部において活断層の長期の地震発生確率のわかりやすい表記方法に関する検討結果（ランク分けの導入など）を公表（平成 28 年 8 月 19 日）
- ・地震調査研究推進本部政策委員会調査観測計画部会で活断層の重点的調査観測対象として、熊本地震を発生させた活断層が指定（平成 28 年 5 月 11 日）されたことを受け、平成 28 年度から「平成 28 年熊本地震を踏まえた総合的な活断層調査」を 3 力年の計画で実施中（平成 28～31 年度）。

＜被災した児童生徒や学生等への支援・配慮等＞

- ・平成 28 年度全国学力・学習状況調査については、地震の被害状況を踏まえ、熊本県全域及び宮崎県の一部の市町村教育委員会において、調査の実施を見送り
- ・①被災した児童生徒等の学校への受入れ、②被災した児童生徒等への教科書の無償給与、③児童生徒の入学料等や就学援助、就学支援金、奨学金等の弾力的な取扱い・措置、④修了認定や補充のための授業等への配慮、⑤心のケアの実施、等について取組を促す通知を、関係教育委員会及び都道府県知事宛てに発出（平成 28 年 4 月 18 日）
- ・被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等（①義務教育段階における教科書の取扱い、②幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱い、③就学援助等について、④高校生等への修学支援、⑤課程の修了の認定等について、⑥補充のための授業等について、⑦心のケアを含む健康相談等の充実）について取組を促す通知を、附属学校を置く各国立大学長宛てに発出（平成 28 年 4 月 19 日）
- ・熊本地震により被災した生徒等に関する高等学校等就学支援金の具体的な取扱いに係る事務連絡を都道府県・各国立大学法人等高等学校等就学支援金担当宛てに発出（平成 28 年 4 月 19 日）
- ・被災した学生への配慮等（①修学困難な学生に対する経済的支援、②外国人留学生に対する配慮、③学生に対する単位の認定、就職活動等への配慮）について取組を促す通知を、各国立大学長、各公立大学長、各私立大学長、各短期大学長、各専修学校長、並びに、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、専修学校を置く国立大学長、厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長を経由して各専修学校及び各種学校宛てに発出（平成 28 年 4 月 20 日）
- ・被災した児童生徒への教科書給与を行うに当たっての教科書事務に関する留意事項について、各都道府県教育委員会宛てに事務連絡を発出（平成 28 年 4 月 21 日）
- ・被災地へのスクールカウンセラー派遣について、日本臨床心理士会に協力依頼するとともに、各都道府県・指定都市教育委員会に被災地からの派遣要請に応じて、スクールカウンセラーの派遣や関連情報の提供を依頼（平成 28 年 4 月 21 日）
- ・熊本県教育委員会、熊本市教育委員会において、熊本県内の小中学校 279 校にスクールカウ

ンセラーを追加配置（平成 28 年 8 月 23 日現在）

- ・高等学校卒業程度認定試験について、本来は平成 28 年 5 月 10 日（火）が出願締切だが、熊本在住の被災者については同年 5 月 31 日（火）まで、出願期間を延長。また、熊本県外の被災者で出願手続きが困難な場合や、本人が被災したわけではなくとも出願時に必要な添付書類（例：住民票、高校の単位修得証明書等）の取得が震災の影響により困難な場合に、状況に応じて個別に対応（同年 5 月 10 日までに相談）（同年 4 月 22 日～5 月 31 日）
 - ・被災地域の児童生徒等の私立学校における就学機会の確保等（①被災した児童生徒等の私立学校への受入れ等について、②義務教育段階における教科書の取扱い、③私立学校における授業料（保育料）等の取扱い、④就学援助等について、⑤高校生等への修学支援、⑥課程の修了の認定等について、⑦補充のための授業等について、⑧心のケアを含む健康相談等の充実）について取組を促す通知を、各都道府県知事等宛てに発出（平成 28 年 4 月 22 日）
 - ・熊本県教育委員会からの要望を踏まえ、45 人分の教員加配を追加措置（平成 28 年 4 月 28 日）
 - ・大分県教育委員会からの要望を踏まえ、5 人分の教員加配を追加措置（平成 28 年 5 月 2 日）
 - ・熊本県教育委員会から、今後、教員加配の支援を追加で受けたとしても、必要な人材の確保が困難な見通しであり、他の都道府県からの派遣を要請したいとの依頼。これを受け、文部科学省及び全国都道府県教育委員会連合会、指定都市教育委員・教育長協議会が連携協力し、全国の都道府県教育委員会等に対し、熊本県への教員の派遣要請を実施（平成 28 年 5 月 27 日）
 - ・熊本県教育委員会からの追加要望を踏まえ、34 人分の教員加配を追加措置（平成 28 年 7 月 8 日）。同年 4 月 28 日の 45 人分と合わせ年換算で計 79 人分の予算措置（96 名の実配置を予定）
 - ・熊本県教育委員会からの要望を踏まえ、40 人分の教職員加配を措置（平成 29 年度分）
 - ・熊本市教育委員会からの要望を踏まえ、12 人分の教職員加配を措置（平成 29 年度分）
 - ・大分県教育委員会からの要望を踏まえ、5 人分の教職員加配を措置（平成 29 年度分）
 - ・熊本県教育委員会からの要望を踏まえ、40 人分の教職員加配を措置（平成 30 年度分）
 - ・熊本市教育委員会からの要望を踏まえ、10 人分の教職員加配を措置（平成 30 年度分）
- ＜被災した職員・関係機関への支援・配慮等＞
- ・住居滅失など地震被害に伴う職員の職務専念義務免除について、各都道府県教育委員会等に事務連絡（平成 28 年 4 月 20 日）
 - ・被災した公立学校施設の早期復旧を図るため事前着工の着手等について、関係教育委員会宛に事務連絡を発出（平成 28 年 4 月 22 日）
 - ・被災した学校を再開する際の留意点について、熊本県内の教育委員会等に対し事務連絡を発出（平成 28 年 4 月 24 日）
 - ・平成 28 年熊本地震に起因するやむを得ない理由により、災害共済給付契約に係る共済掛金を支払うことができない場合における支払い期限の延長等について定めた「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定（平成 28 年 4 月 28 日）。その理由がやんだ日から 2 ヶ月以内に限り支払期限を延長することができることとした。本政令は、同年 5 月 2 日公布
 - ・文教施設の構造的な被害状況等を詳細に調査し、被災施設の復旧方針に関する設置者への助言及び今後の文教施設に必要な耐震性能等に関する検討を行うための調査研究の実施を決定（平成 28 年 4 月 28 日）
 - ・平成 28 年熊本地震を特定非常災害として指定する「平成 28 年熊本地震による災害についての特設非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」を閣議決定（平成 28 年 4 月 28 日）。特定非常災害に対し、期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責等が適用されることから、政令の公布（同年 5 月 2 日）に合わせ、文部科学省関係の以下の特別措置につき、関係機関に速やかに通知。
 - －国立大学法人法及び国立大学法人法施行令関係（財務諸表の提出不履行に関する免責等）
 - －私立学校法及び私立学校振興助成法関係（財産目録等の作成、備置き及び閲覧の期限等）
 - －文化財保護法及び銃砲刀剣類所持等取締法関係（重要文化財等の毀損等に係る届出義務

不履行の免責等、登録を受けた銃砲又は刀剣類に係る届出義務不履行の免責)

ー宗教法人法関係(宗教法人の財産目録等の写しの提出不履行の免責等)

- ・熊本県及び関係市町村教育委員会に対して、公立学校施設の災害復旧に係る事務手続きに関する説明会を熊本県で開催(平成28年5月19日、6月30日、7月1日)
- ・文部科学大臣が指定する看護師学校等医療関係職種の学校に対して、教育体制と、実習施設の変更承認を受ける時期について柔軟な手続きが取れるよう事務連絡を発出(平成28年5月27日)
- ・公立学校施設災害復旧事業の事務手続きについて、学校設置者が作成する事業計画書等、簡素化を図る旨の通知を関係教育委員会に発出(平成28年6月16日)

＜その他の支援・配慮等＞

- ・公立学校共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団に対し、組合員証を紛失した場合でも速やかに再発行を行うことや、組合員証がなくても保険医療機関等において受診できること等を連絡(平成28年4月15日)
- ・学校設置者に対して、所管の学校等において、地域住民の避難場所としての提供について最大限配慮するよう要請(平成28年4月16日)
- ・避難された方々が、少しでも安心して学校施設での避難生活を送っていただけるようにするため、現在の避難場所での避難が維持できるよう、最大限の対応をお願いすることについて、熊本県や教育委員会等に対し、事務次官名で通知を発出(平成28年4月21日)
- ・被災建築物応急危険度判定を受けた文化財の所有者に対して、復旧の可能性等の十分な検討を経ず取り壊すことのないよう適切に指導するよう求める通知を、各都道府県教育委員会宛に発出(平成28年4月26日)
- ・熊本地震に伴い、ボランティア活動を希望する学生に対して、①修学上の配慮、②安全確保及び情報提供を依頼する通知を、各国公私立大学長、各国公私立短期大学長、各国公私立高等専門学校長宛てに発出(平成28年4月27日)
- ・熊本地震に伴い、ボランティア活動を希望する専修学校・各種学校の生徒に対して、①修学上の配慮、②安全確保及び情報提供を依頼する通知を、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、専修学校を置く国立大学長、厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長を経由して各専修学校及び各種学校宛てに発出(平成28年4月28日)
- ・熊本地震に伴い、ボランティア活動を希望する介護福祉士養成施設等の学生に対して、柔軟な単位の付与を依頼する通知を、各都道府県介護福祉士養成施設主管課、各地方厚生(支)局介護福祉士養成施設主管課を経由して介護福祉士養成施設等宛てに発出(平成28年5月2日)
- ・観光庁からの依頼を受け、九州への修学旅行について、現地の正確な情報に基づき、できる限り予定通りの実施が望まれる旨の周知に関し、各都道府県教育委員会等宛に通知を発出(平成28年5月10日)
- ・避難所となっている学校施設等の環境改善(簡易洋式トイレ・空調の設置等)について、災害救助法に基づく救助として国庫負担の対象となることから、防災部局との緊密な連携を取るよう、熊本県及び熊本市の教育委員会宛てに事務連絡を発出(平成28年5月12日)
- ・熊本県からの要望を受け、文部科学省のエントランス等にて熊本地震の写真展を開催(平成28年5月23日～7月29日)

ア 国立大学法人等の対応

- ・被災者を受け入れている熊本大学に対し、九州大学、長崎大学等から水、毛布、食料等の物資を支援。また、厚生労働省の要請を受け、大学附属病院より、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣(平成28年4月14日～)
- ・放送大学においては、被災学生に対して、熊本や大分の学習センターにおける日本学生支援機構の経済的支援に関する情報の周知及び推薦や、震災の影響により、学習センターでの面接授業が閉講または欠席した学生に対する科目変更や返金などで対応(平成28年4月21日～)

イ 国立研究開発法人 防災科学技術研究所の対応

- ・ウェブサイトとポータルサイト（クライシスレスポンスサイト）を開設（平成 28 年 4 月 14 日）
- ・リアルタイム地震被害推定システム（暫定版）により建物全壊棟数分布の推定を実施（平成 28 年 4 月 15 日、16 日）
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会に強震観測網の解析結果等の資料提供（平成 28 年 4 月 15 日、17 日）
- ・被災状況等を整理し、DMAT 等に必要な情報提供を行う災害リスク情報利活用システム（e コミュニティ・プラットフォーム）を活用した熊本県災害対策本部への業務支援（平成 28 年 4 月 15 日～）
- ・土砂災害に関し「土砂移動分布図（速報）」と「今後の注意点」について公表（平成 28 年 4 月 21 日）、「土砂移動分布図」を更新（同年 5 月 13 日、6 月 27 日）、地震後の降雨による土石流について公表（同年 5 月 31 日）
- ・熊本地震に関する緊急報告会を開催（平成 28 年 4 月 24 日）
- ・理事長が熊本県知事と意見交換、被災者生活再建支援システム導入説明会等に出席（平成 28 年 4 月 25 日）、同システムを活用した被災自治体での罹災証明書の発行や被災者台帳の管理等の業務を支援
- ・熊本地震復旧等予備費により、地震で被災した観測施設の復旧にかかる取組を開始（平成 28 年 5 月 31 日）、地盤の変化で失われた地形・地盤情報の復旧にかかる取組を開始（平成 28 年 7 月 26 日～12 月 28 日）
- ・阿蘇市、南阿蘇村、西原村における斜面モニタリングを継続し、システム改良を実施（平成 29 年 1 月～3 月）
- ・熊本県砂防課とともに、「熊本地震による土砂災害対策箇所の梅雨前現場安全点検」を実施（平成 29 年 5 月 18 日）
- ・熊本復興支援（地域産学バリュープログラムタイプ）に採択された「多点センサー観測に基づくリアルタイム広域斜面監視型の防災情報システム開発」を開始（平成 29 年 10 月 2 日～）
- ・熊本地震液状化調査報告を公表（平成 28 年 6 月 28 日）
- ・以下の調査等に職員を派遣
 - －熊本県災害対策本部等への業務支援及び情報収集（熊本県内 76 名（現時点 2 名）：平成 28 年 4 月 15 日～順次派遣、大分県内 2 名：同年 4 月 21 日～順次派遣）
 - －道路・家屋等の被害状況調査（熊本県内 1 名：平成 28 年 4 月 16 日～17 日、5 月 4 日～6 日、大分県内 3 名：同年 4 月 21 日～22 日）
 - －文教施設等の非構造部材の被害状況調査（熊本県内及び大分県内 1 名：平成 28 年 4 月 29 日～5 月 2 日）
 - －土砂災害、液状化の被害状況調査及び情報収集（熊本県内 15 名：平成 28 年 4 月 17 日～19 日、4 月 28 日～5 月 1 日、5 月 2 日～5 日、9 日～12 日、20 日～22 日、5 月 30 日～6 月 1 日、7 月 31 日～8 月 3 日、8 月 8～10 日）
 - －火山観測施設の現状確認等（熊本県内 3 名：平成 28 年 4 月 20 日～22 日、26 日～28 日、5 月 13 日～15 日）
 - －震源断層近傍での現状確認観測等（熊本県内 13 名：平成 28 年 4 月 23 日～26 日、4 月 28 日～5 月 1 日、5 月 16 日～18 日、7 月 10 日～13 日）

ウ 国立研究開発法人 理化学研究所の対応

- ・被災した九州地方の大学・研究機関等に対して、研究者・学生の受入、生物資料の保管・提供、機器の貸付といった支援を行うこととし、申込窓口を開設してウェブ上に公開（平成 28 年 4 月 21 日）、熊本大学、熊本保健科学大学、九州東海大学、熊本高等専門学校の 4 校へ研究実験機器の貸与・譲渡（計 58 件）、生物材料の無償提供（108 件）、質量分析の解析支援（2 件）を実施（平成 28 年 4 月 21 日～平成 29 年 3 月 31 日）

エ 国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構の対応

- ・陸域観測技術衛星 2 号「だいち 2 号」（ALOS-2）による取得画像を、要請に基づき以下の関

連機関に対して提供(平成 28 年 4 月 15 日) (内閣府防災/国土交通省砂防計画課、九州整備局/国土地理院/九州大学/日本医師会)

- ・ヘリコプターによる救援活動に対して、主に以下の機関を対象に災害救援航空機情報共有ネットワーク(D-NET)の技術を用いた支援を実施(総務省消防庁)

オ 国立研究開発法人 物質・材料研究機構の対応

- ・被災した大学・研究機関等に対して、研究者・学生の受入等の支援を行うこととし、申込窓口を開設してウェブ上に公開(平成 28 年 4 月 26 日～平成 29 年 3 月 31 日)
- ・被災した企業・大学・研究機関等に対して、登録されている共用装置の優先枠利用とその利用料免除等の支援を行うこととし、申込窓口を開設してウェブ上に公開(平成 28 年 4 月 26 日～平成 29 年 3 月 31 日)

カ 独立行政法人 日本学生支援機構の対応

- ・被災学生に対する奨学金緊急採用、JASSO 支援金等の申請受付を開始(平成 28 年 4 月 15 日)
- ・災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急・応急採用の相談窓口を設置(平成 28 年 4 月 20 日)

キ 独立行政法人 国立青少年教育振興機構の対応

- ・阿蘇市内の小学校において、避難児童を対象に出前講座を提供(平成 28 年 4 月 26 日～平成 28 年 5 月 6 日)
- ・熊本県内の小学校・中学校等において、児童・生徒を対象に学習支援や出前講座を提供(平成 28 年 5 月 16 日～平成 29 年 1 月 6 日)
- ・南阿蘇村・熊本市・益城町の災害ボランティアセンターに職員を派遣し、避難所の運営や一般家庭のがれき撤去・清掃作業等の支援活動を実施(平成 28 年 4 月 23 日～平成 28 年 5 月 20 日)

ク 国立研究開発法人 科学技術振興機構の対応

- ・熊本地震に関連した緊急を要する国際共同による研究・調査を支援する「国際緊急共同研究・調査支援プログラム(J-RAPID)」の研究課題の公募を開始(平成 28 年 4 月 28 日)
- ・J-RAPID について、平成 28 年熊本地震災害の全体像の把握に関する研究課題の採択(1 件)を決定(平成 28 年 5 月 13 日)
- ・J-RAPID について、研究課題の追加採択(3 件)を決定(5 月 31 日)
- ・J-RAPID について、研究課題の追加採択(4 件)を決定(6 月 30 日)

ケ 公立学校共済組合の対応

- ・公立学校共済組合の九州地区宿泊施設について、被災者の宿泊料を無料で受け入れることを決定(平成 28 年 4 月 16 日)。また、更なる被災者への支援を徹底するため、同組合に初等中等教育局財務課長通知を発出(同年 4 月 18 日)。なお、熊本宿泊所(111 名)、その他 3 施設において被災者を受入れ済み(同年 4 月 18 日)。さらに、避難地域の広域化を勘案し、関西・四国・中国地方まで受入宿泊施設を拡大(同年 4 月 20 日～10 月 31 日)

コ 日本私立学校振興・共済事業団の対応

- ・私学事業団所管の全国の直営宿泊施設について、被災された加入者(家族も含む)を宿泊料無料(食事代のみ実費負担)で受け入れることを決定(平成 28 年 4 月 21 日)。3 施設で被災者を受入れ済み(19 名)(同年 6 月 29 日)

(12) 厚生労働省の対応

- ・4 月 14 日 21:26 厚生労働省災害情報連絡室設置
- ・4 月 14 日 22:30 厚生労働省災害対策本部設置
- ・4 月 14 日 22:45 厚生労働省災害対策本部第 1 回会合開催
- ・4 月 15 日 07:30 厚生労働省災害対策本部第 2 回会合開催
- ・4 月 15 日 11:50 熊本労働局内に、6 名体制の「厚生労働省現地対策本部」を設置。
- ・4 月 16 日 11:00 厚生労働省災害対策本部第 3 回会合開催
- ・4 月 17 日 16:00 厚生労働省災害対策本部第 4 回会合開催
- ・4 月 24 日 11:30 厚生労働省災害対策本部第 5 回会合開催

- ・ 5 月 01 日 塩崎厚生労働大臣が被災地（熊本県熊本市ほか）視察。
- ・ 5 月 09 日 18:40 厚生労働省災害対策本部第 6 回会合開催
- ・ 5 月 14 日 塩崎厚生労働大臣が被災地（熊本県熊本市ほか）視察。
- ・ 5 月 22 日 塩崎厚生労働大臣が被災地（熊本県熊本市ほか）視察。

救護活動関連の状況

ア DMAT の派遣等

- ・ DMAT から JMAT 等の医療チームへの引継ぎが進み、DMAT は縮小し、医療チームの派遣調整機能を DMAT 都道府県調整本部から熊本県医療救護調整本部に移行。

なお、熊本県からの要請により、ロジスティックチームは、県医療救護調整本部のサポートを実施。(H28 5/2 時点)

その後、地元医療機関が再開してきていることから、医療救護活動の体制は縮小傾向にあり、県医療救護調整本部の体制は、6 月 2 日に県健康福祉部に集約。これに併せて、ロジスティックチームの活動も終了。(H28 6/6 時点)

イ ドクターヘリ

- ・ 九州全域、中四国地域及び関西広域連合に出動要請し、最大で計 13 機が熊本に参集。災害によるニーズが減少し、平成 28 年 4 月 23 日からは通常体制。

ウ 特に対応が必要となった医療機関における対応

- ・ 10 カ所程度の病院が、建物の倒壊リスクやライフラインの途絶などにより、他病院への患者搬送を実施。

○熊本県内において、患者受け入れ困難に陥っていた主な医療機関の状況

基幹病院の診療機能は、DMAT の支援等により、徐々に改善傾向。現在は通常どおり診療。

- ・ 熊本赤十字病院（490 床）

震災発生直後に停電により患者受け入れ不可となり、その後も患者の殺到により、患者の受け入れ不可状態が続いていたが、ドクヘリ搬送、近隣病院への患者分散等により、状況は改善。透析患者の受け入れ開始。(H28 4/17 1:00) 現在は通常どおり診療。

- ・ 済生会熊本病院（400 床）

4/16 未明以降、患者の過剰状態となっていたが、済生会グループからの医師派遣やドクヘリによる患者搬送により、状況は改善。(H28 4/17 1:00) 現在は通常どおり診療。

○患者の大量搬送を要する医療機関における対応

- ・ 熊本市民病院（437 床）

倒壊の危険から、入院患者の他院への搬送が必要となったため、県内外の病院等に、救急車、ヘリ等で 200 人全員の患者搬送を実施済み。(H28 4/16 14:45)

- ・ 熊本セントラル病院（308 床）

4/16 1:30 頃スプリンクラーが作動し、建物 7 階（東館、西館）がほぼ水浸しの状態となり、入院患者 173 人（車いす約 170 人、ストレッチャー約 30 人）の他院への搬送が必要となった。このため、自衛隊、消防の協力を得て、全ての患者について、16 日中に県内外の他の医療機関に患者搬送を実施済み。(H28 4/16 23:00)

- ・ 東熊本病院（52 床）

病院のライフラインが途絶したため、入院患者 44 人を全て転院済み。(H28 4/16)

- ・ 西村病院（96 床）

病院損壊により、入院患者 65 人を系列施設に転院済み。(H28 4/16 14:00)

- ・ くまもと森都総合病院（199 床）

病院損壊により、2 病棟のうち 1 病棟使用不可。

入院患者 62 人が転院または退院済み。(H28 4/16 19:00)

自力で動けない患者 96 人を DMAT で搬送調整中。(H28 4/17 10:30)

自力で動けない患者 13 人を DMAT により搬送し、さらに、患者 74 人の退院または転院が完了した。残りの患者 9 人のうち 8 人を DMAT により追加搬送し、残りの患者 1 人の搬送を実施済み。(H28 4/20 20:00)

- ・ 精神科病院関係

病院のライフラインの途絶などのため、益城病院、希望ヶ丘病院、あおば病院、小柳病院、阿蘇やまなみ病院、城南病院、菊池病院の7病院において、転院等が必要となった590人の入院患者について、熊本、鹿児島、福岡、佐賀、宮崎の各県と連携して転院が完了。(H28 4/21 18:00)

- 被災した熊本市市民病院の小児患者の受入停止等により、熊本市内の主要小児医療機関へ患者が集中し、小児科医の疲弊が激しいことから、厚生労働省の調整により、県が日本小児科学会へ医師の派遣要請を実施し、小児科学会から熊本地域医療センター及び熊本赤十字病院へ順次派遣を行っていたが、5月14日をもって終了。(5/24 12:00)
- 被災した医療機関に水、食料等の不足状況を毎日確認し、ニーズを聞き取って、担当部局や関係団体等に着実につなげ、早期の改善を図る。交通事情の改善等により、26日までに要望のあった食品(4施設)及び飲料水(2施設)に関しては27日に解消された。(H28 4/27 17:00)
- 看護師に関しての要望については、
 - ・熊本市市民病院から周辺地域や阿蘇地区に看護師を派遣していたが、5月31日をもって終了。(H28 6/6 14:00)
 - ・複数の赤十字病院から熊本赤十字病院に看護師を派遣していたが、6月5日をもって終了。(H28 6/6 17:00)
 - ・複数の済生会病院から済生会熊本病院に看護師を派遣していたが、5月31日をもって終了。(H28 6/6 17:00)
 - ・国立病院機構2施設(熊本医療センター、熊本再春荘病院)に4月19日より同機構病院内から看護師を順次派遣していたが、5月8日をもって終了。(H28 5/9 11:00)
 - ・全日本病院協会、日本医療法人協会からAMATとして2病院に看護師等の派遣を行っていたが、平成28年4月28日をもって終了。
- 被災した医療機関から患者の転院を受け入れたために所定病床数を上回る患者を入院させることとなった等の理由により、入院基本料の減額を行わないこと等診療報酬上の取扱いに関する事務連絡を厚生局、関係団体等に周知。4月17日に被災地で転院を受け入れる医療機関に直接伝達済み。(H28 4/17 18:00)

エ 被災者への医療・健康管理・こころのケア

- 医療救護班等
 - ・活動可能な地元医療機関の再開に伴い、医療救護活動は終了。(H28 7/16 時点)
- 歯科医師等
 - ・活動可能な地元医療機関の再開に伴い、歯科支援活動は終了。(H28 7/31 時点)
 - ・熊本県歯科医師会がホームページで、受診可能な歯科医療機関の情報を公開。
- 保健師
 - ・4月16日から全国の都道府県、政令市等との派遣調整を行い、被災自治体の保健師と共に、避難所対応をはじめ、要支援者調査や戸別訪問、また、自治体の本庁や保健所の支援等、被災自治体のニーズに応じて活動した。平成28年8月15日に派遣保健師チームの活動は終了。
- DPAT(災害派遣精神医療チーム)の活動
 - ・県外からのDPAT派遣については、6月23日から活動開始した熊本DPATに引継ぎ、6月末に活動終了。熊本DPATの活動地域は、熊本市保健所圏域及び益城町、御船保健所圏域(益城町を除く)及び宇城保健所圏域、阿蘇保健所圏域(西原村を除く)、菊池保健所圏域及び西原村、の4地域。避難所巡回、個別対応、熊本県精神保健福祉センターと連携した行政職員等のメンタルヘルス相談、啓発活動等、地域ニーズに即した対応を行い、平成28年10月28日にくまもと心のケアセンターに引継いだ上で活動終了となった。
- 不眠への対応
 - ・専門家が作成した不眠対策のリーフレット(「夜、眠れない方のために」、「避難所等における不眠対策」(内山真日本大学教授他監修))を、5月6日熊本県、熊本市、DPAT等へ送付。必要に応じて被災者や避難所等の管理者に配布。

○こころのケア

- ・被災者の精神的健康の保持及び増進を図るため、平成 28 年 10 月から「熊本こころのケアセンター」を設置し、多職種で構成される専門支援チームが精神疾患に関する相談支援、仮設住宅入居者等への訪問支援等を実施。

○子どものこころのケア

- ・5 月 27 日付けで、日本児童青年精神医学会が被災地への児童精神科医の派遣要請に応える旨について、熊本県・熊本市宛て事務連絡を発出した。

○エコノミークラス症候群への対応

(熊本県内の主要医療機関で入院を必要としたエコノミークラス症候群の患者数)

※平成 28 年 9 月 8 日(16:00 現在)(4 月 14 日～9 月 8 日までの累計)

	65 歳未満	65 歳以上	計
男性	5	7	12
女性	13	27	40
計	18	34	52

※熊本県健康福祉部発表

(対応)

- ・4 月 15 日「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を送付し、エコノミークラス症候群予防策も含む、避難所で生活される方々の健康管理にあたり、関係者が留意する事項について情報提供。
- ・厚生労働省ホームページの「平成 28 年熊本地震関連情報」に、エコノミークラス症候群に関するページを設け、予防策を周知。

(現地での対応状況)

- ・「エコノミークラス症候群の予防のために」という注意喚起のチラシを作成。4 月 19 日、被災地で健康管理を行っている保健師の巡回にあわせて配布したほか、グランメッセ(益城町)の 2,000 台に配布し、周知。自衛隊、警察、消防、ガソリンスタンド、コンビニエンスストアにも周知を依頼。20 日夕刻、エミナース(益城町)の 500 台に配布。
- ・さらに、エコノミー症候群の予防策の周知について、コミュニティラジオで放送を開始(現在は終了)。
- ・車中泊している人を減らし、足を伸ばせるような環境で生活できるよう、熊本県庁に働きかけを実施。熊本県で高齢者等への宿泊施設の提供を開始(現在は終了)。
- ・4 月 22 日、車中泊が多い避難所を対象に、専門家チームが、弾性ストッキングの配布を含むエコノミークラス症候群の予防活動を実施。弾性ストッキングは、履き方を誤ると逆効果になるため、配布に当たっては、巡回する保健師等が、医療救護班等と協力して、装着方法を指導しながら実施。
- ・5 月 3～5 日、災害医療センター、日本臨床衛生検査技師会等の共催で、熊本市内の各所(市総合体育館、アクアドーム等)に拠点を設けてエコノミークラス症候群検診実施。

○栄養・食生活支援

- ・4 月 26 日から全国の都道府県、政令市等との派遣調整を行い、避難所の食事状況の情報を集約し改善につなげる管理栄養士が活動を開始し、平成 28 年 6 月 30 日に活動終了。
- ・4 月 22 日から避難所の食事状況の把握や、離乳食、アレルギー食等が必要な被災者の支援等を行う管理栄養士の派遣を日本栄養士学会が開始し、平成 28 年 6 月 30 日に活動終了。
- ・日本栄養士会が熊本県庁内に特殊栄養食品(離乳食、アレルギー食等)ステーションを設置(H28 4/21)。
- ・熊本県が 5 月 12 日～16 日に実施した避難所における食事提供状況のアセスメントを踏まえ、避難所生活が長期化する中、栄養不足の回避、生活習慣病の予防の観点から、避難所における食事提供のためのエネルギー・栄養素の参照量と適切な栄養管理の留意事項を提示(H28 6/6)

オ 感染症対策

【南阿蘇中学校体育館避難所ノロウイルス】

(ア) 状況

- ・南阿蘇中学校体育館避難所において、急性感染性胃腸炎の患者 22 名が発生 (H28 4/23)。重症者はなし。

(イ) 対応

- ・阿蘇保健所等が同避難所においてトイレ等の消毒など感染拡大防止対策を行うとともに、熊本県等がその他の避難所も含めトイレの清潔保持の強化、消毒薬等の衛生資材の配布、手洗い励行のための周知ポスターの掲示など感染予防策の強化に着手 (H28 4/23)。

(ウ) その他

○状況

- ・熊本県内の避難所で、ノロウイルス等の集団感染事例は報告されていない。(H28 6/16)

○対応

- ・熊本県が感染症予防のため、手洗いの徹底を周知するとともに、保健師が避難所等を巡回し早期発見に努め、発見された場合は、他の避難者との接触を避け別室等での生活を徹底する等感染拡大防止に努めている。
- ・国立感染症研究所の専門家等を派遣し、避難所やトイレ等の衛生状況、感染症対策についての把握、避難所の管理者、熊本県担当課への指導・助言を実施済 (H28 4/21)。
- ・避難所におけるインフルエンザ流行に備え、新型インフルエンザ対策に限定して使用する契約で製薬会社から都道府県及び国が安価で購入し備蓄しているタミフルについて、今後予防・治療用として使用することについて製薬会社から了解を得た (H28 4/19)。
- ・駐車場型避難所における仮設トイレの配置の実態、必要な関係資材等を取りまとめ、平成 28 年熊本地震被災者生活支援チームに提供 (H28 4/20)。避難所における適切なトイレ数の基準等を示し、不足がある場合は仮設トイレや手洗い場の新規設置の検討、国への要請を呼びかける事務連絡を发出 (H28 4/22)。
- ・手洗いタンクなどを使用した流水による手洗いを徹底するよう保健師により指導するとともに、全ての避難所に手洗い励行のポスターを掲示 (H28 4/25)。

カ 食中毒対策

【城東小学校避難所における食中毒】

(ア) 状況

- ・5月6日(金)に避難所(城東小学校)で出された昼食の摂食者は43人。うち有症者は34人(入院者21人)。
- ・有症者の症状、患者便、吐物、食品等の検査結果から、病因物質は、黄色ブドウ球菌。(患者便、吐物、おにぎりから黄色ブドウ球菌を検出)

(イ) 対応

- ・5月9日、熊本市の調査結果を踏まえ、現時点において避難所が設置されている熊本県、大分県及び熊本市に対し、避難所の管理者、食事提供者及び調理従事者等への追加の注意喚起を依頼。

【その他これまでの対応】

- ・食中毒予防のため、4月18日に熊本県等、避難所設置県内の自治体(計14自治体)に対して、食中毒発生防止及び発生時等の情報提供について協力を依頼。
- ・公益社団法人日本食品衛生協会が、4月19日以降、熊本県・市等に対し消毒用アルコール、嘔吐物処理キット等の衛生用品を提供。さらに、4月26日以降、益城町、西原村、大津町内の避難所の被災者(約3,300名)に対して、衛生用品(食中毒予防のためのリーフレット、手指消毒剤、ウェットティッシュ、マスク)のセットを追加配布し、衛生指導を実施。
- ・現地対策本部より、食中毒予防のチラシを配布。

キ アレルギー疾患関係

- ・6月末に、学会が設けた被災地のアレルギー症状で困っている患者や家族を対象とした相談窓口での対応およびアレルギー対応食の提供を終了した。

ク 薬剤師等の派遣

- ・救護所の閉鎖や地域薬局への移行が順調に進んでいることから、5/29をもって全国からの

薬剤師派遣を終了。

- ・他県の薬剤師会の支援によるモバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）についても、H28 5/30をもって撤収。
- ・熊本県薬剤師会が避難所をまわり、医薬品（O T C）の適切な保管管理・提供方法について確認・指導を行っていたが、避難所の縮小と地元医療機関が再開していることから、6月上旬をもって活動終了。

ケ その他

○経済産業省と連携し、電力、燃料の確保の困難な医療機関に対し、電力の優先復旧及び燃料の優先的調達に向けた調整を開始。（4月16日）電源車の要望があった2医療機関で対応済み。（H28 4/19 12:00）

○人工呼吸器在宅療養患者（H28 4/18 12:00 現在）

（熊本県）人工呼吸器使用患者164名全員は支障がないことを確認済み。

※熊本県、大分県、宮崎県では停電は解消済み。

○熱中症対策（H28 5/6 15:00 現在）

- ・被災地における熱中症予防のチラシ・ラジオ等により周知。（平成28年4月22日、厚労省、環境省の連名で、被災自治体あて、周知依頼の事務連絡発出）
- ・厚生労働省、経済産業省、環境省等で連携し、避難所におけるうちの配布を開始（現在は終了）
- ・避難所等を巡回する保健師等により、予防策を周知・啓発。

○水道の被害状況（H31 4/1 10:00 現在）

- ・初期対応として、震度5弱以上を記録した自治体へは厚生労働省から直接情報の確認を実施し、全ての自治体と連絡が取れ状況を確認済み。その後の状況は、その他の地域を含め県が被害状況をまとめ厚生労働省へ報告を随時実施。

(13) 農林水産省の対応

- ・農林水産大臣を本部長とする「農林水産省緊急自然災害対策本部」を開催（計7回）するとともに、第7回より「平成28年熊本地震復興推進本部」と呼称
- ・森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、農地やため池の被害、カントリーエレベーターや畜舎の損壊、林地の荒廃など、現場の状況を調査（平成28年5月2日）
- ・森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、卸売市場や水産加工施設、園芸作物の集荷場などの状況を調査（平成28年5月6日）
- ・森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、山地の崩壊や農地の陥没・地割れなどの状況を調査（平成28年5月15日）
- ・森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、「第7回水田営農再開連絡会議」への出席、震災によるみかん園地の石積み崩壊、大豆への作付転換、野菜施設被害、及び大雨によるノリ加工施設への浸水、漁港への流木被害などの状況を調査（平成28年7月22日、23日）
- ・山本農林水産大臣が熊本県下に出張し、林地の崩壊、農地の陥没、畜産施設の被害、水路の応急復旧、大豆への作付転換などの状況を調査（平成28年8月20日）
- ・磯崎農林水産副大臣が熊本県下及び大分県下に出張し、農地海岸施設被害復旧、農業用施設被害、大豆への作付転換、林地崩壊、畜産施設被害、水田石積み損壊などの状況を調査（平成28年9月9日、10日）
- ・既存の事業の運用を工夫することなどによる「平成28年熊本地震による被災農林漁業者への支援対策」（第一弾）を公表（平成28年5月9日）

【支援対策のポイント】

- ・被災農業者向け経営体育成支援事業の発動
- ・災害関連資金の特例措置の実施（貸付限度額の引上げ、貸付当初5年間実質無利子化）
- ・手作業による選果、他の集出荷施設等への輸送経費等への助成
- ・牛・豚マルキンの生産者積立金の納付免除、簡易畜舎の整備や家畜導入等に要する経費の助成
- ・被災農業者等の雇用支援 など

- ・補正予算で措置される復旧予備費を活用した追加対策（第二弾）を公表（平成 28 年 5 月 18 日）

【支援対策のポイント】

- ・被災農業者向け経営体育成支援事業について、
 - （1）補助率の引上げ、
 - （2）撤去費用に対する助成、
 - （3）加工用施設等を対象に追加
- ・農林水産業共同利用施設や卸売市場等の再建・修繕に対する支援
- ・作物転換する際の種子・種苗の購入、農作業委託等に対する支援
- ・被災した畜産農家等の地域ぐるみでの営農再開、体質強化を進める取組に対する支援
- ・ため池等の災害の未然防止、小規模な水路補修、復旧と一体となり「創造的復興」にも資する大区画化に対する支援
- ・山地の復旧支援、木材加工施設の再建に対する支援
- ・水産荷さばき施設等の再建・修繕に対する支援 など
- ・熊本地震復旧等予備費使用（第 1 弾）を閣議決定（85.8 億円）（平成 28 年 5 月 31 日）
- ・熊本地震復旧等予備費使用（第 2 弾）を閣議決定（9.6 億円）（平成 28 年 6 月 14 日）
- ・熊本地震復旧等予備費使用（第 3 弾）を閣議決定（20.5 億円）（平成 28 年 6 月 28 日）
- ・熊本地震復旧等予備費使用（第 4 弾）を閣議決定（54.6 億円）（平成 28 年 7 月 26 日）
- ・平成 28 年第 2 次補正予算案が成立（平成 28 年 10 月 11 日）
- ・平成 28 年熊本地震による災害を激甚災害に指定（平成 28 年 4 月 25 日）
- ・特定非常災害特別措置法に基づき、行政上の権利利益の満了日の延長を措置（農業経営改善計画の認定の有効期間の延長等、全 12 件）
- ・平成 28 年熊本地震の農林水産業に関する相談窓口を九州農政局管内に設置
- ・農作物及び漁業等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金（農業共済・漁業共済）の早期支払等について、九州各県の農業・漁業共済団体等に対し通知を発出（平成 28 年 4 月 15 日、18 日）
- ・農業共済の共済掛金の払込期限の延長（6 月 30 日まで）等について、熊本県の農業共済団体に対し通知を発出（平成 28 年 4 月 26 日）
- ・共済金（JA 共済・JF 共済）の迅速な支払いや、共済掛金の払込期間を延長する等の適時的確な措置を講じるよう、全共連・共水連等に対し通知を発出（平成 28 年 4 月 15 日）
- ・既貸付金の償還猶予等を適切に講じるよう、日本政策金融公庫等に対し通知を発出（平成 28 年 4 月 15 日、18 日、25 日、5 月 2 日）
- ・被災農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、新規融資に係る償還期限・据置期間の長期設定を適切に講じるよう日本政策金融公庫等に対し通知を発出（平成 28 年 5 月 2 日）
- ・アグリビジネス投資育成会社等による投資機能の活用や、被災農業法人への支援における出資条件等について柔軟な対応を要請する通知を発出（平成 28 年 5 月 2 日）
- ・災害救助法が適用された熊本県内の被災者に対し、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講じるよう、農協・漁協等に対し通知を発出（平成 28 年 4 月 15 日）
- ・農協・漁協を含む金融機関等における本人確認の柔軟な取扱い等を認める犯罪収益移転防止法施行規則の特例を措置（平成 28 年 4 月 22 日）
- ・環境保全型農業直接支払交付金について、申請期限の延長（6 月末日→8 月末日）等を行うこととし、九州農政局長に対し通知を発出（平成 28 年 4 月 28 日）
- ・平成 28 年産経営所得安定対策等に関係する交付申請書、ナラシ対策の積立申出、水田フル活用ビジョン、米の需給調整関係の計画書等の申請期日等を、通常の期日から 2 ヶ月後に延長することとし、熊本県知事、熊本県農業再生協議会会長等に対し、通知を発出（平成 28 年 4 月 27 日）
- ・平成 27 年産収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の交付申請期日の延長（5 月 2 日→6 月 30 日）をするため告示改正することとし、九州農政局長等に対し通知を発出（平成 28 年 4

月 19 日)

- ・多面的機能支払交付金について、活動要件等の特例について適切な運用を行うこと、また事業実績及び実施状況報告書の提出期限を延長（5 月末日→7 月末日）する等の措置を講じるよう、九州農政局長を通じて管内県知事に対し通知を发出（平成 28 年 4 月 28 日）
- ・中山間地域等直接支払交付金について、事業実績の提出期限を延長（5 月末日→7 月末日）する等の措置を講じるよう、九州農政局長を通じて管内県知事に対し通知を发出（平成 28 年 5 月 9 日）
- ・災害救助法が適用された熊本県内の倉庫において破袋した米穀について、詰替えた場合であっても、農産物検査証明を有効とするための手続き等を定め、九州農政局生産部長等に対し通知を发出（平成 28 年 4 月 26 日）
- ・水稻から大豆への作付転換に係る大豆種子について、不足する場合は食用からの転用種子の確保を講じるよう、熊本県内をはじめとする関係機関・団体に対し通知を发出（平成 28 年 4 月 27 日）
- ・水田営農の再開に向けて、①営農対策会議の開催、②被害状況の把握、③作付転換の意向確認等を行うため、九州農政局、熊本県、J A 熊本中央会による水田営農再開連絡会議を設置
- ・応急措置・復旧に係る農業振興地域制度・農地転用許可制度の取扱について通知を发出（平成 28 年 4 月 15 日）
- ・「災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用について」の通知を发出（平成 28 年 4 月 18 日）
- ・地震災害の査定前着工、多面的機能支払交付金の活用の事例等をまとめたパンフレット「査定前着工制度等の活用について」を県、関係市町村等に配布
- ・農地・農業水利施設等への被害に係る農業者への技術指導について、品目毎に参考となる事項をまとめ、九州農政局生産部長等に対し通知を发出（平成 28 年 4 月 27 日）
- ・被災農林漁業者に対する支援対策について、県段階の現地説明会を開催（平成 28 年 5 月 20 日農業及び林業関係、5 月 23 日水産関係）
- ・被災農林漁業者に対する支援対策について、市町村・地域段階の現地説明会を開催（平成 28 年 5 月 23 日から）
- ・多面的機能支払交付金要綱・要領を改正し、農地維持・資源向上（共同）、資源向上（長寿命化）とも、被災箇所の応急措置、補修・更新等の災害復旧活動を行えるように、特例を設定（平成 28 年 6 月 9 日）
- ・地震による影響を受けた森林域における航空レーザー計測結果について市町村説明会を実施（平成 28 年 7 月 4 日、10 月 17 日）

等

<職員の現地派遣>

農林水産省職員を現地に派遣し、食料供給・物流の円滑化や被害状況の把握等農林漁業の早期復旧に向けた取組を実施。

- ・九州農政局（764 人）・九州森林管理局（182 人）が熊本県に所在しており、職員が総力を挙げて震災対応を実施（4 月 22 日から 6 月 5 日まで、国出先機関支援チームに九州農政局から延べ 950 人、九州森林管理局から延べ 160 人派遣）
- ・物資調達・配送支援担当の責任者として、食料産業局長を九州農政局に派遣し、現場ニーズの把握や確実な提供の実現に向けた取組を実施。熊本県庁出向経験者等を派遣し、食料産業局長をサポート
- ・現地の司令塔として農林水産技術会議事務局研究総務官を九州農政局に派遣し、生産現場の営農再開を支援
- ・生産局畜産部室長他 1 名を九州農政局に派遣し、被害調査・復旧支援を実施
- ・被災直後から 8 月 5 日までに 120 名の農業土木技術職員等（農村振興局、地方農政局等）を九州農政局及び熊本県内市町村に派遣し、早期復旧支援を実施
- ・水産庁担当官 2～3 名を熊本県等に派遣し、被害状況の把握、漁業関係者等からの現地情

報の収集等を実施

- ・ 森林土木技術職員（林野庁）を熊本県に派遣し、災害復旧に向けた現地調査等を実施
- ・ 九州森林管理局職員を熊本県へ派遣し、治山及び林道の被害調査・復旧支援を実施
- ・ 市町村が行う罹災証明書発行に向けた家屋被害認定調査に協力するため、九州森林管理局から延べ106名の職員を交代で派遣
- ・ 政策統括官穀物課長、生産局野菜担当調整官を熊本県に派遣し、被害状況を把握
- ・ 政策統括官穀物課長を大分県に派遣し、被害状況を把握
- ・ 本省と九州農政局の担当が熊本県内の45の全ての地域農業再生協議会を訪問し、現状・課題等の把握や現地の取組をサポート
- ・ 市町村が行う罹災証明書発行に向けた家屋被害認定調査に協力するため、全国の地方農政局等から延べ17名の職員を交代で派遣
- ・ 農村振興局防災課災害査定官を熊本県に派遣し（5月26日から6月1日、6月13日から6月24日、7月20日から7月22日、7月27日から29日、9月20日から21日、11月10日から11日）、早期の災害復旧に向けた復旧計画の策定、復旧工法の検討を指導
- ・ 九州農政局の農業土木技術職員を熊本県山都町、御船町に1名ずつ派遣し、農地・農業用施設の災害査定の手導や査定設計書作成に係る業務支援を実施（11月8日から12月28日）

(14) 経済産業省の対応

- ・ 防災連絡会議を設置（4月14日）
- ・ 防災連絡会議を開催（4月15日）
- ・ 緊急災害対策本部を設置（4月16日）
- ・ 緊急災害対策本部会議（第1回）開催（4月16日6:00）
- ・ 緊急災害対策本部会議（第12回）開催（4月21日15:00）
- ・ 熊本県への派遣：経済産業省（本省、九州経済産業局及び九州産業保安監督部）から熊本県への派遣を終了（6月3日）
- ・ 九州電力から、熊本県全市町村及び隣接市町村における規制の小売料金及び託送料金についての特別措置（料金の支払期日の延長、電気料金の免除等）に関する認可申請を受け、同日、認可（4月18日）

【中小企業等】

<体制整備>

- 中小企業・小規模事業者の状況を直接把握し、その対応策を政府一丸となって進めるため、林経済産業大臣を本部長、鈴木経済産業副大臣を副本部長とする「総合中小企業対策本部」を設置（4月18日）
- ・ 中小企業庁次長以下、現地に職員を派遣・常駐化（4月18日～）
- ・ 被災中小企業者向けの支援策をまとめたガイドブックを現地で配布（4月19日～）。20日に第二版、25日に第三版、5月7日に第四版を発行。
- ・ 林大臣、鈴木副大臣ご出席の下、「熊本地方地震災害総合中小企業対策本部協議会」を開催。中小企業支援機関と意見交換し、更なる協力を要請（4月25日）
- ・ 鈴木副大臣が大分県（別府市・由布市）を訪問。被害状況を確認するとともに、大分県知事、別府市長、由布市長、観光関係者、中小企業等と意見交換（5月1日）
- ・ 林大臣が熊本県を訪問。熊本県知事や現地中小企業支援機関と意見交換を行うとともに、商店街や中小企業の被害状況を確認（5月7日）
- ・ 中小企業庁長官が熊本県を訪問。県議員や現地中小企業支援機関と意見交換を行うとともに、商店街や中小企業の被害状況を確認（5月12日）
- ・ 中小企業庁経営支援部長が熊本県を訪問。熊本県副知事、中小企業支援機関に熊本地震復旧等予備費を説明するとともに意見交換（5月31日）

<相談対応>

- 被災中小企業向けの「特別相談窓口」を設置（4月15日～）
- ・ 熊本県：23ヶ所（公的金融機関、支援機関及びこれらの全国機関、中小機構、下請かけこ

み寺、よろず支援拠点、九州経済産業局等)

- ・大分県：21ヶ所（公的金融機関、支援機関及びこれらの全国機関、中小機構、下請かけこみ寺、九州経済産業局等）

- 九州地域の商店街に専門家を順次派遣し、被災商店街・周辺商店街に対するよろず相談に対応（4月25日）
- 熊本県が開始した「ワンストップ特別相談会」への中小機構の専門家等を派遣や、熊本県や県内支援機関等と連携した専門家による巡回・訪問相談を実施（5月7日）
- 相談窓口への電話一本で（事前手続なしで）の専門家派遣を実施（5月7日）
- 熊本地震により被害を受けた商店街からの求めに応じ、震災からの復旧・復興に携わった経験を持つ実務家等を実費で派遣し、震災復興に係る取組事例やノウハウ等を伝える研修を実施（5月24日）

<金融支援>

- セーフティネット保証4号（熊本県：4月15日、大分県：4月26日、鹿児島県：5月6日、長崎県：5月13日、宮崎県：5月17日、佐賀県：5月25日、福岡県：6月3日）
－2億8000万円（うち8000万円は無担保）を別枠で100%保証（二階建て保証）
- 激甚災害法に基づく災害関係保証（熊本県（直接被害のみ）：4月25日）
－2億8000万円（うち8000万円は無担保）を上乗せ（実質三階建て保証）
- 日本政策金融公庫、商工中金による災害復旧貸付（熊本県：4月15日）
－別枠で1億5000万円、10年以内（据置2年以内）、利下げ（当初3年間▲0.9%）
- 政府系金融機関による既往債務の返済条件緩和、返済猶予への柔軟な対応、提出書類の簡素化等、負担軽減措置を実施（4月15日・25日）
- 小規模企業共済災害時貸付の適用（4月15日（20日に更に深掘り））
－限度額1000万円→2000万円、期間3年又は5年、金利0.9%→0%
- 特許庁は、地震の影響に伴う特許出願等に係る救済手続等をHPで周知するとともに、専用の「手続電話相談窓口」を開設（9月8日時点で相談件数37件）。（独）INPITの熊本県知財総合支援窓口（※）のサービス業務を再開（4月26日）。

<関係機関への要請等>

- 関係団体に対する下請中小企業への配慮要請
 - ・公正取引委員会が作成した「下請法上の留意点（Q&A）」を370団体に周知（4月15日）
 - ・親事業者による下請事業者に対する一方的な負担の押し付けの防止、復旧後の調達再開への配慮等につき、864団体に要請（4月25日）
 - ・下請中小企業に対する今後の発注の方針や計画についての情報提供を、親事業者に対して要請（5月13日）
- 官公需における受注機会の増大を図るため、被災地域の中小企業に対する適正な納期・工期の設定や迅速な支払等を各府省や都道府県に要請（4月27日）
- 小規模事業者経営改善資金（マル経）融資の運用の柔軟化について、実施団体（全国商工会連合会商工会、日本商工会議所）に要請（4月28日）

<その他（手続緩和等）>

- 小規模事業者持続化補助金等、公募中の補助金の公募期間を延長（4月22日、27日、5月10日、5月17日、5月19日）
- 中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書の提出期限を延長（4月21日）
- 中小企業団体の総（代）会の開催義務の柔軟化（4月22日）
- 共済事業に関する手続緩和（契約証書の紛失時の便宜、共済金の支払いの迅速化、共済掛金の猶予期間の延長）（4月22日）
- 熊本地震復旧等予備費を活用し、中小企業対策、観光対策を実施する。具体的には、中小企業の設備・施設の復旧支援のためのいわゆる「グループ補助金」に400億円、金融支援のために200億円、外国人観光客向けのPRに20億円など、総額675億円を支出することとした（5月31日）。
- 熊本地震復旧等予備費を活用した支援策について、熊本現地において、商工会・商工会議

所など中小企業支援機関向けに説明会を開催（5月31日）

- 熊本地震復旧等予備費による、熊本地震の影響を受けた小規模事業者において経営計画に基づく販路開拓等の取組を補助する「被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）」の公募を開始（5月31日）。
- 熊本地震復旧等予備費による、熊本県内の商店街等に活気を取り戻すためのイベント等の事業を補助する「商店街震災復旧等事業（商店街にぎわい創出事業）」の公募を開始（6月1日）。
- 熊本地震復旧等予備費を活用した支援策について、中小企業向けに説明会等を熊本県・大分県で実施（6月13日～）。
- 熊本地震復旧等予備費による、被災地域の中小企業等のグループが復興事業計画を作成し、施設・設備の復旧・整備等を補助する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の公募を開始（6月20日）
- 熊本地震復旧等予備費による、被害を受けた熊本県内の商店街等のアーケードの撤去・改修、共同設備の改修・建て替え、街路灯の設備改修等の事業を補助する「中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（商店街復旧事業）」の公募開始（6月22日）
- 熊本地震復旧等予備費による、被災地における中小企業組合が行う共同施設の災害復旧事業を補助する「中小企業組合等共同施設等災害復旧補助金（中小企業組合共同施設等災害復旧事業）」の公募開始（6月22日）
- ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech(ジェグテック)」について、優れた製品・技術を持つ熊本県及び大分県の中小企業についての応援サイトを開設。（5月11日）
- 輸出入に係る許可書等を紛失した者や、当該許可書等の有効期限延長手続きを行えない者に対し、交付手続きの弾力的運用（許可書の再発行等）を行う。（4月20日午後）に当省貿易管理HPで通知）
※現時点では、許可書等の紛失についての連絡・相談は寄せられていない。

<広報・情報提供>

- 被災中小企業者向けの支援策をまとめたガイドブックを現地で配布（4月19日～）。20日に第二版、25日に第三版、5月7日に第四版、5月20日に第五版、5月31日に第六版を発行
- 中小企業庁HP、twitter及び中小企業支援サイト「ミラサポ」による情報提供（4月15日～）

(15) 国土交通省の対応

- 4月14日23:00に第1回非常災害対策本部会議を開催、以降5月19日までに計20回の非常災害対策本部会議を開催
- リエゾン（情報連絡員）派遣【熊本県等に派遣。（H28 8/31）】
これまで、のべ2,405人派遣（H28 4/14～8/31）
- TEC-FORCE等 のべ8,326人・日派遣（H28 4/14～6/17）
 - ・TEC-FORCE のべ7,702人・日（H28 5/23）
 - ・専門家 のべ 624人・日（H28 6/17）
 - ・被災状況調査の代行、土砂災害危険箇所の点検、応急復旧など17市町村において活動。激甚災害指定に係る所要期間の短縮に貢献。
 - ・南阿蘇村阿蘇大橋地区（国道57号）において、道路復旧のための地質調査、斜面对策のための工事用道路整備を実施。
 - ・土砂災害危険箇所（1,155箇所）の緊急点検結果、県管理17河川の被災調査結果を熊本県知事及び13市町村長等へ報告。
 - ・熊本県及び市町村の管理道路等の被災状況調査結果を16市町村長等に報告。
 - ・山都町、宇土市の要請により公共物建築物の安全診断を支援。（H28 4/19～4/27）
 - ・熊本県内において、被災建築物の応急危険度判定を実施。（H28 4/23～4/28）
 - ・九州地方整備局所有船「海輝」「海煌」により飲料水を提供。（H28 4/16～5/2）
- 国土技術政策総合研究所、土木研究所、建築研究所、港湾空港技術研究所より、専門家のべ624人派遣（H28 4/15～6/17）。

- ・施設の被災調査および二次災害防止、被災施設の復旧等に関する高度技術指導を実施
- 防災ヘリ 九州はるかぜ号 H28 4/15～被災状況調査
- 四国アイランド号 H28 4/15～5/13 被災状況調査完了
- 北陸ほくりく H28 4/17～5/12 被災状況調査完了

(16) 環 境 省の対応

【廃棄物関係】

(4月14日)

- ・各地方環境事務所に対して被害状況の収集を指示 (21:45)

(4月15日)

- ・九州地方環境事務所災害対策本部を設置 (7:20)
- ・本省災害廃棄物対策室及び九州地方環境事務所以外の4事務所より環境省職員6名を派遣
- ・災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net) を活用し、専門家4名を派遣
- ・「災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用」について事務連絡を発出
- ・環境省ホームページに、「平成28年熊本地震における災害廃棄物対策について」として対応状況を掲載
- ・政府・現地対策本部に九州地方環境事務所より、職員を1名登録・派遣

(4月16日)

- ・被害拡大を踏まえ被害状況の再確認を各地方環境事務所に指示 (9:30)
- ・被災市町村の仮置場の設置状況と搬入状況等について調査
- ・益城町の仮置場において、搬入状況を調査するとともに、分別方法等を指導
- ・一般廃棄物の収集・運搬、避難所等で発生するし尿の収集・運搬について、関係業界団体に協力を要請

(4月17日)

- ・熊本県庁内（熊本市）に、現地支援チームの事務室を開設し、県内被災自治体を支援
- ・熊本市役所において、現地支援チームと市において、し尿処理対策等について協議
- ・仮設トイレの適切な使用方法及び衛生対策について、県を通じて市町村への助言・指導を実施

(4月18日)

- ・片付けごみの円滑・適切な処理について、県を通じて市町村への助言・指導を実施
- ・大分県庁内（大分市）に、現地支援チームの事務室を開設
- ・環境省福岡事務所内（福岡市）に、九州ブロック広域支援チームの事務室を開設
- ・一次仮置場の設置数を当初の設置数21箇所から40箇所に倍増
- ・「災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策」について事務連絡を発出
- ・益城町及び西原村において、被害状況を調査するとともに、災害廃棄物処理の初動対応について打合せ

(4月19日)

- ・仮設トイレ等のし尿を適正かつ円滑・迅速に収集・運搬、処理するために、避難所の仮設トイレの設置数や稼働状況等を確認するとともに、処理施設の稼働状況を確認（県内の21施設のすべてで受入れを実施中）
- ・集積された生活ごみや片付けごみが山積み状態となっている益城町に対して、全国都市清掃会議を通じて神戸市からのごみ収集車の派遣を要請
- ・神戸市からのごみ収集車の派遣支援についてプレスリリース（神戸市同時発表）

(4月20日)

- ・神戸市からの先遣隊が益城町（ましきまち）に到着し、現地調査を実施
- ・21日以降、益城町に対して神戸市がごみ収集車9台、熊本市に対して福岡市がごみ収集車3台、広島市がごみ収集車7台、京都市がごみ収集車3台とダンプ車1台を派遣することが決定
- ・熊本市内で収集した生活ごみについて、順次、熊本市から福岡市に搬入し、福岡市内のごみ処理施設において受け入れることが決定

(4月21日)

- ・ 益城町に対して神戸市がごみ収集車 9 台を派遣
- ・ 熊本市に対して福岡市がごみ収集車 3 台、広島市がごみ収集車 7 台を派遣
- ・ 京都市からの先遣隊が熊本市に到着し、現地調査を実施
- ・ 熊本市内で収集した生活ごみについて、熊本市から福岡市に搬入し、福岡市内のごみ処理施設において受け入れ開始
- ・ 21 日から、阿蘇市内で収集した生活ごみについて、大分市内のごみ処理施設において受け入れ開始を決定
- ・ 21 日以降、熊本市に対して北九州市がごみ収集車 6 台を派遣することが決定

(4月22日)

- ・ 熊本市に対して、広島市がごみ収集車を 7 台、北九州市がごみ収集車を 6 台、日向市がごみ収集車を 2 台派遣した
- ・ 23 日から、熊本市に対して松山市がごみ収集車を 3 台を派遣することが決定
- ・ 24 日から、熊本市に対して京都市がごみ収集車 3 台とダンプ車 1 台を派遣
- ・ 「被災した家電リサイクル法対象品目の処理」について事務連絡を発出
- ・ 「大規模災害により被災した自動車の処理」について事務連絡を発出
- ・ 「被災したパソコンの処理」について事務連絡を発出
- ・ 「大規模災害等により被害の生じた建築物等の建設リサイクル法上の取扱」について事務連絡を発出

(4月23日)

- ・ 25 日から、熊本市の生活ごみを長崎市のごみ処理施設で受け入れることが決定

(4月24日)

- ・ 熊本県現地支援チームのチーム長として、本省廃棄物・リサイクル対策部企画課長を派遣するとともに、政府・現地対策本部の幹部会議に参画
- ・ 益城町の仮置場が満杯になり一時閉鎖されたことを受け、現地支援チームを派遣し助言

(4月25日)

- ・ 由布市の生活ごみについて、大分市内のごみ処理施設において受け入れ開始。
- ・ 益城町において、現仮置場から新規整備中の仮置場へのごみ搬出作業を実施し、現仮置場の搬入準備が整ったが、悪天候の関係で、安全面を考慮し、26 日以降天候の回復を待って再開予定。

(4月26日)

- ・ 「被災市町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合の留意事項」について事務連絡を発出
- ・ 熊本市役所に、リエゾンを 2 名派遣
- ・ 熊本市に対して長崎市・島原市・諫早市・大村市がごみ収集車等を派遣し、支援を開始
- ・ 27 日以降、大津町に対して、鹿児島市がごみ収集車 3 台を派遣し、収集したごみを久留米市のごみ処理施設で受け入れることが決定

(4月27日)

- ・ 熊本市に対して四日市市・伊賀南部環境衛生組合・佐世保市がごみ収集車等を派遣し、支援を開始。
- ・ 28 日以降、熊本市に対して、大阪市と日南市がごみ収集車を派遣することが決定
- ・ 28 日以降、熊本市の生活ごみを北九州市のごみ処理施設で受け入れることが決定
- ・ 28 日以降、熊本市内のごみ集積所の片づけがれき等の搬出がネックとなり、路上にがれき等があふれていることを踏まえ、自衛隊の協力（5 月 3 日まで）を得て、優先度の高いところから収集・運搬を開始。

(4月28日)

- ・ 28 日以降、熊本市に対して、伊勢市・大分市・岐阜市がごみ収集車等を派遣することが決定
- ・ 28 日以降、熊本市の生活ごみを佐賀市のごみ処理施設で受け入れることが決定。

(4月29日)

- ・ 益城町の仮置場について、搬入を一時中止していたが、天候が回復し安全を確認出来たこと

から 29 日より搬入を再開。

(5 月 1 日)

- ・被災により停止していた熊本市東部環境工場の焼却炉 2 基のうち、1 基が 1 日に再稼働し、熊本市東部区域の生活ごみの焼却を再開。

(5 月 3 日)

- ・丸川大臣が熊本市及び益城町を現地調査するとともに、熊本県知事及び熊本市長と意見交換を実施
- ・関係省庁との調整を踏まえ、全壊に加え、半壊の家屋等の解体費用についても、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とすることとした
- ・併せて、「災害廃棄物処理事業の補助対象拡充」について事務連絡を発出
- ・自衛隊協力期間（4 月 28 日～5 月 3 日）終了後の収集・処理体制を県内外の民間事業者の協力を得て強化

(5 月 4 日)

- ・熊本県現地支援チームのチーム長として、新たに本省大臣官房審議官が着任

(5 月 6 日)

- ・益城町への支援強化のため、環境省職員を 1 名派遣し、補助金等の事務支援や仮置場の管理運営支援を実施予定（5 月 6 日から 1 週間）

(5 月 7 日)

- ・「災害廃棄物処理事業の取扱いに関する質疑応答」を発出し、既に倒壊した家屋等を自ら解体業者に依頼して撤去した場合についても、一定の条件のもと補助金の対象とすることとした。

(5 月 9 日)

- ・熊本市では、収集が滞っている集積所について町内会長に情報提供を求めるなど被災者のニーズを丁寧にくみとって個別の対応を実施中。

(5 月 10 日)

- ・熊本地震に伴う災害廃棄物処理等に関する説明会を熊本県庁で開催

(5 月 11 日)

- ・今後本格化する災害廃棄物の処理推進に向け、発生総量（100～130 万トン）の推計を示すとともに、県が事務委託を受けることの重要性や、広域処理について環境省が必要な調整を行う旨を井上環境副大臣から県に提案。
- ・今後の処理方針について、方向性を示す「基本方針」に加え、具体的内容である「実行計画」の策定について環境省として全面的に支援予定。

(5 月 17 日)

- ・熊本市では、被災により停止していた東部環境工場 1 号炉について、16 日夜から立ち上げ作業を開始し、17 日より廃棄物の処理を開始。

(5 月 18 日)

- ・国、県、市町村及び関係団体による「熊本県災害廃棄物処理対策会議」を開催し、今後の処理方針について、方向性を示す「災害廃棄物処理の基本方針」を策定。

(5 月 20 日)

- ・熊本県の 6 市町村（宇土市、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町及び甲佐町）から発生した災害廃棄物処理について、地方自治法に基づく同市町村からの要請により、熊本県が受託することを熊本県知事会見で公表。

(5 月 23 日)

- ・益城町にて、被災により停止していた益城クリーンセンターについて 5 月 23 日から試運転中

(5 月 26 日)

- ・熊本地震に伴う災害廃棄物処理等に関する説明会を熊本県庁で開催

(5 月 30 日)

- ・益城クリーンセンターについて 5 月 30 日に完全復旧。

(6月6日)

- ・「被災した建築物等の解体工事に係るアスベスト対策の徹底」について事務連絡を発出。

(6月7日)

- ・「被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策」について事務連絡を発出

(6月14日)

- ・熊本市が「平成28年4月熊本地震に係る熊本市災害廃棄物処理実行計画」を策定・公表。

(6月17日)

- ・「既に所有者等によって損壊家屋等の解体・撤去を行った場合の費用の償還に関する手続」について事務連絡を発出

(6月20日)

- ・九州地方環境事務所に対して(6月20日からの大雨による)被害状況の収集を指示(21:16)

(6月21日)

- ・各地方環境事務所に対して(6月20日からの大雨による)被害状況の収集を指示(13:45)
- ・井上副大臣が熊本市及び荒尾市を現地調査するとともに、熊本県知事及び熊本市長と意見交換を実施。熊本県知事より実行計画について説明を受ける
- ・熊本県が「熊本県災害廃棄物処理実行計画～第1版～」を策定・公表し、災害廃棄物発生量を195万トンと推計

(7月5日)

- ・廃掃法施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令を公布・施行

(7月8日)

- ・「熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業実施要領」等について熊本県、大分県宛に発出
- ・熊本地震に伴う災害廃棄物処理等に関する説明会を熊本県庁で開催

(7月13日)

- ・西原村から発生した災害廃棄物処理について、地方自治法に基づく同村からの要請により、熊本県が追加で受託

(7月20日)

- ・熊本市、益城町及び西原村から提出された災害報告書に基づき、災害査定を実施

(7月25日)

- ・「災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等」について事務連絡を発出

(7月26日)

- ・閣議において、熊本地震災害復旧等予備費において、災害廃棄物処理に340億円を使用することを決定
- ・併せて、予備費にて措置した災害廃棄物処理基金と、地方財政措置の拡充による地方負担額のさらなる軽減策を公表
- ・井上副大臣が熊本県知事、熊本市長、阿蘇市長及び南阿蘇村長に上記措置を説明するとともに、意見交換を実施

(7月28日)

- ・熊本市内の災害廃棄物2次仮置場の一つとして、熊本港を活用することを決定
- ・今後、熊本市において整地等を経て仮置場を設置し、現地の準備が整い次第、搬入開始の見込み。

(7月29日)

- ・環境省の支援拠点を熊本県庁から九州地方環境事務所に移転

(8月24日)

- ・災害廃棄物処理に100億円、廃棄物処理施設災害復旧に32億円を措置することを盛り込んだ、平成28年度第2次補正予算(案)を閣議決定

(8月29日)

- ・「災害廃棄物処理の数量管理」について事務連絡を発出

(9月14日)

- ・熊本市からの要請を受け地域ブロック協議会等を通じて、自治体及び民間の廃棄物処理施設における、災害廃棄物の広域処理の調整を開始

(9月20日)

- ・神奈川県川崎市において、熊本市からの木くずの広域処理を開始

(9月29日)

- ・熊本県が整備中の二次仮置場の部分供用を開始

(10月14日)

- ・環境省及び熊本県が災害廃棄物処理の進捗状況を公表開始

(10月30日)

- ・山本大臣が熊本県の二次仮置場を現地視察

(11月17日)

- ・環境省及び熊本県が災害廃棄物処理の進捗状況を公表（2回目）

(12月13日)

- ・熊本市が「熊本市災害廃棄物処理実行計画～第2版～」を公表

(12月14日)

- ・環境省及び熊本県が災害廃棄物処理の進捗状況を公表（3回目）。災害等廃棄物処理事業費補助金の査定に当たり市町村が推計した災害廃棄物発生量を合計したところ、熊本県内の災害廃棄物発生推計量は316万トンとなった

(12月21日)

- ・熊本県の二次仮置場で混合廃棄物の処理が始まり、全面共用開始

(12月22日)

- ・災害廃棄物処理に281億円を措置することを盛り込んだ、平成28年度第3次補正予算（案）を閣議決定

(平成29年3月27日)

- ・熊本市の熊本港仮置場の受入れ開始

(平成29年6月9日)

- ・熊本県が熊本県災害廃棄物処理実行計画を改訂し、「熊本県災害廃棄物処理実行計画～第2版～」を策定・公表し、災害廃棄物発生量を289万トンに修正。

(平成30年1月31日)

- ・熊本県二次仮置場の災害廃棄物の受入れ終了

(平成30年12月26日)

- ・損壊家屋の解体（解体棟数35,675棟）と災害廃棄物処理（処理量311万トン）が全て完了。

【ペット関係】

(4月16、17日)

- ・九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき福岡県及び佐賀県が、熊本県にペット用支援物資搬送

(4月17日)

- ・福岡県獣医師会の緊急獣医療派遣チーム（Vmat）が現地調査を実施（19日まで）

(4月18日)

- ・環境省が（公社）日本獣医師会及び（一財）ペット災害対策推進協会と震災対応について情報交換

(4月19日)

- ・被災ペットの対応のため、環境省が動物愛護管理室職員を熊本に派遣開始（～7月8日、延べ21名）

(4月20日)

- ・環境省と日本獣医師会の派遣職員が合同で、現地調査を実施（22日まで）

- ・（一財）ペット災害対策推進協会が寄付金の募集を開始

- ・環境省が Facebook 等を通じ、犬を連れて車中泊している避難者に対し、エコノミークラス

症候群の予防について呼びかけ。

(4月22日)

- ・熊本県獣医師会が災害救護対策本部を設置
- ・環境省は日本愛玩動物協会の協力の下で、熊本県獣医師会からの要請による、ペット相談所用の仮設テント2張りを提供。

(4月23日)

- ・災害救護対策本部がペットの相談窓口をグランメッセに設置し、ペットの一時預かり等の相談窓口を開設

(4月24日)

- ・災害救護対策本部がペット相談窓口を熊本市役所に設置
- ・福岡県獣医師会の緊急獣医療派遣チーム（Vmat）が、上記相談窓口対応や避難所の巡回等を実施（～5月8日）

(4月25日)

- ・九州7県2市からなる、行政獣医師を避難所等の被災ペットへの対応ために熊本へ派遣するため、環境省が全体を調整

(4月26日)

- ・九州各県市より派遣された行政獣医師のチームが避難所の巡回を開始（5月1日まで）

(4月27日)

- ・環境省が熊本市の迷子ペット対策が促進されるよう、近畿中四国各府県市、全国ペット協会及びペットパーク流通協会の協力を得て、熊本市動物愛護センターが震災前から収容している犬猫約30頭の移送を開始（～28日）

(4月28日)

- ・熊本県庁内の現地対策本部のリエゾンとして環境省が職員を派遣し、被災ペット対策に関しては現地対策本部との連絡調整等に対応（～5月29日、延べ4名）

(4月29日)

- ・環境省、避難所等において要望のあったペット用物資を全国ペット協会の協力を得て搬入
- (5月1日)
- ・九州7県2市からの行政獣医師による避難所等の被災ペットへの巡回対応が完了
- ・日本獣医師会が診察補助券を被災者に配布し、ペットの一時預かりも支援

(5月3日)

- ・丸川環境大臣が、熊本市、益城町において現地調査を実施。熊本県庁において熊本県知事と意見交換を行った他、熊本市動物愛護センター（熊本市長同行）、グランメッセ熊本、益城町総合運動公園において被災ペット対策の状況を確認し、関係者と意見交換
- ・熊本市と益城町にペット同伴可能な仮設住宅の整備を要請

(5月9日)

- ・熊本市が、環境省と合同で被災ペットの緊急一時預かり（健康上の理由等による）を開始（～10月31日、延べ犬131日頭、猫36日頭）
- ・益城町が、環境省及び総合運動公園の指定管理者等と合同で、ペットの一時預かりのための施設整備に着手

(5月10日) ・環境省が熊本地震・被災ペット対策の支援に関する第1回情報交換会を東京で開催（ペット関連16団体・協会等）

(5月11日)

- ・井上環境副大臣、鬼木政務官が熊本県、福岡県を視察。熊本県知事、熊本市長、福岡市副市長等と意見交換
- ・環境省が熊本市の避難所再編にあわせてペットの屋内受け入れを可能にするのを支援するためケージ120基を熊本市に提供

(5月12日)

- ・必要な資材を支援するため、県と共に市町村を調査、同時に益城・嘉島・甲佐町でペットの受入れについて協議、以降10市町村で応急仮設住宅でのペットの飼育について要請（5月26

日まで)

(5月13日)

- ・現地動物救護本部を立ち上げるための会議を熊本県獣医師会で開催（熊本市も参加して毎週金曜に情報交換会を定例化）

(5月16日)

- ・益城町総合運動公園のペットの飼育専用の一時預かりの施設（冷房付きコンテナハウス3基、ケージ50基）の運用を開始（～10月31日、延べ犬2588日頭、猫1026日頭）

(5月17日)

- ・ペットの飼養が可能な仮設住宅の必要性を説明して建設を要請・依頼するため、県と共に市町村を巡回訪問

(5月26日)

- ・環境省が熊本地震・被災ペット対策の支援に関する第2回情報交換会を東京で開催（ペット関連16団体・協会等）

(5月27日)

- ・熊本県、熊本市、熊本県獣医師会が熊本地震ペット救護本部を設置（平成29年2月21日までに、18回の打合せ会議を開催）

(6月3日)

- ・要望により甲佐町の応急仮設住宅に11基のケージを提供

(6月5日)

- ・緊急預かりの犬4、猫3頭について、九州動物福祉協会（6月2日に熊本地震ペット救護本部に加入）が運営する熊本地震ペット救援センターでの預かりを開始（平成29年2月15日時点で、犬21頭、猫10頭を預かり中）

(6月28日)

- ・ペット同行避難者等の実態把握調査を開始

(17) 気 象 庁の対応

- ・非常体制（4月14日21:26）
- ・4月14日23:30以降、40回地震活動の状況について報道発表
- ・4月14日23:37以降、25回の記者会見を実施。
- ・揺れの大きかった市町村を対象に気象支援資料の提供を開始（4月14日）
- ・震度7～6弱が観測された地域を中心に、地震動による被害調査及び震度観測点の状況確認のため、気象庁本庁、福岡管区气象台及び熊本地方气象台より熊本県に派遣（気象庁機動調査班（JMA-MOT））（4月15日）
- ・気象庁ホームページに「平成28年（2016年）熊本地震の関連情報」のポータルサイトを設置（4月15日）
- ・政府現地対策本部に本部員1名、リエゾン1名派遣（4月15日～）
- ・揺れの大きかった地域について土砂災害警戒情報、大雨警報・注意報発表基準の暫定的な運用を開始（4月15日5:50）
- ・「平成28年（2016年）熊本地震」と命名（4月15日10:30）
- ・政府現地対策本部にリエゾン1名追加派遣（4月16日～）
- ・震度5強以上が観測された熊本県、大分県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県に、現地調査のため10班を派遣（気象庁機動調査班（JMA-MOT））（4月16日）
- ・揺れの大きかった地域について土砂災害警戒情報、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報発表基準の暫定的な運用を開始（4月16日15:00）
- ・臨時の震度観測点の設置について報道発表（4月18日10:30）
- ・臨時の震度観測点の設置について報道発表（4月19日15:30）
- ・益城町および西原村の震度について報道発表（4月20日18:00）
- ・臨時の津波観測点の設置について報道発表（4月23日15:00）
- ・震度1以上を観測した地震の回数等の精査結果について報道発表（10月11日14:00）

(18) 国土地理院の対応

- ・ 益城・熊本・熊本南・宇城地区の緊急撮影を実施 (H28 4/15)
- ・ 宇土・熊本中央・合志・西原・阿蘇・南阿蘇・別府地区の緊急撮影を実施 (H28 4/16)
- ・ 南阿蘇村で UAV 測量による被災状況調査のため国土地理院ランドバード (GSI-LB) を派遣 (H28 4/15~4/18)
- ・ 益城・熊本・熊本南・宇城地区地区の空中写真等を関係機関へ提供 (H28 4/15・4/16)
- ・ 益城・熊本・熊本南・宇城地区地区の空中写真等をホームページで公開 (H28 4/15・4/16)
- ・ 南阿蘇村・益城町で撮影した UAV 測量による被災状況調査の動画をホームページで公開 (H28 4/17)
- ・ 宇土・合志・西原・阿蘇・南阿蘇・別府地区の空中写真等をホームページで公開 (H28 4/17)
- ・ 南阿蘇村で撮影した UAV 測量による被災状況調査の動画をホームページで公開 (H28 4/17)
- ・ ○政府現地対策本部に本部員 1 名、リエゾン 1 名派遣 (H28 4/15~8/1)
- ・ 政府現地対策本部にリエゾン 1 名追加派遣 (H28 4/19~4/28)
- ・ 南阿蘇村の土砂災害の立体図をホームページで公開 (H28 4/18)
- ・ U A V による動画から判読した地表の亀裂分布図をホームページで公開 (H28 4/18)
- ・ 干渉 S A R の解析結果をホームページで公開 (H28 4/15・4/18)
- ・ 熊本地区の空中写真等をホームページで公開 (H28 4/18)
- ・ 土砂崩壊地分布図をホームページで公開 (H28 4/18・4/22・4/25・7/8・7/27)
- ・ 空中写真での被災前後の比較をホームページで公開 (H28 4/18~)
- ・ 小国・南阿蘇 2 地区の緊急撮影を実施 (H28 4/19)
- ・ 阿蘇地区ほか 8 地区の撮影を実施 (H28 4/20)
- ・ 小国・南阿蘇 2A・西原 2 地区の空中写真等をホームページで公開 (H28 4/20)
- ・ 重ね合わせ地図 (電子基準点、干渉 SAR、UAV、土砂崩壊地分布図など) をホームページで追加 (H28 4/21)
- ・ 地震による亀裂分布をホームページで更新 (H28 5/13)
- ・ だいち 2 号干渉 SAR による変動 (上下・東西成分) の検出をホームページで公開 (H28 4/20)
- ・ だいち 2 号干渉 SAR による変動の検出をホームページで追加公開 (H28 4/21・5/3)
- ・ 立体地図 (地理院 Globe における立体地図の閲覧) をホームページで追加公開 (H28 4/21)
- ・ 玉名・御船・菊池・天草地区の空中写真等をホームページで公開 (H28 4/24)
- ・ 熊本断層地区 A・B 地区の撮影を実施 (H28 4/29)
- ・ 熊本断層地区 A・B 地区の空中写真をホームページで公開 (H28 5/2)
- ・ 緊急 GNSS 観測の結果をホームページで公開 (H28 5/6)
- ・ 益城町周辺の航空レーザ計測を実施 (H28 5/8)
- ・ 地表地震断層を中心とした亀裂等の地表変位確認調査を実施 (H28 5/10~12)
- ・ 熊本城で UAV 測量による被災状況調査のため国土地理院ランドバード (GSI-LB) を派遣 (H28 5/11~13)
- ・ 熊本城で地上レーザ計測による被災状況調査のため派遣 (H28 5/17~23)
- ・ UAV を用いた熊本城復旧支援のための撮影についてホームページで公開 (H28 5/19・6/22)
- ・ 電子基準点改定成果の公表についてホームページで公開 (H28 5/19・6/16)
- ・ 熊本地区 A・B の撮影を実施 (H28 5/30・5/31)
- ・ 災害復旧工事等公共測量実施に必要な測地基準点 (三角点・水準点) の復旧測量を実施 (H28 5/31~8/31)
- ・ 熊本地区 A・B の空中写真等をホームページで公開 (H28 6/3)
- ・ 復旧のための地理空間情報 (地図・写真図) の整備を実施 (H28 6/14~12/22)
- ・ 熊本城での地上レーザ計測による被災状況調査についてホームページで公開 (H28 6/22)
- ・ 布田川断層帯・日奈久断層帯周辺の航空レーザ測量による高精度標高データを整備し、陰影段彩図・標高差分段彩図をホームページで公開 (H28 7/1)
- ・ 益城町、西原村、南阿蘇村周辺の空中写真撮影を実施 (H28 7/5~24)
- ・ 益城町、西原村、南阿蘇村周辺の空中写真等をホームページで公開 (H28 7/7・7/26)

- ・災害復旧工事等公共測量実施に必要な測地基準点（三角点・水準点）の測量成果を改定しホームページで公開（H28 8/31・9/12）
- ・布田川断層帯・日奈久断層帯周辺の航空レーザ測量による高精度標高データ（菊陽地区）を整備し、菊陽地区を追加した標高差分段彩図をホームページで公開（H28 12/21）
- ・応急復旧対策基図をホームページで公開、一般利用者向けに刊行（H28 12/22）
- ・平成 28 年熊本地震により出現した地震断層等を表示した、布田川・日奈久断層帯の 2 万 5 千分 1 活断層図「阿蘇」「熊本 改訂版」をホームページで公開（H29 10/30）

(19) 原子力規制庁の対応

- ・原子力規制委員会 臨時会議開催（4 月 18 日 10:30）
- ・原子力規制委員会 委員長記者会見（4 月 18 日 11:23）

7 地方自治体の対応等

(1) 熊本県の対応

- ・4 月 14 日 21:26 熊本県災害対策本部設置
- ・4 月 14 日 22:40 自衛隊へ災害派遣要請
- ・4 月 14 日 22:42 緊急消防派遣要請
- ・4 月 15 日 0:30 第 1 回災害対策本部会議開催
- ・4 月 15 日 3:00 第 2 回災害対策本部会議開催
- ・4 月 15 日 7:00 第 3 回災害対策本部会議開催
- ・4 月 15 日 13:00 第 1 回政府現地対策本部会議・第 4 回災害対策本部合同会議開催
- ：
- ・8 月 30 日 16:30 第 44 回政府現地対策本部会議・第 49 回災害対策本部合同会議開催
- ・8 月 30 日 23:59 熊本県災害対策本部廃止

(2) 大分県の対応

- ・4 月 16 日 1:25 災害対策本部設置
- ・4 月 28 日 10:30 廃止
- ・4 月 29 日 15:09 災害対策本部設置
- ・4 月 29 日 21:00 廃止

(3) 福岡県の対応

- ・4 月 16 日 1:25 災害対策本部設置
- ・4 月 25 日 17:00 廃止

(4) 長崎県の対応

- ・4 月 16 日 1:25 災害対策本部設置
- ・4 月 23 日 0:00 廃止

(5) 被災自治体への職員派遣等の概要（総務省情報：平成 29 年 10 月 13 日 18:00 現在）

職員派遣の状況

ア 対応システム

- ①熊本県及び市町村（熊本市除く 13 市町村）への派遣（平成 28 年 9 月 30 日で派遣終了）
「九州・山口 9 県災害時応援協定」に基づき実施
 - ・熊本県庁内に九州知事会のリエゾンを派遣（4 月 14 日より派遣）
 - ・県庁において、県・市町村（熊本市を除く）の職員派遣要望のニーズを把握し、リエゾンと調整
 - ・当番県（大分県）がニーズを踏まえ、マッチング
 - ・担当県を割り振り、対口支援
 うとし
 宇土市……長崎県（4 月 18 日より派遣）、8 月 26 日で派遣終了
 沖縄県（4 月 23 日より派遣）

う き し
宇城市……鹿児島県（４月２０日より派遣）、６月３０日で派遣終了
あ そ し
阿蘇市……宮崎県（４月１９日より派遣）、５月２７日で派遣終了
長崎県（４月１９日より派遣）

にしはらむら
西原村……佐賀県（４月１９日より派遣）、７月３１日で派遣終了
みなみあそむら
南阿蘇村……大分県（４月１９日より派遣）、７月３０日で派遣終了
全国知事会（４月２１日より派遣）

みふねまち
御船町……山口県（４月１８日より派遣）、９月３０日で派遣終了
かしまち
嘉島町……静岡県（４月１９日より派遣）、７月２９日で派遣終了
福島県（４月１９日より派遣）

ましきまち
益城町……福岡県（４月１９日より派遣）、８月２１日で派遣終了
関西広域連合（４月１９日より派遣）

きくちし
菊池市……長崎県（４月２１日より派遣）、５月２０日で派遣終了
きくようまち
菊陽町……福岡県（４月２１日より派遣）、７月７日で派遣終了
関西広域連合（４月２１日より派遣）

こうさまち
甲佐町……鹿児島県（４月２１日より派遣）、６月２６日で派遣終了
やまとちよう
山都町……宮崎県（４月２２日より派遣）、５月３１日で派遣終了
おおづまち
大津町……関西広域連合（４月２１日より派遣）、８月７日で派遣終了

②熊本市への派遣（平成 28 年 10 月 18 日で派遣終了）

「２１大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき実施

- ・熊本市役所内に指定都市市長会のリエゾンを派遣（４月１６日より派遣）
- ・熊本市のニーズをリエゾンが把握・調整の上、指定都市市長会に伝達
- ・指定都市市長会で各指定都市と派遣について調整

③全国スキームによる対応

- ①及び②による対応が困難な場合、全国知事会、全国市長会、全国町村会と協力して、必要な職員派遣を確保